

資料 4

第6次 岐阜県環境基本計画 (案)

【黄色着色下線部】

パブリック・コメントにて示した
計画案から修正した部分（表記ミスを除く）

令和3年2月

岐阜県

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 基本的事項 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 1 |
| 1 策定の趣旨 | |
| 2 計画の位置付け | |
| 3 計画の期間 | |
| 第2章 今日の環境を巡る動きと本県の課題 ······ ······ ······ ······ | 3 |
| 1 今日の環境を巡る動き（国際情勢及び国内の状況） | |
| (1) S D G s（持続可能な開発目標）の取組の本格化 | |
| ① 温暖化の防止と気候変動への適応 | |
| ② 資源循環の推進 | |
| (2) 新型コロナウイルス感染症の教訓と新しいライフスタイルへの転換 | |
| (3) 地域循環共生圏の創造（国第5次環境基本計画） | |
| 2 岐阜県の状況 | |
| (1) 自然特性（地理的特性、気候特性）～「飛山濃水」の地～ | |
| (2) 環境～緑豊かな森林と美しい清流～ | |
| (3) 経済～清流が育むモノづくりと観光産業～ | |
| (4) 社会～長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展～ | |
| (5) S D G s 未来都市～自然と人が創り出す世界に誇る「清流の国ぎふ」～ | |
| 3 第5次岐阜県環境基本計画の総括 | |
| (1) 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり | |
| (2) 地球温暖化を防止する | |
| (3) 資源が循環される社会を築く | |
| (4) ふるさとの自然を守り共生する | |
| (5) 安全で健やかな生活環境で暮らす | |
| 第3章 計画の方向性 ······ ······ ······ ······ ······ ······ | 35 |
| 1 基本理念 | |
| ～自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現～ | |
| 2 目指すべき将来像（ぎふエコビジョン2030）と基本施策 | |
| (1) 2050年に県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、地球温暖化に対する緩和策と適応策が着実に進展し、気候変動の影響が最小化されています | |
| 基本施策1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応 | |
| (2) 3 R（ごみ発生抑制・再使用・再生利用）の意識が浸透し、資源循環型 | |

社会が形成されています

基本施策2 資源循環型社会の形成

- (3) 豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されています

基本施策3 美しく豊かな環境との共生

- (4) 県民すべてが安全・安心で健康的な生活が送れる環境が確保されています

基本施策4 安全・安心な生活環境の確保

- (5) 県民一人ひとりや各事業者に環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが根付いています

基本施策5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

3 取組方針

- (1) 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり
(地域循環共生圏の創造)

- (2) 「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり

第4章 施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

- (1) 温暖化対策の推進
(2) 気候変動への適応

2 資源循環型社会の形成

- (1) 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進
(2) 不適正処理対策の徹底

- (3) 災害廃棄物・感染症への備え

3 美しく豊かな環境との共生

- (1) 地域循環共生圏の創出支援
(2) 自然環境の保全及び活用
(3) 生物多様性の保全

4 安全・安心な生活環境の確保

- (1) 水及び土壤の汚染防止
(2) 大気環境の保全

5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

- (1) 多様な主体間の連携による人づくり
(2) 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

6 地域の特性を踏まえた取組の推進

7 各主体に期待する取組

8 関連指標一覧

第5章 計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1 計画の推進体制 | |
| 2 進捗管理と評価 | |
| 3 計画の見直し | |
| 参考資料 | 91 |
| 1 用語解説 | |
| 2 環境に関する県民等意識調査結果（概要） | |
| 3 岐阜県環境基本条例 | |
| 4 計画の策定経過 | |
| 5 岐阜県環境審議会委員名簿 | |
| 6 関連計画 | |
| コラム | |
| 1 SDGs ウェディングケーキ図 | 5 |
| 2 地域循環共生圏 取組の紹介1 郡上市「地域共生圏協議会」 | 41 |
| 3 地域循環共生圏 取組の紹介2 美濃加茂市「里山千年構想」 | 42 |
| 4 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） | 48 |
| 5 再生可能エネルギーの活用による地産地消エネルギーシステムの構築 | 49 |
| 6 ぎふ清流COOL CHOICE | 50 |
| 7 岐阜県気候変動適応センター | 50 |
| 8 適応復興（豪雨災害） | 51 |
| 9 ぎふプラごみ削減モデルショップ | 56 |
| 10 ぎふ食べきり運動 | 57 |
| 11 清流の国ぎふ森林・環境税 | 62 |
| 12 サステイナブル・ツーリズム | 63 |
| 13 長良川システム | 64 |
| 14 クマのゾーニング管理 | 65 |
| 15 環境学習のコーディネート | 71 |
| 16 「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター morinos（モリノス）」 | 72 |
| 17 「清流の国ぎふ」SDGs 推進ネットワーク | 72 |
| 18 環境にやさしいライフスタイル | 73 |
| 19 県民のみなさんに期待する取組1 省エネ | 79 |
| 20 県民のみなさんに期待する取組2 再生可能エネルギーの利用 | 80 |
| 21 県民のみなさんに期待する取組3 ごみの減量 | 81 |
| 22 事業者のみなさんに期待する取組1 二酸化炭素排出量の削減 | 84 |
| 23 事業者のみなさんに期待する取組2 資源循環 | 85 |

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

- 本県では、平成28（2016）年3月に「第5次岐阜県環境基本計画」を策定し、令和2（2020）年度までの5年間にわたり『新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり』を基本理念として様々な施策に取り組んできました。
- 相前後して、国際社会では、平成27（2015）年にはSDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の国連での採択など世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされました。
- 地球規模の気候変動による影響が様々な領域において顕在化しつつあり、県内においても平成30年7月豪雨災害及び令和2年7月豪雨災害によって甚大な被害が発生しました。「気候危機」とも称される気象災害リスクへの対応が今後の防災・減災対策に求められる状況となっています。
- また令和2（2020）年3月には、新型コロナウイルス感染症が世界規模で感染拡大し、世界保健機関（WHO）によってパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明されるに至りました。この人類史上、未曾有の危機に対し、世界各国がウィズコロナ、アフターコロナ時代の「新たな日常」を模索し続けている状況にあります。
- このような環境を巡る大きな転換点を迎えている中にあって、新たな諸課題にも対処するため「第6次岐阜県環境基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- 岐阜県環境基本計画は「岐阜県環境基本条例」（平成7年岐阜県条例第9号）第10条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。
- 「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」及び「岐阜県SDGs未来都市計画」に沿った環境政策の全体像を示す計画であり、本県の環境に関する各計画の最上位に位置します。
- したがって、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」や「岐阜県廃棄物処理計画」、「生物多様性ぎふ戦略」など、本県の環境に関する個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定・推進します。
- また、各分野の個別計画において環境の視点を盛り込むにあたっては、本計画との整合に留意するとともに、相互に連携し環境の保全に向けて一体となって施策を推進します。

- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する本県の行動計画を包含しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度を目標年度とする5年間とします。

第2章 今日の環境を巡る動きと本県の課題

本章では、今日の環境を巡る動き（国際情勢及び国内の状況）を俯瞰し、岐阜県の状況や第5次岐阜県環境基本計画の総括を踏まえつつ、本県が取り組むべき諸課題について整理します。

1 今日の環境を巡る動き(国際情勢及び国内の状況)

(1) S D G s（持続可能な開発目標）の取組の本格化

- S D G s（Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年9月にアメリカで開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた国際目標です。人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものであり、2030年を期限とする17のゴールと169のターゲット、またそれらの達成度合いを評価する232の指標で構成されています。**図表1**
- これを受けて、国では、平成28（2016）年5月に内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「S D G s推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整え、さらにこの本部の下で、行政、民間セクター、N G O・N P O、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「S D G s推進円卓会議」における対話を経て、同年12月、今後の日本の取組の指針となる「S D G s実施指針」を決定しました。
- また、民間においてもS D G sの達成に向けた取組は進められており、企業ではこれまでの事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方（C S R）から、S D G sを本業として取り組むことで社会課題の解決と企業の利益を同時実現する共有価値の創造（C S V）という考え方や、金融の分野でも環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)を重視するE S G投資など、環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大しています。

課題

世界的潮流であるS D G sの達成に向け、循環共生型の「持続可能な社会」の実現を目指す必要があります。

図表1 SDGs 17の持続可能な開発目標



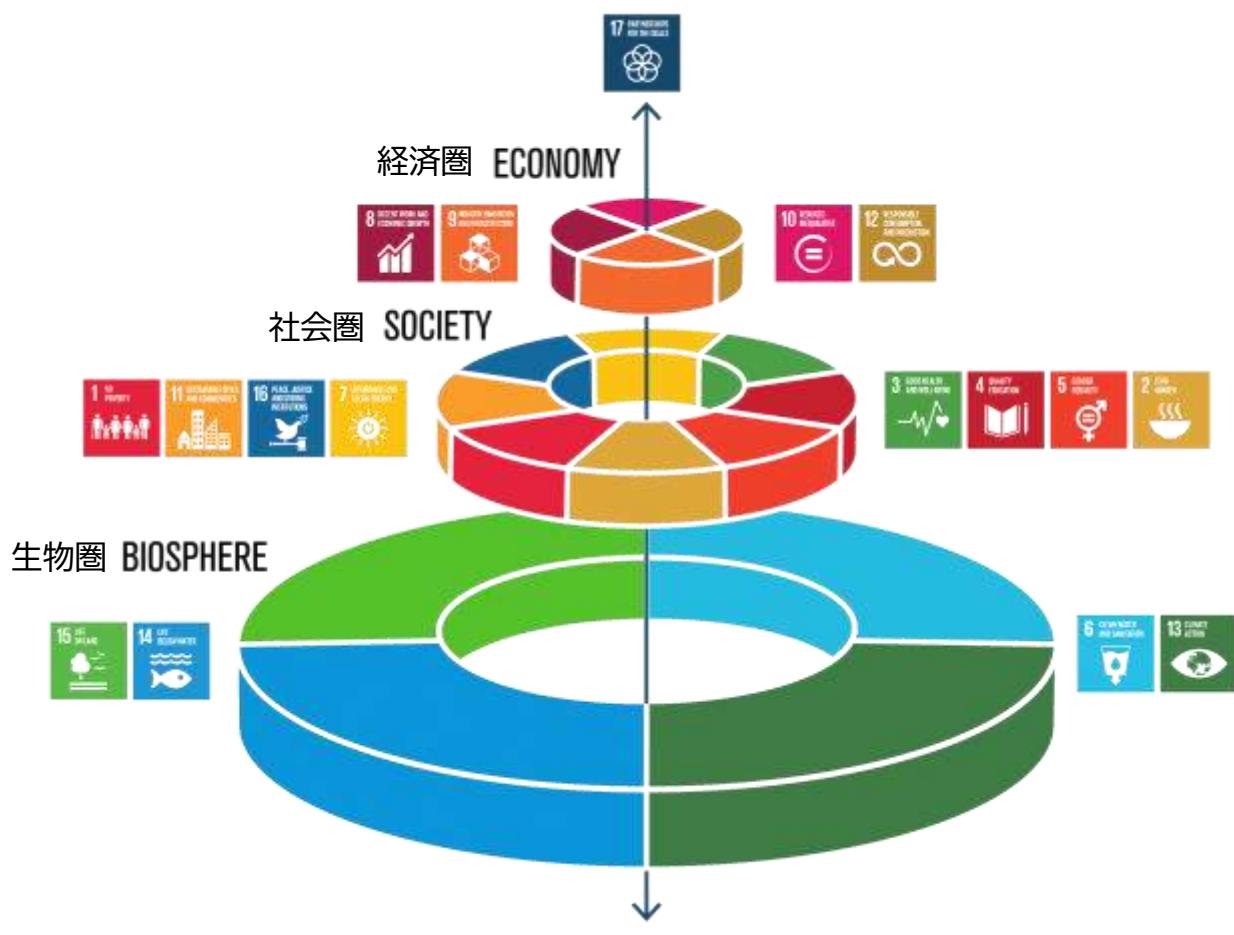
出典：国際連合広報センターホームページ

- 目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標9. 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11. 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

コラム 1 SDGsウェディングケーキ図

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を実現するための国際目標であり、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されており、この目標を達成するためには、私たち一人ひとりが身の回りの社会問題や環境問題などの様々な課題を「自分ごと」として捉え、積極的に行動することが大切です。

17のゴールは「経済」、「社会」、「環境」の三側面を不可分なものとして調和させる目標となっており、これらの関連性は「SDGsウェディングケーキモデル」でも示されています。このモデルでは、17のゴールを「経済圏(ECONOMY)」、「社会圏(SOCIETY)」、「生物圏(BIOSPHERE)」の三つの層に分類しており、「経済」、「社会」、「環境」の三側面がお互いに関連し合っていることを視覚的に表現しています。土台となっているのは「生物圏」で、その上に「社会圏」があり、さらにその上には「経済圏」が乗る形となっているため、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられているということを表しています。これは、一番下で全体を支える役割を担う「環境」の持続可能性がなければ、「社会」や「経済」の持続的な発展は成り立たないということを示しています。



① 地球温暖化の防止と気候変動への適応

- 地球温暖化による気候変動は、既に気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会に大きな影響をもたらしつつあります。今後、このまま気候変動が進行すると、自然災害、生態系、農林水産業、健康など様々な分野で広範囲に不可逆的な影響を生じさせる可能性が指摘されています。
- 平成27（2015）年12月に合意され、令和2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みを定めた「パリ協定」では、「世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるために、21世紀後半には温室効果ガスの実質排出量をゼロにする」ことが世界共通の長期目標として掲げられました。主要排出国を含む多くの国がこのパリ協定に参加しており、締結国は176か国・1地域（EU）をカバーしています（平成30（2018）年5月時点）。なお、世界で2番目に温室効果ガス排出量の多いアメリカ合衆国は、令和2（2020）年11月に特朗プ政権下においてパリ協定から離脱しましたが、令和3（2021）年1月にバイデン政権下において復帰するための文書に署名しました。
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成30（2018）年10月に発表した「1.5°C特別報告書」では、温暖化を産業革命前に比べて1.5°Cに留めるためには、令和12（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成22（2010）年比で約45%減らし、2050年前後に実質ゼロにする必要性を示しました。
- 国は、平成28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%減とする中期目標を設定しました。また、令和元（2019）年6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、その実現に向けてイノベーションや地域循環共生圏の形成により、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という長期的目標を掲げました。
- なお、東京都・京都市・横浜市を始めとする201の自治体（令和2（2020）年12月25日時点）が、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています（表明した自治体人口合計は9,014万人（本県は令和2（2020年）年12月9日に表明））。
- また、平成30（2018）年6月には気候変動の影響による被害の回避・軽減を目的として、「気候変動適応法」が公布され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。さらに、気候変動適応法に基づき同年11月には「気候変動適応計画」が策定され、各主体が気候変動適応の推進のため担うべき役割が明確化されました。
- 令和2（2020）年10月26日には、菅義偉内閣総理大臣が「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会

の実現を目指す」と表明されました。これを受け同月30日には、2050年カーボンニュートラルに向け、国の「地球温暖化対策推進本部」が開催されるとともに、「成長戦略会議」などの場において政府を挙げての議論が足早に開始されています。さらに、令和3（2021）年1月に、菅内閣総理大臣は第204回通常国会での施政方針演説で「2035年までに新車販売で電動車100%を実現する」と表明しました。これらを踏まえ、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく長期戦略」の見直しが予定されているところです。



課題

「持続可能な社会」を実現していくためには、地球温暖化を抑制するための緩和策を強化すると同時に、気候変動による被害を回避・軽減するための適応策を推進していく必要があります。

② 資源循環の推進

- 「令和2年版環境白書」（環境省）によると、世界で毎年約800万tのプラスチックごみが海洋流出し、2050年には海洋中のプラスチックごみの総重量が魚の総重量を超えるという試算がなされており、このまま放置すると地球規模での環境汚染が深刻化し、海洋生態系や人の健康への影響が懸念されています。
- 令和元（2019）年6月のG20大阪サミットでは、2050年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有しました。
- わが国では、これまで多くのプラスチックごみを海外に輸出（平成30（2018）年は約101万t）してきましたが、近年輸出先であるアジア各国で輸入規制が導入・強化され、国内での処理の必要性が高まっています。さらに有害廃棄物の定義や輸出入を規定する国際条約であるバーゼル条約においても、令和元（2019）年5月にはリサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを規制対象とする改正が採択され、令和3（2021）年以降は、汚れたプラスチックごみを輸出する際には相手国の同意が必要となりました。
- 令和2（2020）年7月からは、ライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的として全国でプラスチック製買物袋が有料化されました。
- 一方、国内では年間2,550万tの食品廃棄物等が排出され、このうちまだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は612万tにのぼります（平成29（2017）年度推計）。これは世界の食糧援助量の1.6倍に相当し、国民一人あたりに換算するとお茶碗1杯（約132g）の食べ物が毎日捨てられていることになります。
- こうした事態を受け、国は令和元（2019）年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を公布し、多様な主体が連携し国民運動として食品ロスの削減を推進することとなりました。
- また、平成30（2018）年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生を掲げています。

課題

地球資源の有限性という制約条件のもと、「持続可能な社会」を実現していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を図り、地下資源（化石燃料、鉱物資源など）依存から再生可能な地上資源（樹木や農作物など）の活用へ移行を進め、プラスチックごみ及び食品廃棄物等の削減など環境負荷をできる限り軽減する取組が必要です。

(2) 新型コロナウイルス感染症の教訓と新しいライフスタイルへの転換

- 新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において確認されて以来、令和2（2020）年1月に世界保健機関（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言され、同年3月にはパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明されるに至りました。
- 新型コロナウイルス感染症もAIDSやエボラ出血熱、SARSと同様、野生動物が起源とされ、こうした新興感染症の流行の背景には、人間による野生生物の世界への干渉や搅乱があると言われています。
- さらに、今日のグローバル化された社会では、自然界に埋もれていたこれらの原因ウイルスが一旦人間社会に持ち込まれると、世界的な感染拡大を引き起こします。特に人口が密集し人の往来が活発な都市部を起点とした世界規模の感染拡大により、社会経済活動が大打撃をうけるといった現代社会の脆弱性も浮き彫りとなりました。



課題

- 人間による野生生物の領域への過度な浸潤や干渉から引き起こされる感染症リスクを回避するためにも、生態系や生物多様性の価値と機能を見つめ直して、自然と人が共生できる社会を確立していく必要があります。

- 一方で、コロナ禍からの復興において、脱炭素社会など環境問題への取組も併せて行おうとする「グリーン・リカバリー（緑の復興）」と呼ばれる経済復興策が世界中で広がりをみせています。
- また、国内においても、新型コロナウイルス感染症対策として社会的な認知が高まったテレワークやオンライン会議など、移動に伴う温室効果ガス排出量の削減にも寄与する取組が普及拡大しています。



課題

- コロナ禍を教訓に、新たなライフスタイル（テレワークやオンライン会議、ワーケーションなど）や社会全体でのデジタル化の推進への模索が始まっており、環境に配慮した「持続可能な社会」への転換が必要です。

(3) 地域循環共生圏の創造（国第5次環境基本計画）

- 平成30（2018）年4月、国は「第5次環境基本計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けて、現状及び課題と、課題の解決に向けた基本的方向性を以下のとおり示しました。

- 国内では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるにあたり、地方から都市への若年層を中心とする流入超過が継続し、人口の地域的な偏在が加速化し、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいる。このことは環境保全の取組にも深刻な影響を与えており、例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながっている。このように、環境・経済・社会の課題は相互に密接に連関し、複雑化してきている。
- 世界に目を転じると、近年で環境に関し最も大きな動きがあったのは2015年。地球規模の環境の危機を反映し、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた、転換点ともいえる1年となった。
- 第5次環境基本計画はSDGs、パリ協定採択後に初めて策定される計画であることを認識し、これらの国際・国内情勢への的確に対応とした計画とすべきである。その際、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要。
- 今後の環境政策は、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが重要で、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の同時解決に資する効果をもたらすようにデザインしていくことも重要。
- 環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の1つとなるのが、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」である。**図表2**
- これは、農山漁村も都市も活かす、地域の活力を最大限に發揮する考え方でもある。地域は人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化している一方で、水・森林・魚などの自然資源や、太陽光・風力・地熱などの再生可能エネルギーに加え、食料生産・水質浄化・酸素供給などの生態系サービスといった、地域ごとに多様なポテンシャルを有しており、地域こそ環境・経済・社会の統合的向上モデルの実践の場となり得る。このような観点から、地域資源等を持続可能な形で最大限活用することが重要である。

図表2 地域循環共生圏



出典：環境省「第5次環境基本計画」

課題

環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決する「地域循環共生圏」の形成を目指していく必要があります。

2 岐阜県の状況

(1) 自然特性（地理的特性、気候特性）～「飛山濃水」の地～

- 岐阜県は、国土のほぼ中央に位置し、総面積は1万621.29km²で国土の2.8%を占め、全国7位の広い県土を持っています。
- 北部の飛騨地域には、穂高岳、槍ヶ岳、御嶽山、乗鞍岳や白山など3千メートル級の山々がそびえ、南部の美濃地域は濃尾平野が広がり、木曽川、長良川、揖斐川の木曽三川に囲まれた海拔ゼロメートルの水郷地帯まで、高低差が大きく複雑な地形を有する本県は古くから「飛山濃水」と評され、気候も変化に富むことから「日本の縮図」といえます。
- 高低差が大きい本県では、飛騨地域にはブナやミズナラなどの落葉広葉樹、美濃地域にはツブラジイ・アラカシなどの常緑広葉樹といったように、それぞれの標高に適した植物が生育しています。また、同一県内で温かい地域で採れるミカンやイチジクと寒い地域で採れるリンゴや桃の産地が併存する稀有な地域もあります。
- 岐阜市（美濃地方）の平均気温の平年値は15.8°Cと温暖である一方、高山市（飛騨地方）は11.0°Cと寒冷な気候です。日照時間の平年値は高山市では年間1623.7時間であるのに対し、岐阜市では年間2085.1時間と長く、長い方から全国10位となっています。
- 木曽三川流域の平均年間降水量は約2,500mmであり、全国平均の約1,700mmを大きく上回っており、山間部は3,000mmを超える地域もあります。
- 過去には100名を超える犠牲者を出した伊勢湾台風災害や飛騨川バス転落事故等が発生し、「恵南豪雨災害（H12）」や「7.15豪雨災害（H22）」、「台風第23号豪雨災害（H16）」など幾多の風水害に見舞われました。近年では記録的な大雨による「平成30年7月豪雨災害」、「令和2年7月豪雨災害」など、「想定外の常態化」ともいべき短期的・局地的な豪雨災害も頻発化している状況にあります。
- また、南海トラフ地震は今後30年以内に70~80%の確率で発生するとされており、さらには全国で最も活断層の多い地域の一つであるため、巨大地震に対する備えを怠ることができない自然特性を有しています。

課題

海拔ゼロメートルから3千メートルにわたる多彩な気候風土が織りなす強みを活かしつつ、同時に気候変動と相まって激甚化・頻発化する災害など自然がもたらす脅威に対する備えが必要となっています。

(2) 環境～緑豊かな森林と美しい清流～

- 岐阜県の森林面積は86.2万ha（全国5位）で、県土面積の81%（全国2位）を占めており、全国でも有数の森林県です。特に民有林の4割はスギやヒノキの人工林が占めており、その豊かな森は代々の県民によって守り、受け継がれています。
- また、水力エネルギー量（包蔵水力）は全国1位（13,651GWh）、一級河川の河川延長は全国5位（3,262.7km）、水のきれいさは全国5位（112.3※全国=100）であるなど、豊かで美しい自然環境に恵まれています。
- 県内には中部山岳国立公園、白山国立公園の2か所の国立公園をはじめとして、国定公園2か所、県立自然公園15か所、計195,093haの自然公園が指定されています。また、全国10か所の長距離自然歩道のうち、東海自然歩道と中部北陸自然歩道の2つが県内を通過しており、自然や史跡を探訪することができます。
- 日本三名泉ともいわれる下呂温泉をはじめ、環境大臣の指定を受けている奥飛騨温泉郷、白川郷平瀬温泉及び小坂温泉郷の3温泉地など、豊富な温泉資源を有しています。
- 郡上市の宗祇水、養老町の養老の滝、県の三大河川のひとつ長良川が環境省の名水百選に選定されています。また、豊かな森から流れ出る水は人々の生活に必要不可欠な水源として、県民はもちろん、名古屋市など下流の多くの方々に活用されているほか、多くの人々の「食」を支える田畠を潤し、多様な生き物を育み、県の魚であるアユをはじめ、アマゴ、カジカ、モクズガニなど里の人々に豊かな恵みを与えています。
- 「令和元（2019）年漁業・養殖業生産統計」によると、鮎の漁獲量は213tと全国4位、養殖鮎の収穫量は910tと全国2位を誇っています。長良川は流域に約86万人の人口を抱え、都市部を流れる川でありながら、流域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育っています。清流と鮎は地域の経済や歴史、食・文化と深く結びついており、人の生活、水環境、漁業資源が密接に関わる里川全体をシステム（長良川システム）として形成されているのが特徴です。こうした森・里・川・海のつながりを大切にしている点などが世界的に評価され、平成27（2015）年12月には世界農業遺産に認定されました。



課題

- 国立・国定公園や県立自然公園、自然歩道、温泉資源など、豊かで美しい自然環境の保全と持続可能な活用が必要です。
- 清流長良川に代表される清らかな水辺環境を未来に受け継いでいくために、環境の保全が必要です。
- 持続可能な農林水産業の実現のためには、環境に配慮した取組が必要です。
- 全国一の包蔵水力や、太陽光など未利用エネルギーの有効活用を図るとともに、地域に必要なエネルギーをその地域内のエネルギー資源で供給することで地域経済の活性化にもつながる「エネルギーの地産地消」の取組を推進していくことが必要です。

(3) 経済～清流が育むモノづくりと観光産業～

- 岐阜県は、良質な木材、燃料となる薪、豊富な水、良質な土などに恵まれ、古くからモノづくりが盛んな地域であり、家具・木工、刃物、紙、陶磁器など匠の技と日本美を象徴する伝統工芸を生み出し、今まで脈々と受け継がれています。
- このようなモノづくりの精神と技術力を素地にして、時代の変遷に伴って新しい技術を取り入れながら発展を続けてきた結果、伝統的な地場産業に加え、繊維工業（アパレル産業）、輸送機械、電気機械、工作機械、金型など個性ある技術を誇る様々な製造業が集積するに至りました。「平成28（2016）年経済センサス活動調査」によると、本県の事業所のうち13.9%を製造業が占め、この割合は全国トップ（全国平均8.5%）となっています。また、全産業のうち製造業の従業者数が占める割合は24.7%で、全国順位は6位（全国平均15.6%）と高く、製造業に特化した産業構造となっており、わが国のモノづくり産業を支えています。
- 一方、日本観光振興協会「数字でみる観光2019」によると、宿泊旅行先での行動として多い順に、①「自然の風景を見る」②「温泉浴」③「名所・旧跡を見る」④「特産品などの買い物・飲食」が挙げられており、多くの人々が自然景観、温泉、伝統文化、グルメなどを求めていることがわかります。
- 本県には、森と清流が織りなす四季折々の美しい景観、日本三名泉ともいわれる下呂温泉や奥飛騨温泉郷等に代表される温泉、「飛騨牛」や「鮎」をはじめとした豊かな食、飛騨高山の古い町並み、郡上の徹夜踊り、1300年の歴史を誇る長良川の鵜飼いなどの伝統文化など、数多くの観光資源に恵まれています。平成30（2018）年の岐阜県観光入込客統計調査によると、本県への観光客は約4,600万人にのぼります。また、令和元（2019）年の外国人延べ宿泊者数は166万人と過去最高を記録し、平成21（2009）年比で11倍に増加しています。

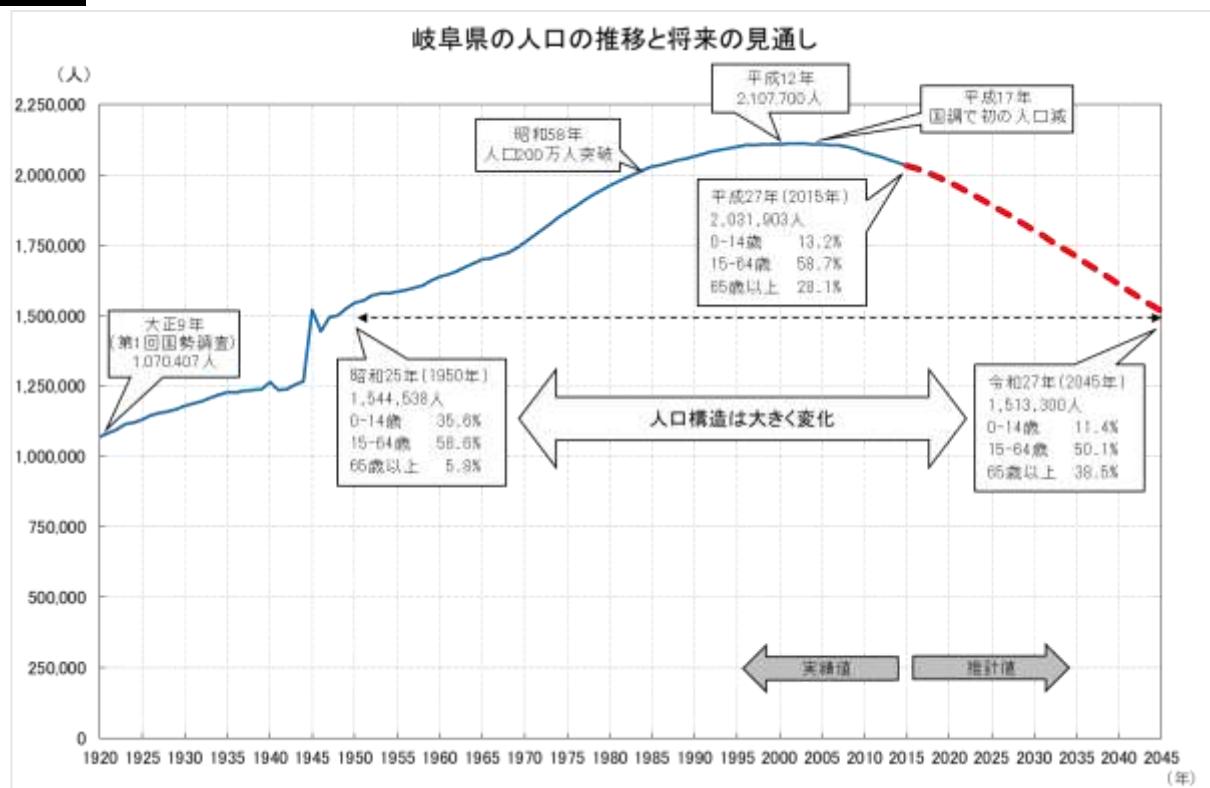
課題

- モノづくりが盛んな本県の強みやポテンシャルを活かして、環境・エネルギー分野の課題に対応する新たな技術開発が期待されます。
- 世界に誇る観光資源を活かしつつ、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、環境にも配慮した持続可能な観光（サステイナブル・ツーリズム）の確立が必要です。
- 県経済の持続的な成長や、脱炭素社会等の実現に向けては、世界的にも広がりを見せているE S G金融の県内における普及など、環境や社会問題等に配慮する企業が評価され、事業を継続・拡大できる仕組みづくりが必要です。

(4) 社会～人口減少・少子高齢化の進展～

- 「平成27（2015）年国勢調査」によると、2015年10月1日現在の日本の人口は1億2,709万人（127,094,745人）となっており、岐阜県の人口203万人（2,031,903人）は全国17位で、全体の1.6%を占めています。
- 本県の人口は大正9（1920）年の国勢調査開始以来、一貫して増加していましたが、平成17（2005）年国勢調査で初めて減少に転じ、以後減少が続いています。自然動態は平成18（2006）年以降、出生数が死亡数を下回る自然減の状態にあり、また社会動態は就職や進学を主な理由として、20～30代の若者を中心に本県から毎年2千人程度が都市部を中心とする他県へと流出しています。この結果、平成30（2018）年9月1日には、35年ぶりに総人口が200万人を下回り、とりわけ地域や社会の担い手である生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著となっています。 **図表3**

図表3 本県人口の推移と将来の見通し



課題

- 人口減少・少子高齢化が進展する中にあって、持続可能な社会を支える地域の担い手の確保が必要となっています。

(5) S D G s 未来都市 ~自然と人が創り出す世界に誇る「清流の国ぎふ」~

- 岐阜県では「地方創生の推進そのものが S D G s の達成に向けたプロセスである」との考え方のもと、平成30（2018）年度に策定した県の最上位計画である「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」に S D G s を推進する旨を明記し、その達成に向けた取組を展開しています。
- 令和2（2020）年7月には、本県は経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い自治体として、内閣府から「S D G s 未来都市」に選定されました。
- 「岐阜県 S D G s 未来都市計画」では、令和12（2030）年のあるべき姿を「自然と人が創り出す 世界に誇る『清流の国ぎふ』」とし、環境・経済・社会の諸課題に「オール岐阜」で取り組むことにより、持続可能な「清流の国ぎふ」の実現を目指すこととしています。
- 取り組むべき主な課題（環境分野）として、
 - ◆ 地球温暖化対策や気候変動適応対策の推進
 - ◆ プラスチックごみ対策の推進や食品廃棄物対策の推進
 - ◆ 豊かな自然環境の保全と利用
 - ◆ 「長良川システム」の持続的な発展に向けた取組
 - ◆ 「想定外の常態化」ともいえる災害への備えの推進などがあります。

課題

「岐阜県 S D G s 未来都市計画」において示された以下の課題と令和 12（2030）年のあるべき姿との整合性を図りつつ、環境政策の方向付けを行っていく必要があります。

（今後取り組む課題）

- ・環境：豊かな自然との共生による地域づくり
- ・経済：県民所得の向上と技術革新への対応
- ・社会：人口減少・少子高齢化に伴う担い手の確保

（令和 12（2030）年のあるべき姿）

- ・環境：美しい清流とそれを育む豊かな森の保全と活用
- ・経済：世界に誇る「ぎふブランド」の創造と発信
- ・社会：「清流の国ぎふ」の未来を担う人づくり

3 第5次岐阜県環境基本計画の総括

第5次岐阜県環境基本計画（計画期間：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）では、基本理念である「新たな世代へと守り育てる『清流の国ぎふ』づくり」のもと、計画の推進を図ってきました。

以下では、同計画における5つの基本方針に沿って、令和元（2019）年12月に実施した「環境意識調査」の結果及び同計画において設定した目標指標の達成状況を参考しながら検証を行い総括します。

（1）「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり

① 主な取組

1 環境に配慮した自主的行動の促進

- ・ ふるさとの身近な自然環境における体験を重視した環境教育の充実
- ・ 地域団体や企業など、様々な主体が行う環境教育の支援
- ・ 副読本の配布、活用による環境配慮行動の促進

2 環境社会を担う人材の育成

- ・ 環境教育関連機関と連携した教員研修（環境教育を行う教員の資質向上）
- ・ 県環境生活部を中心とした環境教育のコーディネート機能の充実

3 活動主体の連携と協働の推進

- ・ NPOや企業などの連携と協働活動の広がりの支援 など

② 環境意識調査

※ 令和元（2019）年12月実施 対象：県内居住20歳以上の方2,000人、

環境関連団体138団体、県内に本店を有し従業員数50名以上の企業200社

1 県が実施する環境施策の認知度

- ・ 県民 16.2%（20代 11.7%）、団体平均 29.2%、企業平均 32.3%

2 県民への認知度が低い施策

- ・ ぎふ清流 COOL CHOICE の推進 12.2%、ぎふ食べきり運動の推進 18.0%

3 県民が関心のある環境問題 **図表4**

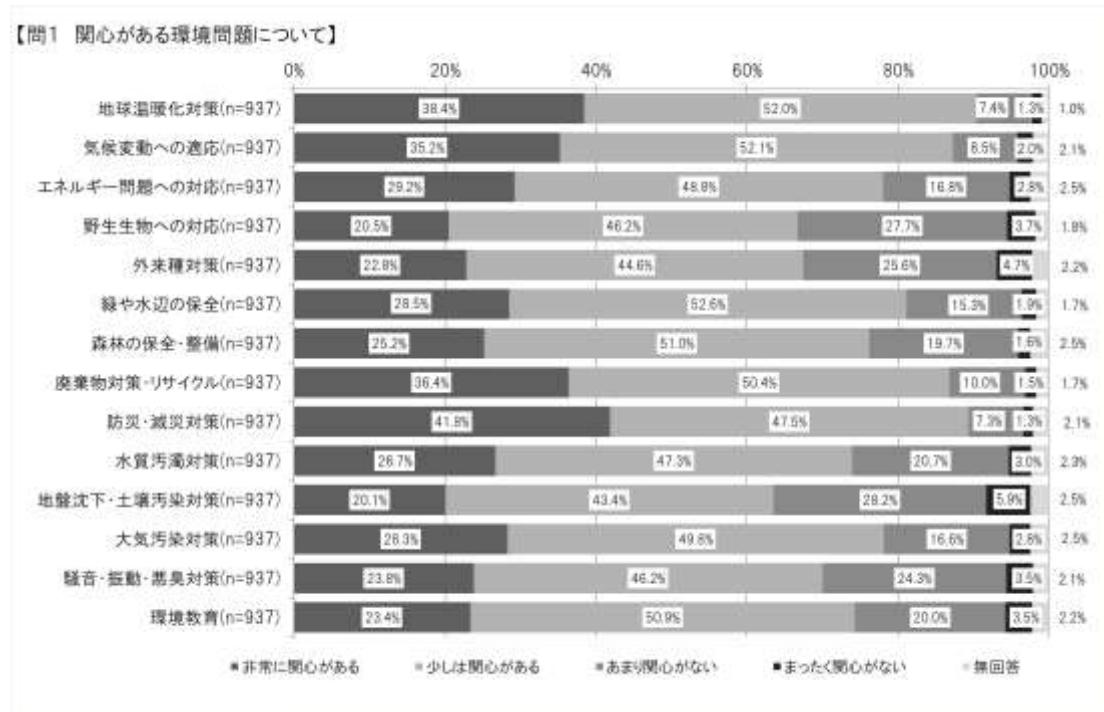
- ・ 地球温暖化対策 90.4%（20代 77.3%）、
気候変動 87.3%（20代 78.2%）
- ・ 廃棄物対策 86.8%（20代 73.9%）、
環境教育 74.3%（20代 62.2%）

4 県民の環境に関する情報収集手段

- ・ テレビ・ラジオ 77.6%、新聞 54.8%
- ・ 国・県・市町村からの情報（広報紙、チラシ・ホームページ） 43.9%

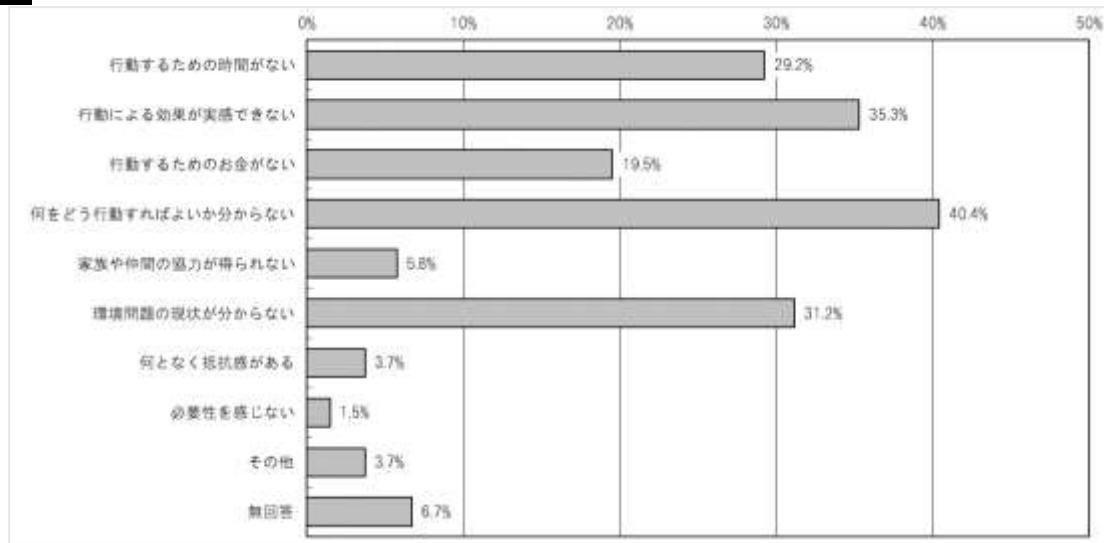
- 5 県民が環境にやさしい行動を実践する上での困難な理由 **図表5**
- ・ 何を行動すればよいかわからない 40.4%
 - ・ 効果が実感できない 35.3%、環境問題の現状が分からぬ 31.2%
- 6 環境団体の取組
- ・ 自然体験等の環境教育活動 49.3%
 - ・ 教育機関と連携した環境教育活動 38.0%
- 7 企業の取組
- ・ 社会見学の受入 19.4%、地域と連携した環境保全の取組 17.2%
 - ・ ESGの取組 6.5%、環境保全活動への資金協力 5.4%

図表4 関心がある環境問題（県民）（環境意識調査）



出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査 調査結果報告書」

図表5 環境にやさしい行動を実践する上での困難な理由（環境意識調査）



出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査 調査結果報告書」

③ 目標の達成状況

※網掛けは達成項目

| <進捗状況> | |
|--------|----------------|
| 達成 | : 100%以上 |
| A | : 75%以上～100%未満 |
| B | : 50%以上～75%未満 |
| C | : 25%以上～50%未満 |
| D | : 25%未満 |

| 項目 | 基準値 (H26) | 実績値 (R1) | 目標値 (R2) | 進捗状況 (R1) |
|-----------------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 小学校における副読本の活用率 | 87.2% | 97.1% | 100% | A |
| 環境教育への参加 | | | | |
| ・環境学習出前講座参加者数 | 6,570人 | 11,335人 | 7,500人 | 達成 |
| ・生物多様性に関する講習等参加者数(累計) | 1,015人 | 2,314人 | 3,000人 | B |
| ・木育教室・緑と水の子ども会議参加者数 | 6,007人 | 6,741人 | 6,600人 | 達成 |
| ・田んぼの学校活動事業実施校数 (累計) | 114校 | 236校 | 180校 | 達成 |
| 上下流交流ツアー実施回数 (累計) | 60回 | 149回 | 156回 | A |
| 環境教育指導研修の参加教員数 (累計) | 5,377人 | 7,516人 | 6,600人 | 達成 |

④ 評価

- 県の環境施策の認知度については全体的に低調です。
- 県民が関心のある環境問題については、地球温暖化対策、気候変動への適応、廃棄物対策等で関心が高いです。なお、全ての項目について、20代における関心が他の世代に比べ低くなっています。
- 環境にやさしい行動については具体的な行動が分からず、効果が実感できない、環境問題の現状がわからない等の理由から、具体的な行動に結びついていない状況にあります。
- 目標の達成状況では、体験型の環境教育に係る指標を中心に達成率が高くなっています。
- 環境意識調査結果では、県民・団体・企業3者とも地球温暖化問題や気候変動問題について関心が高いものの環境への取組の割合は低く、関心はあるが具体的な行動に結びついていない状況にあります。

課題

- 県民や企業が環境問題を自身の問題と捉え、連携して取り組むよう積極的な情報発信が必要です。
- 県の環境施策について全体的に認知度が低いことから、分かりやすく訴求力のある広報が必要です。
- 県民すべてに対し行動を促す取組を検討するとともに、将来の地域社会の担い手となる20代において特に関心が低いことを踏まえ、効果的な施策を検討する必要があります。
- 環境団体や企業において、既に個々で行っている環境への取組を広く発信するなどにより、自主的な取組を促進するとともに、団体・企業・消費者等と連携した取組が必要です。

(2) 地球温暖化を防止する

① 主な取組

1 温室効果ガス排出削減の取組の推進

- ・マイバッグ使用など身近な環境配慮行動を推進する「ぎふエコ宣言」の普及
- ・地球を守ろう！地球温暖化教室の開催
- ・事業者に対する温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書の提出の義務づけ
- ・新エネルギー等支援資金による支援
- ・水素を燃料とする燃料電池自動車（F C V）、電気自動車（E V・P H V）等の普及促進

2 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進

- ・間伐等による森林の適切な管理の推進
- ・企業との協働による森林づくりの推進

3 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用

- ・バイオマス導入促進や農業用水を活用した小水力発電の導入

4 一人ひとりが実践できる取組の浸透

- ・「クールシェア・ウォームシェア」の推進
- ・電力消費量削減効果の「見える化」による家庭での取組の推進 など

② 環境意識調査

1 関心のある環境問題

- ・ 地球温暖化 県民 90.4% 団体 85.9% 企業 92.5%
- ・ 気候変動への適応 県民 87.3% 団体 80.3% 企業 84.9%
- ・ 防災・減災対策 県民 89.3% 団体 84.5% 企業 95.7%
- ・ エネルギー問題 県民 78.0% 団体 81.7% 企業 89.2%

2 環境にやさしい行動及び環境活動

- ・ 県民 省エネ家電等の使用 58.8%
エコドライブの実践 46.6%
再生可能エネルギーの利用 7.8%
- ・ 団体 地産地消に関する活動 38.0%
地球温暖化防止活動 32.4%
- ・ 企業 環境報告書の作成・公表 11.8%
再生可能エネルギーの活用 4.3%
グリーン契約 2.2%
カーボン・オフセット 2.2%
Z E B の実現 1.1%

③ 目標の達成状況

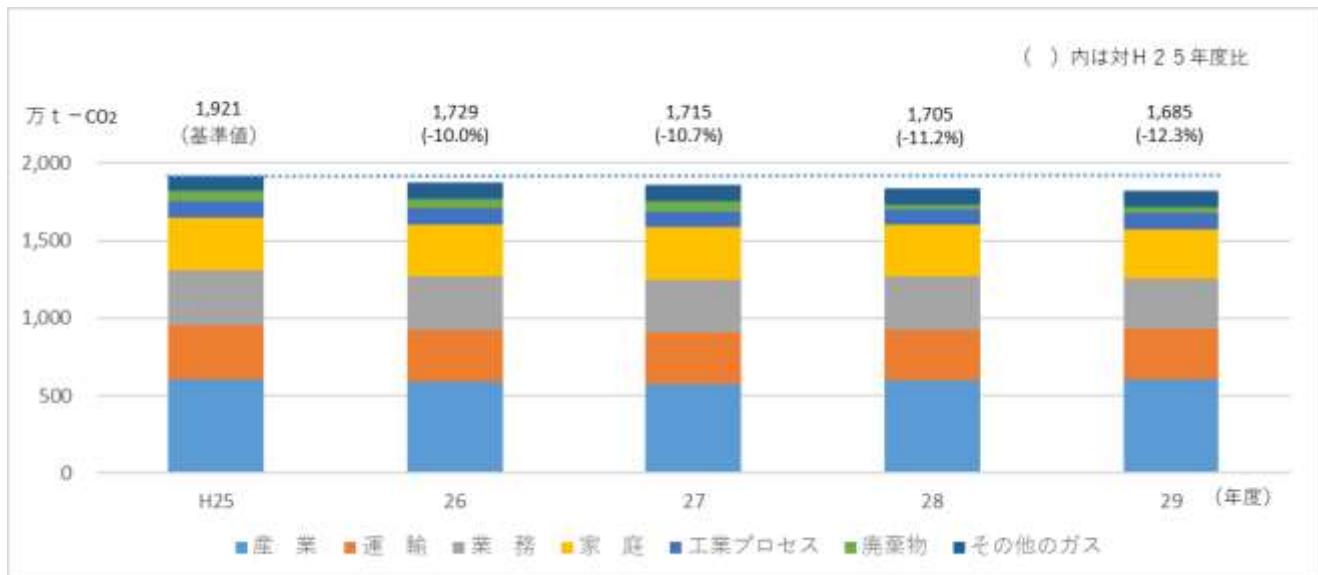
| <進捗状況> | |
|--------|----------------|
| 達成 | : 100%以上 |
| A | : 75%以上～100%未満 |
| B | : 50%以上～75%未満 |
| C | : 25%以上～50%未満 |
| D | : 25%未満 |

※網掛けは達成項目

| 項目 | 基準値 (H26) | 実績値 (R1) | 目標値 (R2) | 進捗状況 (R1) |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 1,898.5万t (H24) | 1,685.1万t (H29) | 1,835.9万t | 達成 |
| ぎふエコ宣言参加者数 (累計) | 210,799人 | 211,743人 | 270,000人 | D |
| 県民1人当たりの年間電力消費量 | 2,270kwh (H24) | 2,351kWh (H29) | 2,240kWh | D |
| 間伐実施面積 (累計) | 68,464ha | 111,275ha | 139,815ha | B |
| 省エネルギー診断受診企業数 (累計) | 196件 | 453件 (H30) | 436件 | 達成 |
| E V・P H V の導入台数 | 2,649台 | 5,889台 (H30) | 54,500台 | D |
| 再生可能エネルギーの導入 | | | | |
| ・再生可能エネルギーの創出量 (大規模水力発電除く) | 5.6PJ | 14.0PJ (H30) | 11.9PJ | 達成 |
| ・農業用水を活用した小水力発電の導入(累計) | 1箇所 | 13箇所 | 19箇所 | A |
| ・間伐材等未利用木材の燃料利用量 (県内) | 9千t | 93千t | 98千t | A |

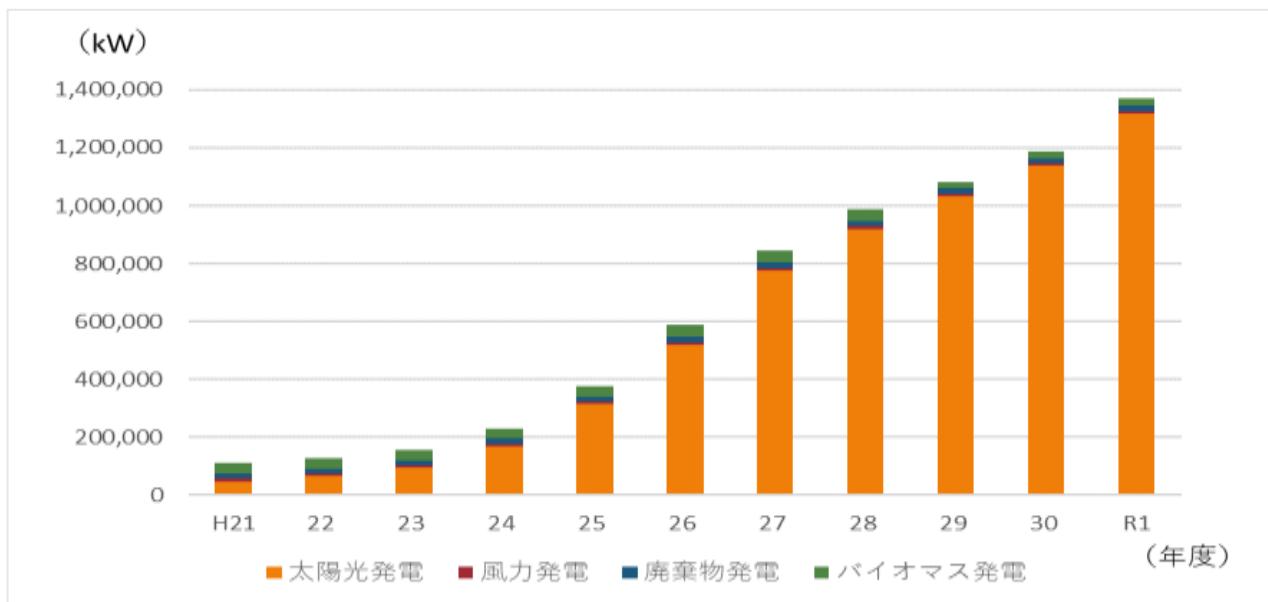
- 県内の平成29（2017）年度の温室効果ガス排出量は1,685万t-CO₂であり、平成25（2013）年度比で12.3%減しています。しかしながら、部門別にみると、業務部門や家庭部門で大きく増加しています。**図表6**
- 再生可能エネルギーについて、平成24（2012）年度の再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）の導入や各種普及施策等により、太陽光発電を中心に導入量が増加しています【図表7】。**図表7**

図表6 岐阜県の温室効果ガス総排出量の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

図表7 再生可能エネルギー発電導入量（累計）の推移



出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」

④ 評価

- 温室効果ガス総排出量は平成29（2017）年度速報値ベースで1,685万t_{-CO₂}であり、平成25（2013）年度比で12.3%減と減少していますが、脱炭素社会の実現に向けては更なる削減努力が必要です。
- 目標の達成状況では、EV・PHVの導入台数の目標値は達成困難な状況にあります。

課題

- 温室効果ガスの更なる排出削減に向け、あらゆる施策を総動員して省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や次世代自動車の普及を加速させるとともに、長期的・戦略的視点からはエネルギー環境イノベーションなど経済面との両立を目指す革新的な取組が必要です。
- 地球温暖化対策と同時に、既に顕在化しつつある気候変動の影響を回避・軽減するための対策を推進する必要があります。

(3) 資源が循環される社会を築く

① 主な取組

1 廃棄物の発生抑制

- ・ ぎふ食べきり運動の推進
- ・ リサイクル施設の見学などの体験学習を通じたごみ減量の意識高揚
- ・ 商業施設等と連携した「環境にやさしい買い物」の普及促進（県内大型商業施設でのPR等）

2 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 重点的・効果的な監視活動の実施と処理施設等への立入検査の強化
- ・ 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正処理の推進（環境省の災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成28（2016）年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定）
- ・ 排出事業者向け廃棄物法令関係の法令講習の開催

3 再資源化の促進

- ・ 岐阜県リサイクル認定製品の認定と積極的な利用・普及

② 環境意識調査

1 関心のある環境問題

- ・ 廃棄物対策・リサイクル 県民 86.8% 団体 71.8% 企業 93.5%

2 環境にやさしい行動及び環境活動

| | | |
|------|-------------------|-------|
| ・ 県民 | マイバッグの持参 | 77.2% |
| | 詰め替え商品の購入 | 70.0% |
| | 食品ロス削減 | 57.4% |
| | 地域の清掃活動 | 30.8% |
| ・ 団体 | 地産地消に関する活動 | 38.0% |
| | 環境美化活動 | 36.6% |
| | 食品ロス削減に関する活動 | 14.1% |
| ・ 企業 | リサイクルの推進 | 60.2% |
| | 環境美化活動 | 41.9% |
| | I S O 14001等の認証取得 | 30.1% |
| | グリーン購入 | 18.3% |
| | 使い捨てプラスチックの使用削減 | 2.2% |

③ 目標の達成状況

| <進捗状況> | |
|--------|----------------|
| 達成 | : 100%以上 |
| A | : 75%以上～100%未満 |
| B | : 50%以上～75%未満 |
| C | : 25%以上～50%未満 |
| D | : 25%未満 |

※網掛けは達成項目

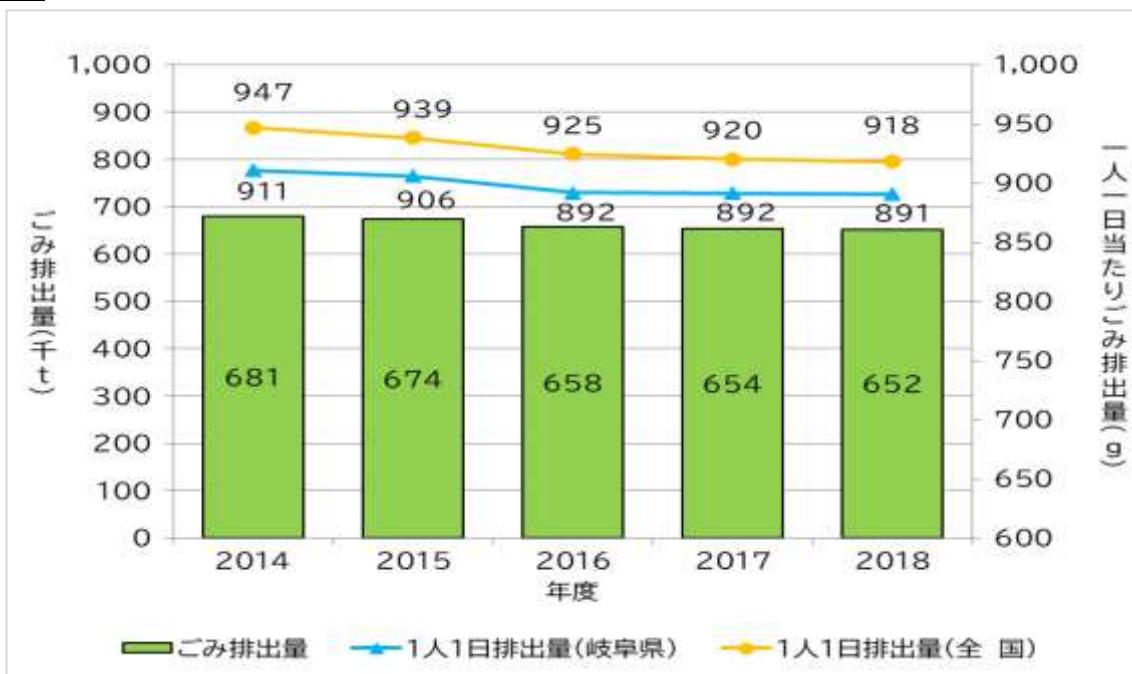
| 項目 | 基準値 (H26) | 実績値 (R1) | 目標値 (R2) | 進捗状況 (R1) |
|-----------------------------|--------------|---------------|-------------|--------------|
| 県民1人1日当たりのごみ排出量 | 911g | 891g (H30) | 866g | C |
| 3県1市グリーン購入キャンペーン参加店舗数(岐阜県分) | 774店舗 | 756店舗 | 894店舗 | D |
| リサイクル認定製品の数 | 176製品 | 173製品 | 200製品 | D |
| 一般廃棄物関係(し尿を除く) | | | | |
| ・排出量 | 681千t | 652千t (H30) | 618千t | C |
| ・再生利用量 | 136千t | 118千t (H30) | 167千t | D |
| 産業廃棄物関係(農業系を除く) | | | | |
| ・発生量 | 3,934千t | 3,981千t (H30) | 3,900千t | D |
| ・資源化量 | 2,014千t | 1,801千t (H30) | 2,184千t | D |

- 平成30（2018）年度の一般廃棄物排出量は約65万2千tで年々減少しており、1人1日あたりの排出量は891g（全国平均は918g）で、平成26（2014）年度以降、減少傾向が継続しています。しかしながら、平成28（2016）年度以降はほぼ横ばいとなっており、減少幅は縮小しています。

図表8

- 平成30（2018）年度の産業廃棄物発生量は398万1千tで、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度にかけて増加傾向にあります。また、資源化量については平成26（2014）年度に一旦増加しましたが、平成30（2018）年度には減少に転じており、最終処分量については横ばいで推移しています。 **図表9**

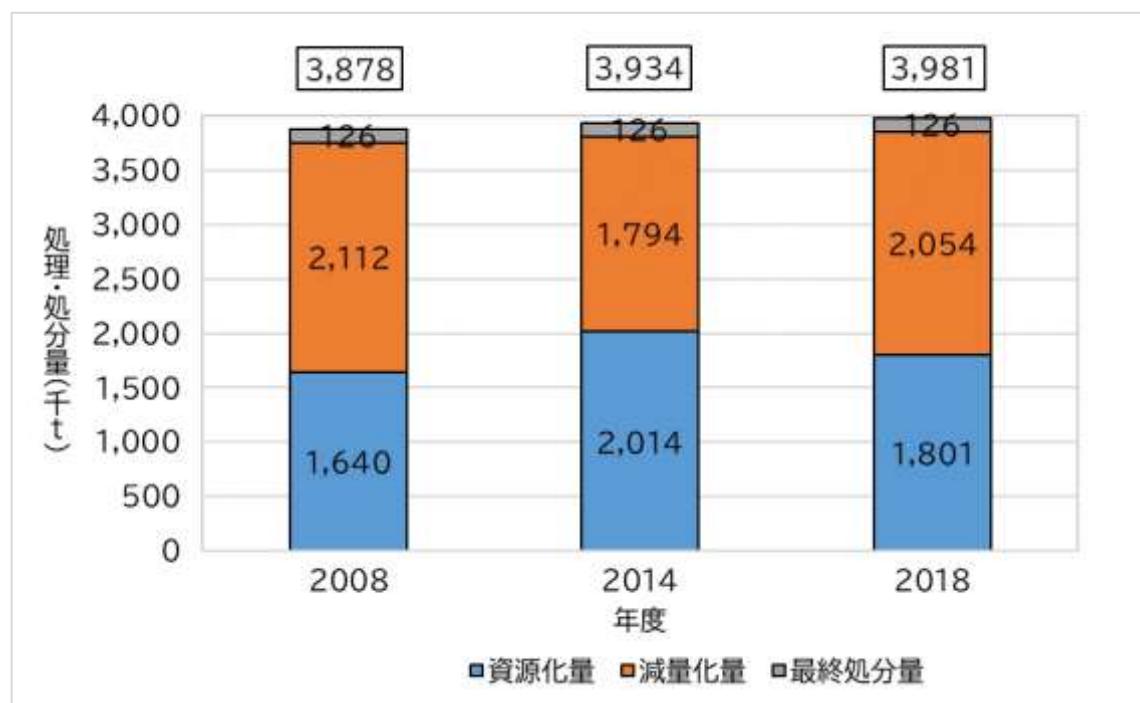
図表8 一般廃棄物の排出量の推移



※平成24年度から、1人1日あたりごみ排出量(岐阜県・全国)は、総人口に外国人人口を含み算出。

出典：岐阜県環境生活部調べ

図表9 産業廃棄物の発生量及び処理・処分量の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

④ 評価

- リサイクル認定製品の認定、3県1市グリーン購入キャンペーン等の普及啓発は不十分な状況にあります。
- 廃棄物・リサイクルに係る企業意識の高さの反面、リサイクルを推進している企業は約6割にとどまっています。また、グリーン購入への取組は約18%、使い捨てプラスチックの使用削減については2%となるなど、関心の高さが行動に結びついていない状況にあります。
- 食品ロスに関しては、県民の約60%が取り組んでいる一方、環境関連団体においては15%程度と低調です。
- 目標の達成状況では、県民1人1日当たりのごみ排出量は順調に減少しています。



課題

- 事業者において廃棄物・リサイクルに関する高い意識があるものの、具体的な行動に結びついていない傾向が見られることから、リサイクルやグリーン購入への取組を含め、更なる発生抑制・適正処理の推進が必要です。
- プラスチックごみ削減や食品ロスを含む食品廃棄物削減については、事業者と県民（消費者）に対し具体的な行動を促す取組が必要です。

(4) ふるさとの自然を守り共生する

① 主な取組

1 豊かな自然環境の保全

- ・希少野生生物の保護及び生物多様性確保のための普及啓発の推進
- ・将来の里山づくりを担う人材を発掘・育成
- ・耕作放棄地の解消に向けた対策
- ・特定外来生物の防除

2 野生鳥獣被害への総合的な対策

- ・野生鳥獣の適正管理を図るための個体数調整、有害鳥獣の捕獲の強化
- ・狩猟者の確保（狩猟に興味がある方向けのバスツアーの開催、狩猟免許試験の土曜日開催）

3 自然とのふれあいと活用

- ・長良川システムの保全、活用、継承
- ・自然の水辺復活プロジェクトの推進（自然共生の工法の重要性を啓発）
河川に関する環境教育や清掃活動など里川の保全を行う団体への支援
(森林・環境税基金事業地域活動支援事業)
- ・エコツーリズム、グリーン・ツーリズム等の推進

② 環境意識調査

1 関心のある環境問題

- | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| ・野生生物への対応 | 県民 66.7% | 団体 83.1% | 企業 49.5% |
| ・外来種対策 | 県民 67.4% | 団体 73.2% | 企業 36.6% |
| ・緑や水辺の保全 | 県民 81.1% | 団体 93.0% | 企業 78.5% |
| ・森林の保全・整備 | 県民 76.2% | 団体 94.4% | 企業 74.2% |

2 環境にやさしい行動及び環境活動

- | | |
|------------------|-------|
| ・企業 環境美化運動 | 41.9% |
| ・森林整備や里地・里山の保全活動 | 11.8% |

③ 目標の達成状況

※網掛けは達成項目

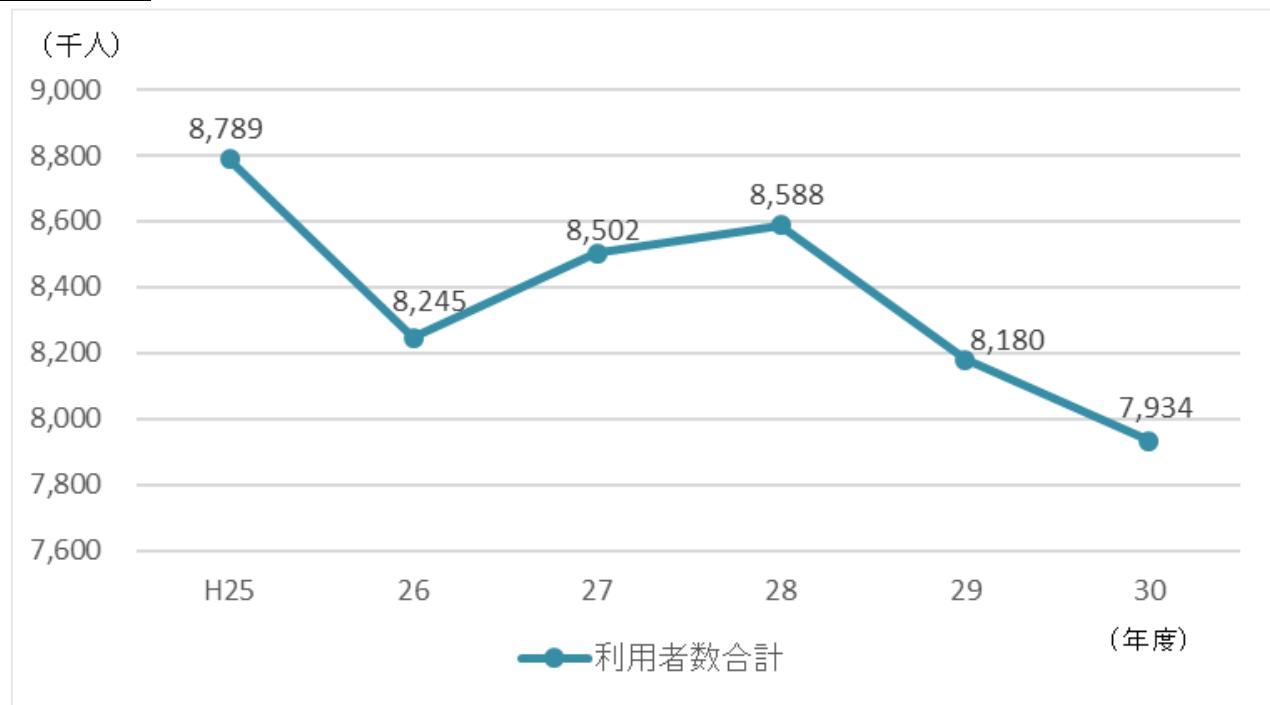
| <進捗状況> | |
|--------|----------------|
| 達成 | : 100%以上 |
| A | : 75%以上～100%未満 |
| B | : 50%以上～75%未満 |
| C | : 25%以上～50%未満 |
| D | : 25%未満 |

| 項目 | 基準値 (H26) | 実績値 (R1) | 目標値 (R2) | 進捗状況 (R1) |
|--|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 新規林業就業者数（累計） | 75人 | 249人 | 695人 | C |
| 耕作放棄地解消面積（累計） | 71ha | 461ha | 350ha | 達成 |
| 新規就農者数（累計） (新規就農者、雇用就農者、定年帰農者、農業参入法人及び集落営農含む) | 328人 | 1,918人 | 2,000人 | A |
| ニホンジカの分布調査地点数 (森林の下層植生の衰退度調査地点) | 374地点 | 1,109地点 | 1,400地点 | B |
| 狩猟免許保持者数 | 4,501人 | 4,980人 | 5,000人 | A |

④ 評価

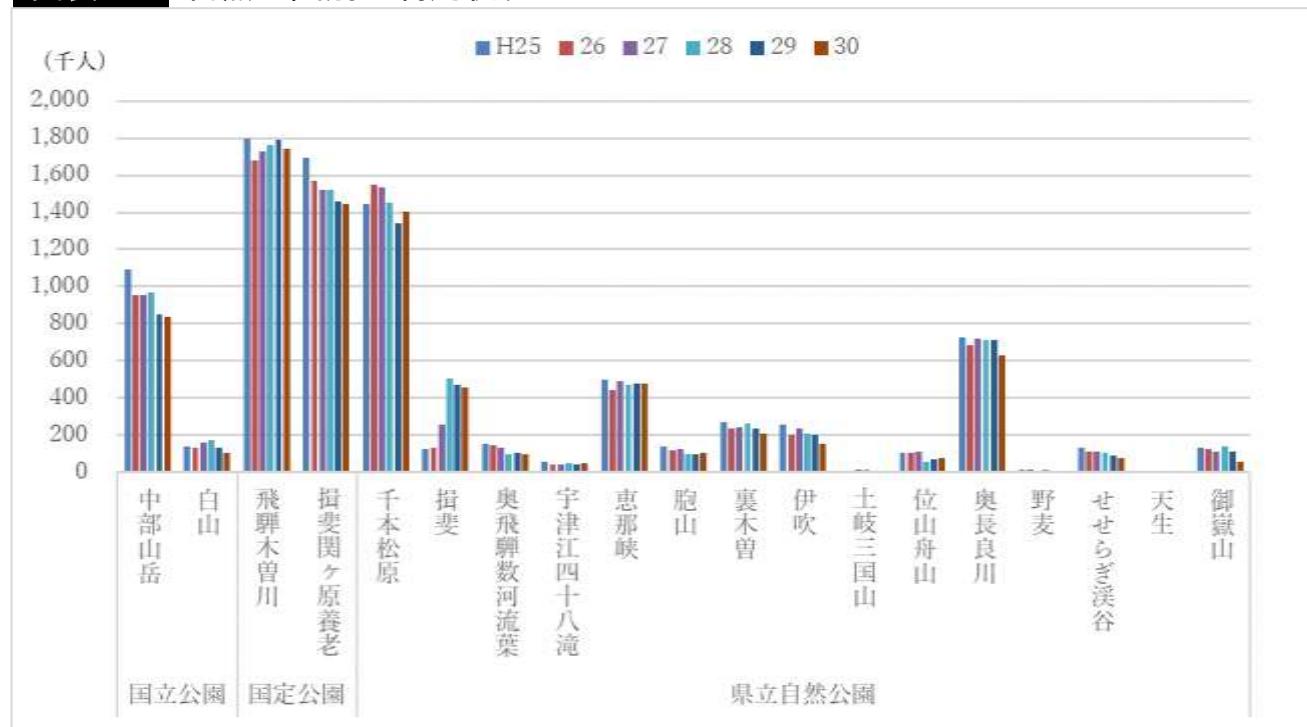
- 野生生物による被害が全県において発生しているにもかかわらず、野生生物への対応については、他分野に比べて関心が低くなっています。
- 目標の達成状況では、新規林業就業者数について増加傾向にあるものの、目標値との乖離が生じています。
- 耕作放棄地解消面積や新規就農者数は目標値を達成しているものの、中山間地域などでは、高齢化などにより集落機能の低下が懸念されており、農業経営を行う担い手だけでは集落全体を維持できない状況となっています。
- 自然との共生を基調とした長良川システムの構築のほか、温泉を拠点に食・自然・文化・歴史などの地域資源を活かした地域活性化への取組であるONSEN・ガストロノミーウォーキングの推進が図られています。
- 本県の山岳・高原地域の多くは自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）に指定され、その面積は全国で5番目の広さを擁し、年間約800万人が訪れています。近年の中高年層を中心とする登山ブーム等により、自然とのふれあいを楽しむ人々が増加する一方、自然公園の利用者数は全体として減少傾向にあります。 **図表10** **図表11**

図表10 県内自然公園の利用者数の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

図表11 自然公園別の利用状況



出典：岐阜県環境生活部調べ



課題

- 人間の生活圏への野生生物の出没の増加による人的被害や農林業被害を防ぐため、野生生物への関心を高める取組を強化するとともに、ツキノワグマのゾーニング管理など、野生生物との共生を図る取組が必要です。
- 新規林業就業者数については一定の増加は見られるものの、今後の人口減少の進展を踏まえた林業の担い手の確保対策が必要です。
- 今後の人口減少の進展を踏まえ、農業者や地域住民などが一体となった農村環境の機能維持を担う体制構築への支援が必要です。
- 多様な主体との連携による、植樹や間伐などの森林保全活動の推進が必要です。
- 豊かな自然環境、食、文化等を活かした取組の充実・強化を図り、県内各地へ浸透を図る必要があります。

(5) 安全で健やかな生活環境で暮らす

① 主な取組

1 良好な生活環境の保全

- ・水質・大気環境の保全、騒音、振動等の防止

2 自然災害に強い県土の整備

- ・県土保全機能の維持向上を図るための災害に強い森林づくりの推進（治山対策、森林の適正管理）
- ・河川が本来もつ自然環境を復元するため、河川改修工事においては、石などの自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用等環境に配慮した工事を実施

3 美しい景観の保全と創出

- ・良好な景観形成のための支援
- ・文化財の保存

② 環境意識調査

1 関心のある環境問題

- | | | | |
|--------------|----------|----------|----------|
| ・水質汚染対策 | 県民 74.0% | 団体 77.5% | 企業 76.3% |
| ・地盤沈下・土壤汚染対策 | 県民 63.5% | 団体 53.5% | 企業 74.2% |
| ・大気汚染対策 | 県民 78.1% | 団体 64.8% | 企業 78.5% |
| ・騒音・振動・悪臭対策 | 県民 70.0% | 団体 52.1% | 企業 84.9% |
| ・防災・減災対策 | 県民 89.3% | 団体 84.5% | 企業 95.7% |

2 県の環境の5年前との比較（県民）

- ・良くなつた 9.2% 変わらない 60.8%
- ・悪くなつた 10.5% かなり悪くなつた 0.9%

3 環境にやさしい行動及び環境活動

- ・企業 環境負荷データの公表 3.2%

<進捗状況>
達成：100%以上
A : 75%以上～100%未満
B : 50%以上～75%未満
C : 25%以上～50%未満
D : 25%未満

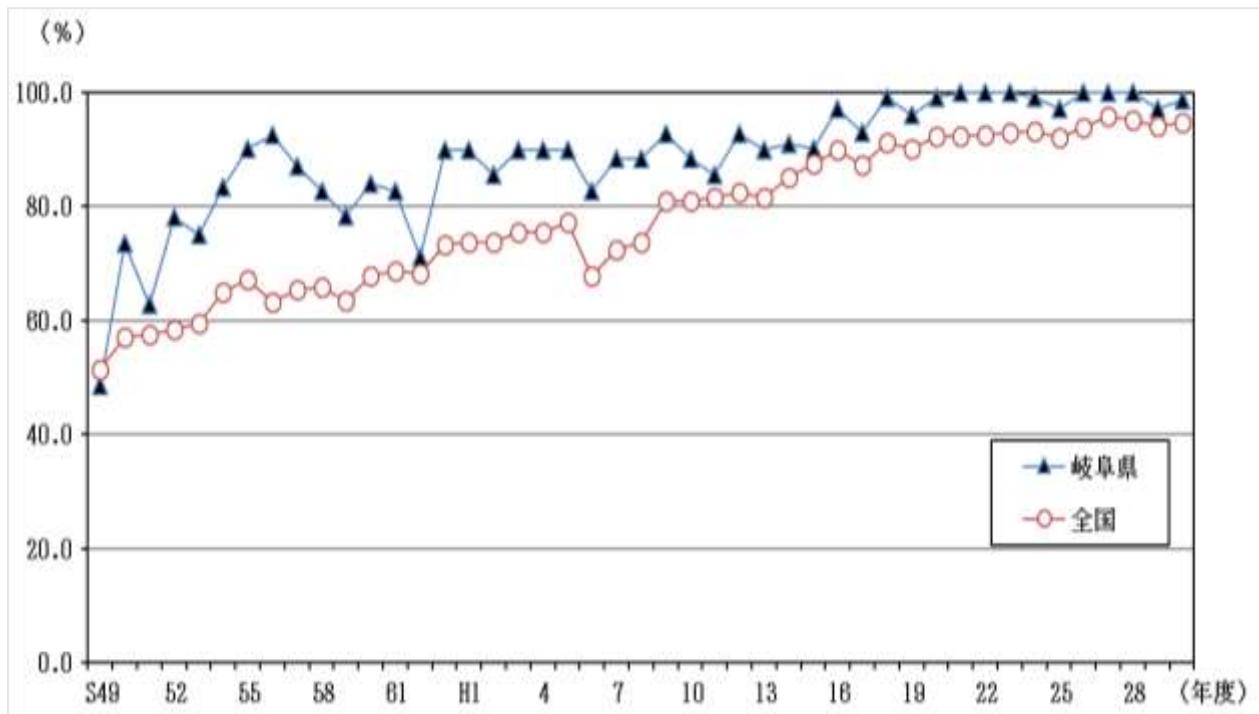
③ 目標の達成状況

※網掛けは達成項目

| 項目 | 基準値 (H26) | 実績値 (R1) | 目標値 (R2) | 進捗状況 (R1) |
|--------------------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 魚の生息に適した水質基準を満たす河川の割合 | 100% | 98.6% | 100% | A |
| 清流調査隊の重点活動流域における活動実施流域数 | 15流域 | 16流域 | 19流域 | C |
| 自然と共生した川づくりの実施箇所数(累計) | 10箇所 | 20箇所 | 20箇所(H30) | 達成 |
| 大気測定局の設置数(累計) | 19箇所 | 24箇所 | 25箇所 | A |
| 大気環境基準達成率（一般環境大気測定局） | | | | |
| ・NO ₂ (二酸化窒素) | 100% | 100% | 100% | 達成 |
| ・SO ₂ (二酸化硫黄) | 100% | 100% | 100% | 達成 |
| ・SPM (浮遊粒子状物質) | 100% | 100% | 100% | 達成 |
| 騒音の環境基準達成率 | | | | |
| ・一般地域 | 92.3% | 96.4% | 100% | B |
| ・自動車騒音 | 93.9% | 93.7%(H30) | 100% | D |

- 岐阜県内の河川の水質は、水質環境基準の類型を指定している69水域において、おむね環境基準を達成して良好な水質が維持されています。水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率の推移をみると、全国に比べて高い水準で、かつ長期的にも改善傾向にあります。 **図表12**
- 大気汚染物質の濃度は長期的に見て改善が図られ、平成24（2012）年度以降は、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）について、すべての測定局で環境基準を達成しています。 **図表13**
- 一方、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされる光化学オキシダントの環境基準は、全国的に未達成の状況にあります。 **図表14**
- 気象影響に加えて東アジア地域からの飛来による影響も受けとされており、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度は、平成22（2010）年度の測定開始以来、全国を下回る状況にあります。 **図表15**
- 近年、地球規模での気候変動の影響による災害リスクの高まりが指摘されています。豪雨災害の激甚化・頻発化・局地化が顕著となり、想定外が常態化してきているという状況であり、「今日は我が身」の心構えで防災・減災対策を進めていく必要があります。

図表12 県内のBODの環境基準達成率の推移（河川）



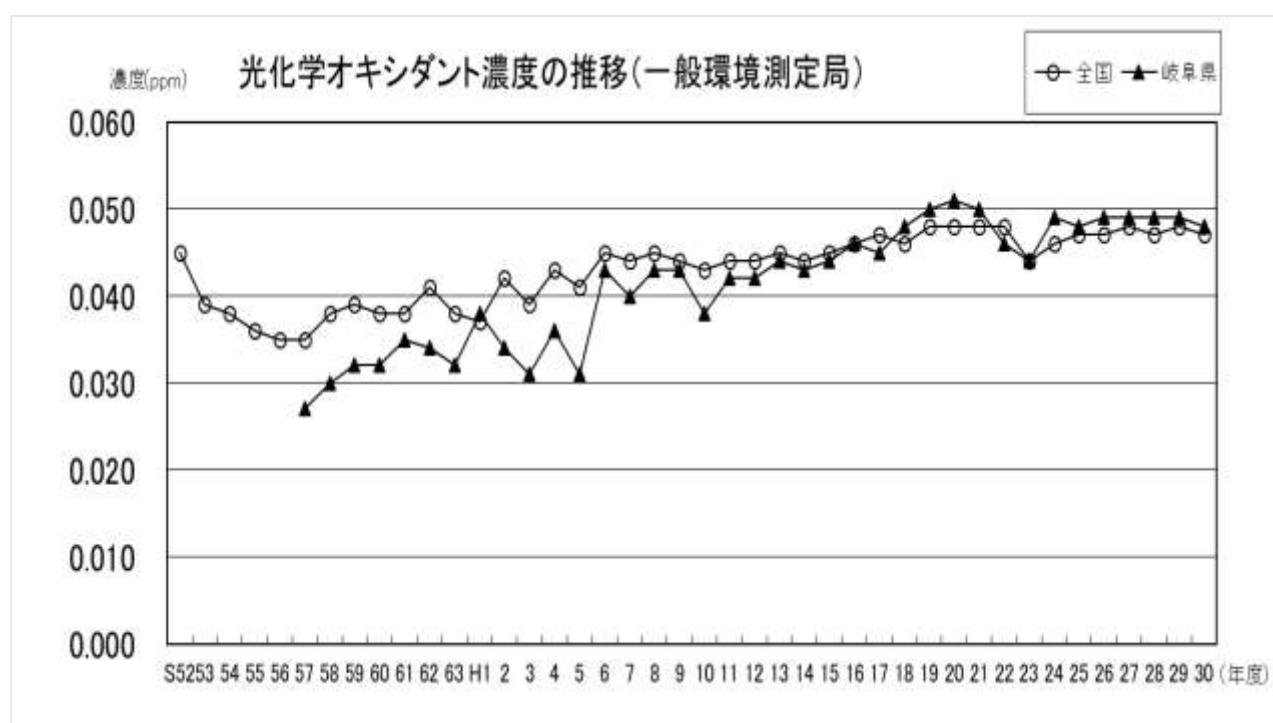
出典：岐阜県環境生活部調べ

図表 1 3 県内の大気汚染物質の濃度の推移 (SO₂・NO₂・SPM)



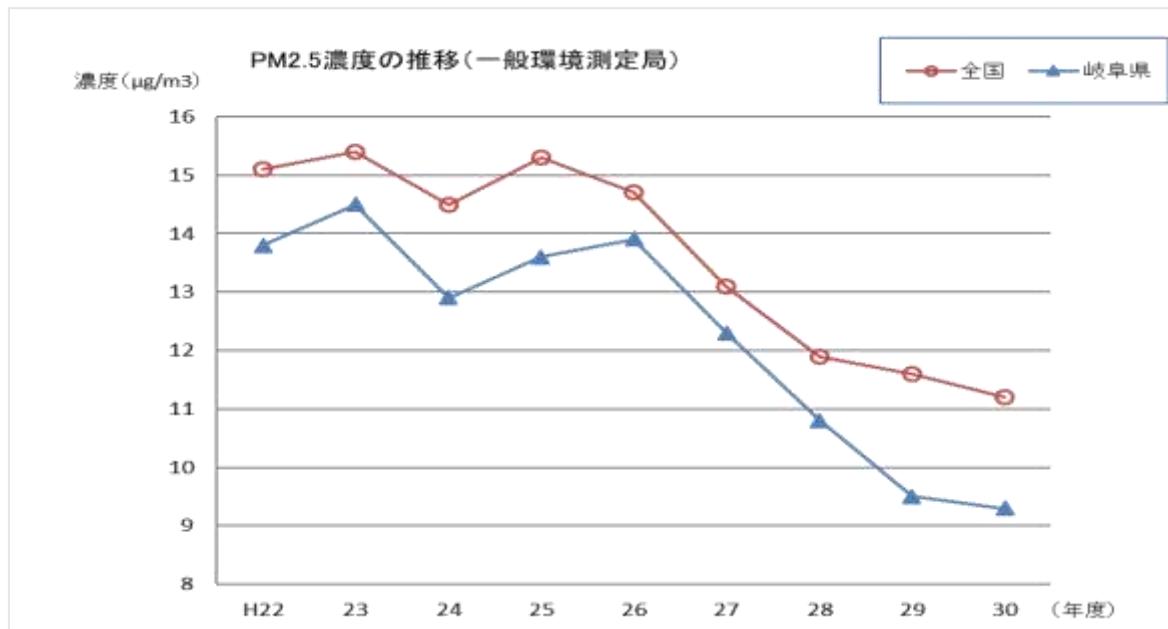
出典：岐阜県環境生活部調べ

図表 1 4 全国及び県内の光化学オキシダント濃度の推移



出典：岐阜県環境生活部調べ

図表15 全国及び県内のPM2.5濃度の推移



出典：環境省ホームページ、岐阜県環境生活部調べ

④評価

- 環境意識調査では、県の環境の5年前との比較について、良くなつた・変わらないが7割程度を占めるものの、悪くなつた・かなり悪くなつたと回答した割合が約11%となりました。
- 近年は台風が大型化するなど自然災害による被害が増えていることから、県民・環境関連団体・企業3者とも、防災・減災対策に係る関心が高くなっています。
- 目標の達成状況では、河川の水質について、魚の生息に適した水質基準を満たす河川の割合は水域類型を指定している62水域すべてにおいてほぼ目標値を達成しています。また、大気に係る指標についてもほぼ目標値を達成しており、一定の生活環境が保たれています。

課題

- 企業における防災力向上と脱炭素に向けて、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー設備の導入促進を図るほか、油や有害物質の外部への流出による環境汚染防止対策を図るなど、安全・安心な生活環境を維持することが必要です。
- 本来自然が有する機能を活用した防災・減災の取組など、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策の取組の推進が必要です。
- 大気や河川水質等に関する各種環境基準が引き続き遵守されるよう、常時の監視や必要に応じた指導を行うことが必要です。なお、大気や騒音の一部の指標における達成困難な項目については対策の強化が必要です。
- 調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正利用等の生活排水対策の更なる推進を図ることが必要です。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現

- 世界規模での危機をもたらしている新型コロナウイルス感染症の拡大は、野生生物領域への過度な干渉と都市部での人口集中による感染症リスクの増大などこれまでの社会・経済活動のあり方に大きな反省と教訓を与えていました。コロナ危機を経験した私たちは、「自然と人との共生」という理念を再認識するとともに、世界の持続可能性を追求するSDGsが一層重みを増しています。
- 岐阜県は、古くから飛山濃水と称される美しい自然環境に恵まれ、清流に育まれた匠の技や伝統文化をはじめ数多くの豊かな地域資源が人々の生活と生業（なりわい）を支えています。こうした地域資源を後世に伝えるとともに、その魅力を最大限活かして自律的な好循環を生み出すことにより、SDGsと軌を一にする「持続可能な『清流の国ぎふ』づくり」を目指します。

2 目指すべき将来像(ぎふエコビジョン2030)と基本施策

SDGsの目標年次である2030年において、本県が目指すべき将来像を「ぎふエコビジョン2030」として描き、それを達成するために本計画期間中に取り組むべき基本施策を導き出します。

(1) 2050年に県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、地球温暖化に対する緩和策と適応策が着実に進展し、気候変動の影響が最小化されています

- 各部門での省エネルギーが徹底されるとともに、環境負荷の小さい公共交通の利用や次世代自動車の普及拡大などによる脱炭素に向けた歩みが着実に進展しています。
- 太陽光やバイオマス、小水力など地域特性を活かした再生可能エネルギー等の利用が拡大し、エネルギーの地産地消による自立・分散型の地域づくりが進展しています。
- 「気候危機」とも称される自然災害に対応するため、気候変動リスクを踏まえた流域全体で被害を軽減する「流域治水」や防災・減災対策としての「適応復興」の取組が推進されています。
- 農業・自然生態系・自然災害・健康の分野を中心に気候変動適応策が計画的・効果的に推進され、気候変動の影響が最小限にとどめられています。

基本施策

1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

(2) 3R（ごみ発生抑制・再使用・再生利用）の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されています

- ワンウェイ（一方通行）型の社会から脱却するため、生産者・消費者双方に3Rの意識が浸透し、持続可能な生産と環境に配慮した消費行動が定着しています。
- 地球規模での課題となっているプラスチックごみの海洋流出防止対策や食品ロスの発生抑制が徹底されています。
- 不法投棄等の不適正処理対策が徹底され、廃棄物の適正処理が実現しています。

基本施策

2 資源循環型社会の形成

(3) 豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されています

- 「清流の国ぎふ」の豊かな自然環境の価値と機能が認識され、保全活動が推進されることによってさらに価値が高まり、交流人口や移住者が増加するという保全と活用の持続的な好循環が確立されています。
- 外来種の防除や希少生物の保護などにより、森林、里地・里山、湿地・河川など、生態系サービスの多様性が保全されています。
- ニホンジカ・イノシシ・サルなどの野生鳥獣による被害防止が図られています。

基本施策

3 美しく豊かな環境との共生

(4) 県民すべてが安全・安心で健康的な生活が送れる環境が確保されています

- 清流長良川をはじめとする県内の水辺環境が保全され、県民が水辺空間の恩恵を享受しています。
- 良好的な大気・水質や安全な土壤が保全され、安全・安心な生活環境が保全されています。

基本施策

4 安全・安心な生活環境の確保

(5) 県民一人ひとりや各事業者に環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが根付いています

- 県民一人ひとりや各事業者が環境問題を自身の問題と捉え、自発的に日々の暮らしや仕事、事業活動を見直し、環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが定着しています。
- 県民、N P O、事業者、学校、行政機関など各主体の間でパートナーシップが構築され、環境保全に向けた活動や学習が活発に行われています。
- 社会全体のデジタル化の進展と相まって、テレワークやワーケーション、二拠点居住など新しいライフスタイルが普及しています。

基本施策

5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

3 取組方針

基本施策の推進とそれに基づく各施策の展開にあたっては、「地域づくり」と「人づくり」を両輪として取り組みます。

方針 1

環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す 地域づくり（地域循環共生圏の創造）

- 国の第5次環境基本計画においてSDGsを地域で実践するためのビジョンとして示されている「地域循環共生圏」の創造に向け、環境と経済、社会の統合的向上を目指し分野横断的な取組を進めます。

方針 2

「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり

- 地域づくりの根幹は、人づくりとの認識に立って、「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持つ地域の担い手を将来にわたって確保するとともに、環境との共生に配慮したライフスタイルがあまねく行きわたるよう人づくりを進めます。

地域循環共生圏とは

- ・平成30（2018）年4月に閣議決定された環境省「第5次環境基本計画」で提唱された概念

自然資源、生態系サービス、資金・人材などの地域資源を再認識し、最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されること。

- ・地域の範囲としては、集落や市町村レベルの狭域から、都道府県レベルの広域もある

地域循環共生圏の考え方を活用し、環境だけでなく経済（県民所得の向上）や社会（人口減少・少子高齢）の課題の統合的な解決を目指す

～岐阜県における地域循環共生圏の創造とは～

- 私たちは、日々の生活や事業活動に伴い、石油や液化天然ガスなどのエネルギー資源を大量に消費しています。しかしながら、こうしたエネルギー資源の乏しい日本では、約92%を海外からの輸入に頼っている状況です。
- これを地域経済の側面から見れば、支出が外に漏れ出ているといえます。この漏れ出ている支出を地域内に留める方法として、元々地域に存在する太陽光や水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用による「エネルギーの地産地消」も、地域循環共生圏の創造の一つです。
- 例えば、岐阜県の包蔵水力は全国1位であり、標高差も最大3,000mに及ぶことを活かし、水力を利用した発電を行うことで、化石資源の代替と燃料の長距離輸送の削減により低炭素・省資源を実現しつつ、運営や維持管理に必要な人材を賄うための地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった、経済・社会的な効用も生み出します。
- このほかにも、「長良川システム」における鵜飼漁などの伝統漁法や、美濃和紙などの伝統文化、鮎寿司などの食文化を現代に伝えつつ、河川環境や景観を保全・継承する取組など、人が里川を適切に管理することで資源や環境などに新たな価値を生み出している連鎖の仕組みは、環境・経済・社会の三側面が相互に連関した、まさに地域循環共生圏を体現する取組といえます。
- 県では、こうした取組の自律的な展開を支援するため、令和2（2020）年4月15日に「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」を設置しました。
- このネットワークを活用し、幅広い分野において企業や大学、団体、金融機関等の多様な主体が連携して、地域循環共生圏の創造に向けて取り組むことができるよう支援を行います。

コラム 2 地域循環共生圏 取組の紹介1 郡上市「地域共生圏協議会」

郡上市は市内の9割が森林で、一級河川の長良川流域にある自然豊かな地域でありながら、郡上踊りなどの観光産業が盛んであることから毎年多くの観光客が訪れるなど、自然資源や観光資源が充実しています。また、地域には、行動力・発信力・巻き込み力を持つ「移住者」、地域資源に関する情報や人脈を持つ「地域団体」、実践力を持つ「市民団体」など、様々な主体が活躍しており、地域活性化の中心を担っています。

これらの主体が中心となり、人口減少や少子高齢化の加速や、お金の地域外への流出などの課題を解決するため、「郡上市地域共生圏協議会」が立ち上げされました。この協議会では、小水力や太陽光、バイオマスなどの自然資源を活用した再生可能エネルギーから得られる利益を原資として、地域課題の解決を目指す仕組みづくりに取り組んでいます。再生可能エネルギーを中心としたローカルビジネスを構築することで、これまで地域外に流出していたエネルギー費用を抑制するだけでなく、利益を生み出すことにもつながるため、河川清掃などの環境保全活動や、市民・観光客に対する交通手段の提供、社会福祉や防災に資する事業など、地域社会全体に還元する仕組みづくりを進めています。

このように、「環境×経済」の特徴を持った再生可能エネルギー事業で創出した利益を原資とし、「環境×社会」の特徴を持った地域課題を解決する事業を支えることで、市民生活と自然環境、観光振興などの資源がより充実し、「経済×社会×環境」の循環が実現している地域づくりを目指しています。



出典：環境省ローカルSDGs -地域循環共生圏づくりプラットフォーム- ホームページ
「令和2年度活動団体の取組 キックオフミーティング資料」

コラム 3 地域循環共生圏 取組の紹介2 美濃加茂市「里山千年構想」

美濃加茂市では、失われた里山の風景や、埋もれた里山資源を取り戻し、未来永劫変わらぬ美しいふるさとの風景を残していくため、有害鳥獣対策として計画的に里山林を整備し、整備後の里山空間の活用、伐木の資源活用、広葉樹の森づくりを実施することで、持続可能な里山を目指した「里山千年構想」を策定しています。

市内の山林は、アベマキをはじめとした広葉樹が多く自生する「里山」のため、新たな森林活用方法を研究し、従来の林業ではなく広葉樹を資源とする林業を目指して、森林整備のほか里山の地形を活かした森林空間活用を推進しています。

当初、里山整備は有害鳥獣対策として位置付けられていましたが、この里山整備において伐採されるアベマキ等の広葉樹は、「美濃加茂市産材」として活用され、現在では様々な製品が開発され流通しています。製品を作るための里山整備ではなく、暮らしを守るために里山整備によって産出されたアベマキを使って製品化しているため、アベマキ製品が生まれるということは市内のどこかの里山が整備されることになります。

また、里山整備により広葉樹を伐採した後も、広葉樹の萌芽更新を促すことで、更新伐が可能となる健全な里山となるため、生物の多様性、二酸化炭素の吸収、水源地等の公益的機能を担うことが可能となります。さらに、このような里山を守り続けていくためにも、地域住民だけではなく、様々な企業や学校等との連携を通じて、里山を学び舎とした次世代の担い手の育成も継続しており、地域や社会全体で持続可能な里山づくりを目指しています。

このように、「里山」を資源の供給源となる価値ある財産と考え、自然環境だけではなく、経済や地域社会も循環し続ける仕組みを作ることで、千年経っても変わらない風景を残す持続可能な里山づくりを進めています。



出典：美濃加茂市ホームページ「里山千年構想概要版」

第4章 施策の展開

基本施策 1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

取組内容

(1) 温暖化対策の推進

※下記アイコンは、SDGs(国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標)のうち、本項目に関連のあるものを示しています(以下、同じ)。



(事業者の温室効果ガス排出削減・省エネルギーの推進)

- ランニングコスト削減効果など中長期的な視点からの経済合理性と両立する温室効果ガス排出削減に資する設備導入促進について事業者への助言指導を行います。
- 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書、実績報告書等の提出を徹底するとともに中小排出事業者に対しても提出を勧奨します。その上で、温室効果ガス排出量の削減状況等を評価・公表を行い、優良事業者に対する顕彰制度や優遇施策の創設を検討します。
- 中小企業等が行う排出削減（省エネ）や地球環境の保全・改善を図るための施設・設備の導入に対し、県融資制度により支援するほか、簡易的なオンライン診断システムを提供します。
- 今後さらなる成長が期待される環境ビジネスや、革新的環境イノベーション創出に対する支援策について検討します。
- 省エネルギー対策の導入を検討する企業に対し、エネルギー管理士など国家資格を有する専門家等の派遣を支援します。
- 廃棄物焼却時の熱回収、発電等によるエネルギー効率を高めることにより二酸化炭素排出量の削減を図るため、市町村等に対し国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。

(ZEH・ZEBの普及促進)

- 高断熱・高気密住宅と次世代エネルギーインフラを組み合わせたZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・HEMSの普及促進策を検討します。
- ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）普及促進のため、設備導入やBEMS・スマートメーター等導入に係る支援策を検討します。

(公共交通の利用と次世代自動車の導入の促進)

- A I（人工知能）を活用したオンデマンド交通など利便性の高い先進的なモビリティサービスの導入支援等を行うほか、交通事業者と市町村等が連携した利用環境整備の取組について助言等を行い、公共交通の利用促進を図ります。
- 次世代自動車（電気自動車（E V）、プラグインハイブリッド車（P H V）、燃料電池自動車（F C V））の特性や利点を出前講座等により普及啓発を行い、自家用車、業務用車への導入を促進します。
- 次世代自動車は外部電源供給システムにより災害時の非常用電源として活用できることを踏まえ、県自ら積極的な導入を推進するため、警察・教育委員会を含めた県機関における車両更新のあり方を検討します。
- 県内への水素ステーションの設置を支援するなど、燃料電池自動車（F C V）の普及を促進します。

(環境・エネルギー分野への技術開発の促進)

- 産学官が参画する「岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム」による再生可能エネルギーの高度利用と省エネに関する調査研究、技術開発、システム導入、ビジネスモデルの確立等の取組を支援します。

(地域環境投資・金融の拡大検討)

- 国の金融資本市場の動向を注視しながら、県内でのE S G投資・金融の普及に向けて、地域金融機関等との連携方策を含めて検討を進めます。

(「ぎふ清流COOL CHOICE」の推進)

- 省エネ・低炭素型の製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの変容など「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE」に呼応し、「ぎふ清流COOL CHOICE」をキャッチフレーズに普及啓発活動を展開します。

(地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利用の促進)

- 専門家の派遣やフォーラムの開催等により、市町村及び地域住民等の再生可能エネルギーに対する理解と機運醸成を図り、地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進します。
- 過疎化・高齢化が進む農村地域において、農業用水を活用した小水力発電の導入を推進するとともに、小水力発電施設の適切な維持・運営管理のため、専門技術者の派遣や研修会の開催等により市町村等の発電事業者を支援します。
- 木質バイオマス利用施設の導入や県民協働による未利用材の搬出運搬に係る支援を行います。
- 建設中の県営ダムにおいて、発電事業実施に向けた基本協定の締結により発電事業者による設計・施設整備等を促進します。

(県による率先実行)

- 県有施設等の省エネルギーを推進するとともに、RE30やRE100といった再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を進めるなど、県自らが率先して温室効果ガス排出削減に資する取組を推進します。



(2) 気候変動への適応

(気候変動の影響や適応に関する共同研究と人材育成)

- 令和2（2020）年4月に岐阜大学と共同して設置した「岐阜県気候変動適応センター」を拠点に、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理・分析、共同研究を行います。また、広く気候変動問題への関心と理解を深めるため普及啓発を行うとともに、適応策の立案や普及啓発活動等を担うことができる人材育成にも取り組みます。

(「気候変動×防災」の推進による強靭な県土づくり)

- 気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」への転換を図ります。
- 自然環境が有する多様な機能を活用し持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」及び生態系を活用した防災・減災「Eco-DRR」に関する取組を推進します。
- 災害発生前から復興後の姿を描きつつ、単に地域を元の姿に戻すという「原形復旧」の発想に捉われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持ち、被害の軽減を図ります。

(激甚化・頻発化・局所化する気象災害への対策)

- 間伐や植樹などの森林整備や治山事業の計画的な実施により山地防災力の強化を図ります。また、農業用ため池など農業用施設の防災・減災対策を進めます。
- 河川整備計画等を策定の上、河川改修を推進するほか、出水時に備え、排水機場、樋門、県管理ダムの適正な管理を行います。
- 砂防えん堤の整備等のハード対策と、土砂災害警戒区域の指定や土砂災害警戒情報の提供等のソフト対策の両面から土砂災害対策を行います。
- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図る「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町による立地適正化計画の策定を促進します。

(水資源の保全とライフラインの強化)

- 渇水による被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムラインの作成を促進します。
- 県営水道の地域間相互のバックアップ機能の強化、老朽化管路の複線化、大容量送水管の整備を行います。

(農産物・養殖魚の新品種・種苗の育成・選定)

- 気候変動の影響を見据え、収量・品質低下等に対応するため、将来の栽培環境に適した新たな品種の育成、選定を進めます。
- 高水温の環境下にも適応できる種苗の育成方法等の検討や新たな魚種の選定、飼育試験等を進めます。

(自然生態系の保全)

- 高山帯等における気象データの推移を把握し、野生生物の生息・生育適域の変化を把握します。
- 魚類等の遡上・降下環境を守るため、必要に応じて堆積した土砂の除去や補修等、魚道の維持管理を行います。

(熱中症、感染症の予防)

- 熱中症による救急搬送人員数の動向分析を行い、予防のための普及啓発を強化します。
- 感染症を媒介する蚊の生息実態及び発生動向について調査を行い、予防対策に活用します。

(事業継続計画（B C P）の策定支援)

- 災害時における企業の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画（B C P）及び事業継続力強化計画の策定支援を行います。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 | 備考 |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 温室効果ガスの排出量 | 1,685万t-CO ₂ (2017) | 1,474万t-CO ₂ (2025) | 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた中期的な指標として設定 【中期目標(令和12(2030)年に平成25(2013)年比33%減)をもとに算定】 |
| 家庭1世帯あたりエネルギー消費量の削減率 | — (2019) | 2017比 9.7%減 (2025) | 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた中期的な指標として設定 【中期目標(令和12(2030)年に平成29(2017)年比15.7%減)をもとに算定】 |
| 再生可能エネルギー比率 ※最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー創出量の割合 | 6.5% (2017) | 7.8% (2025) | ※国の第5次エネルギー基本計画の見直し等を踏まえ、あらためて目標値を設定するため、平成28年3月に策定された「岐阜県次世代エネルギービジョン」の目標値を暫定的に設定。 |
| 立地適正化計画策定市町村数 | 5市町村 (2019) | 10市町村 (2023) | 持続可能なまちづくりへの取組を推進する指標として設定 【各市町のまちづくりの状況に応じて設定】 |

コラム 4 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現にあたっては、「快適な室内空間を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロすることを目指した建物(ZEB)」を目指す取組も重要です。

2019年4月に瑞浪市内にある公立中学校3校の統合再編により誕生した瑞浪北中学校は、文部科学省の「スーパーイコスクール実証事業」に取り組み、2019年9月から2020年8月までの1年間でZEBを達成しました。国内の学校施設(幼稚園を除く)では初の事例で、この成果は環境教育による生徒や先生らによる省エネ活動と、再生可能エネルギーなどによる創エネ及び省エネ技術を備えた学校建築が一体となって得られたものです。

公立学校施設によるZEB達成には「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた取組を推進させる大きな意義があり、今後このような取組が全県的に広がることが期待されています。



出典：瑞浪市役所

コラム 5 再生可能エネルギーの活用による地産地消エネルギーシステムの構築

岐阜県は古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。

また、「清流」は木質バイオマス、小水力などの再生可能エネルギーを生み出す森や水の源もあります。

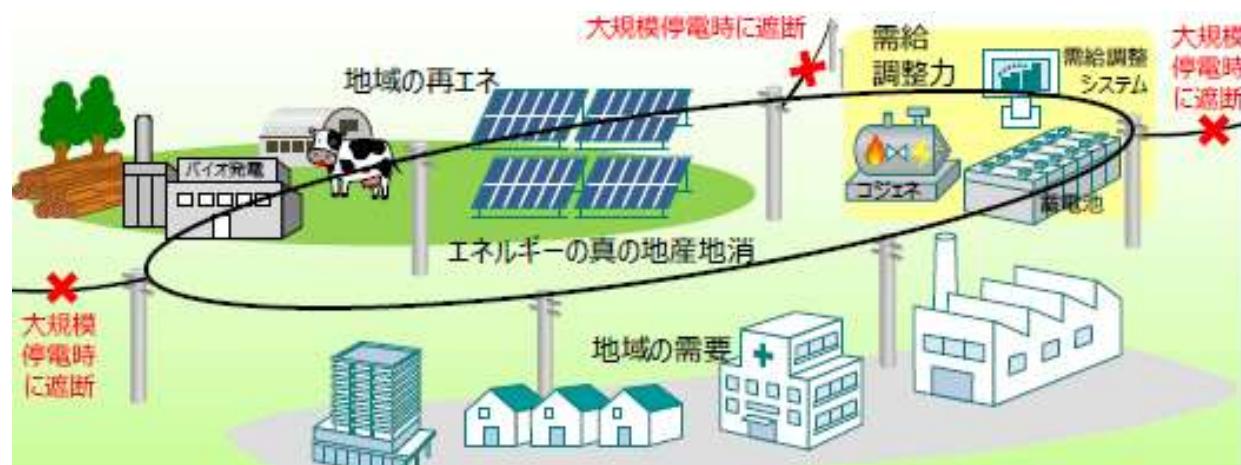
本県では、地域資源を活かした再生可能エネルギーの創出により、絶えることなく流れる「清流」のように、世代を超えた循環型エネルギー社会、すなわち「持続可能で活力に満ちた清流の国」の実現を目指し、平成28(2016)年3月に「岐阜県次世代エネルギー・ビジョン」を策定しました。このエネルギー・ビジョンに基づき、「本県の特性を活かした再生可能エネルギー導入」、「地産地消型エネルギーシステムの構築」、「次世代エネルギー・技術の使用定着による省エネルギーの推進」の3つを柱とするエネルギー施策を展開しています。

地産地消型エネルギーシステムとは、地域の再生可能エネルギーから生み出された電気・熱・水素等を、蓄電池や燃料電池等に貯蔵し、その地域へ輸送・供給する効率的で低成本なエネルギー需給システムであり、近年、激甚化する災害に対する地域のレジリエンス強化の観点からも注目されています。

県内では平成28(2016)年7月、岐阜県、八百津町、岐阜大学、関係事業者3者による「水素社会の実現に向けた産学官連携協定」を締結し、域内で創出した再生可能エネルギー由来の水素を活用した地産地消型エネルギーシステムを構築するための実証事業を行っています。これにより、「中山間地域における水素社会モデル」を八百津町で実現し、他の地域への展開を目指しています。

今後、各地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入や八百津町をモデルとした水素を活用した地産地消型エネルギーシステムの構築に取り組んでいきます。

【 地産地消エネルギーシステム イメージ図 】



出典：経済産業省 R3 概算要求 PR 資料「地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業」

コラム 6 ぎふ清流COOL CHOICE

「COOL CHOICE」とは、令和12(2030)年度の温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

本県では「ぎふ清流COOL CHOICE」を合言葉に「県民運動」として積極的に展開し、例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、省エネ家電にするという「選択」、高効率な照明に換える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」など、温室効果ガスを削減させるとともに、緑豊かな清流の国ぎふの環境を次世代へとつなぐ取組を推進しています。

また、地球温暖化防止に興味のある学生の皆さんに研修や広報活動に参加していただき、修了した方を「ぎふ清流COOL CHOICE学生アンバサダー」として認定しています。「学生アンバサダー」の中には、地球温暖化防止活動推進員として、県内各地で知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組んでいる学生もあり、「ぎふ清流COOL CHOICE」のさらなる普及・拡大に寄与しています。



未来のために、いま選ぼう。

コラム 7 岐阜県気候変動適応センター

近年、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加など、気候変動の影響が全国各地で現れており、今後更に深刻化する恐れがあります。

このような状況を踏まえ、県内における被害の防止・軽減等を図り、気候変動への適応を推進するため、気候変動予測や影響評価に先駆的に取り組む岐阜大学と、地域における気候変動の適応を推進する岐阜県が連携し、令和2(2020)年4月1日に「岐阜県気候変動適応センター」を共同設置しました。

当センターでは、気候変動の影響や気候変動適応に関する情報収集、整理、分析及び提供に関する役割を担うほか、地域ニーズに基づく共同研究、気候変動の適応に向けた人材育成、普及啓発などにも取り組んでいます。

今後は、地域の実情に応じて気候変動の適応策を推進する県民、事業者、市町村を支援していきます。



コラム 8 適応復興(豪雨災害)

近年、激甚な洪水氾濫や土砂災害を起こす気象災害が頻発しています。今後も気候変動により大雨や洪水の発生頻度が増加すると予想されており、これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代に入ったことを認識する必要があります。

このような状況を踏まえ、令和2(2020)年6月には内閣府防災担当大臣と環境大臣の共同メッセージと、「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略～『原型復旧』から『適応復興』へ～」が公表され、SDGsの達成も視野に入れた気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させて取り組む戦略が打ち出されました。被害を最小限にするとともに、被害を受けてもより強靭で魅力的な回復をする、弾力的かつ安全・安心で持続可能な社会、いわば『災害をいなし、すぐに興す』社会を目指すとともに、災害からの復興に当たっては、単に地域を元の姿に戻すという「原形復旧」の発想に捉われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持って対応していくことも掲げられています。

岐阜県では、「岐阜県気候変動適応センター」において気候変動の影響に関する調査研究を進め、その成果を関係部局と共有・活用することで、「適応復興」の観点から防災対策を推進していきます。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」への転換を図り、国、県及び市町村において「流域治水プロジェクト」を推進していきます。



出典：岐阜県、清流の国ぎふ防災・減災センター
「令和2年7月豪雨災害検証報告書」



出典：国土交通省「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト～いのちとくらしをまもる防災減災～」

基本施策 2 資源循環型社会の形成

取組内容

(1) 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進



(プラスチックごみ削減の推進)

- 使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者の協力のもと、「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の取組を推進します。
- 石油由来プラスチック代替製品であるバイオプラスチックや、紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、事業者・消費者双方に対し啓発を行います。
- 分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザインとなるよう、プラスチック製造事業者に対して働きかけを行います。
- 市町村による一般廃棄物中のプラスチックごみの実態調査の実施を促し、市町村別の状況を可視化する取組を進めます。
- 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチック導入を市町村へ働きかけます。
- プラスチック資源の使用抑制、循環のための実効性ある取組について協議・検討するため、製造事業者、廃棄物処理事業者、県民、有識者からなる場を新たに設置します。

(プラスチックを含む海洋ごみ対策の推進)

- 県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止の啓発や「プラごみゼロ・キャンペーン事業」等における街や川の清掃活動や意識啓発活動など、県内一体となった環境美化運動を推進します。
- 海岸漂着物処理推進法に基づき所要の対策を推進するための計画を新たに策定します。

(食品廃棄物対策の推進)

- 食品廃棄物の削減に取り組む飲食店、宿泊施設及び食品小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進します。
- 市町村による一般廃棄物中の食品廃棄物（食品ロスも含む）の実態調査の実施を促し、市町村別の状況を可視化する取組を進めます。

(ごみ減量化・リサイクルの推進)

- 建設廃棄物の適正な選別による再資源化と埋立処分量の削減の重要性について、建設工事現場のパトロール等を通じて、排出事業者に啓発・周知します。
- 汚泥リサイクル及び汚泥肥料の取組について、各種イベントでの普及啓発や県ホームページでの情報発信に努めます。
- 家畜排せつ物や稻わら等農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。また、安全面に配慮した食品加工残さの飼料化の取組について市町村等に対し助言を行います。
- 岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業等での積極的な利用を推進します。
- 市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進します。
- 市町村と連携して、紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進します。

(グリーン購入の推進)

- 環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を市町村や地域団体と連携して促進します。
- 東海三県一市と事業者団体が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図る「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。

(一般廃棄物の適正処理の推進)

- 一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。
- 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対し国制度の活用を通じて支援を行います。
- 市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるよう、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行います。

(産業廃棄物の適正処理の推進)

- 産業廃棄物の取扱状況等を勘査して定期立入の回数を設定し、随時立入等を組み合わせて実施するなど重点的・効果的な監視指導を行います。
- 廃棄物関係法令の遵守による適正処理を推進するため、主に中小事業者を対象に法令講習会を開催します。
- 農業用使用済みプラスチックについて、農業関係団体等に対し適正な分別方法や生分解性資材の使用による排出抑制等についての情報提供を行います。
- 小規模農家が利用する国庫補助対象外の家畜排せつ物処理施設の整備に対し支援します。
- 畜産経営に起因する環境問題について協議会を開催し、情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。
- 畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を推進します。

- 处理期限が定められたP C B廃棄物の処理を促進するとともに、水銀廃棄物など有害廃棄物の適正処理を推進します。



(2) 不適正処理対策の徹底

(不法投棄等対策の徹底)

- 不法投棄等の早期発見・早期措置を図るため、パトロール等の監視活動を実施するとともに、必要に応じ関係機関と連携した改善指導を徹底します。

(岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用)

- 市町村と連携し、土砂等の埋立てと称した廃棄物の不適正な処理事案の早期発見・早期措置に努めます。



(3) 災害廃棄物・感染症への備え

(災害廃棄物処理対策の推進)

- 岐阜県災害廃棄物処理計画に基づき、関係団体との連携のもと災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うための体制を強化します。

(感染症対策の推進)

- 市町村と連携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関する注意事項を周知します。また、感染症の流行に対応した市町村業務継続計画の策定を支援するとともに、未策定市町村に対し計画の早期策定を働きかけます。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 | 備考 |
|------------|------------------------------|------------------------------|--|
| 一般廃棄物排出量 | 69.6万t (2018) | 60.8万t (2025) | 一般廃棄物の減量化を推進する指標として設定 【国が示す目標をもとに算定】 |
| 一般廃棄物再生利用率 | 23.3% (16.2万t) (2018) | 28.0% (17.0万t) (2025) | 一般廃棄物の再生利用を推進する指標として設定 【国が示す目標をもとに算定】 |
| 産業廃棄物排出量 | 367.7万t (2018) | 367.7万t (2025) | 産業廃棄物の減量化を推進する指標として設定 【国が示す目標をもとに算定】 |
| 産業廃棄物再生利用率 | 40.7% (149.6万t) (2018) | 56.0% (205.9万t) (2025) | 産業廃棄物の再生利用を推進する指標として設定 【国が示す目標をもとに算定】 |

コラム 9 ぎふプラごみ削減モデルショップ

プラスチックは、軽い・安価・加工しやすい・密閉性が高いなど優れた特性を有する素材のため、日用品から医療現場まで、様々な場面で私たちの暮らしを支えています。一方で、プラスチック製品の大量生産・大量消費による「使い捨て」が進んだことで、新たな問題も生じています。

例えば、プラスチックごみによる海洋環境の汚染が深刻化しており、世界で毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算や、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算も出ています。プラスチックごみを海に生息する生き物が食べることで、海洋環境へ悪影響を及ぼしているすだけなく、その生き物を食べる人間にまで健康被害を及ぼす恐れがあります。

これは、海のない岐阜県にとっても無関係な問題ではありません。例えば、伊勢湾にある三重県の答志島には、岐阜県を含む東海3県から流出したごみの1／4が漂着しているという調査結果もあります。県内で発生した散乱ごみも、その一部が河川を経由して伊勢湾等の海に流れ込んでいるため、海洋環境の汚染を防ぐためには、海のない岐阜県であっても使い捨てプラスチックの使用量を減らすなどの取組を進める必要があります。

プラスチック製品は、資源として循環的に使用することも可能ですが、その場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせています。環境負荷を低減するために、まずは過剰に生産・消費される使い捨てプラスチック製品を抑制することや、一度使用された製品、部品、容器等を再利用することを優先していく必要があります。これらを実践した上で、不用品として排出する場合は、資源として適切に回収・再生利用されるよう分別を徹底するなど、県民一人ひとりがプラスチックの資源循環を意識したライフスタイルに転換していくことも必要です。

県では、使い捨てプラスチックの使用量を削減するとともに、県民への普及啓発を促進するため、飲食物を提供する飲食店、小売店等や、環境にやさしい飲食関係の容器等を製造する事業所を対象に「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録制度を創設し、令和2(2020)年12月現在で960の事業所が登録されています。今後も、従来の石油由来プラスチックからの転換を図るため、バイオプラスチックや紙等他素材製品の利用促進を進めなど、内陸から美しい海を守り、新たな汚染を生み出さない取組を展開していきます。



コラム 10 ぎふ食べきり運動

近年、食品廃棄に対する国際的な関心が高まっており、「SDGs(持続可能な開発目標)」においても、令和12(2030)年までに1人当たりの食料廃棄を半減させる目標が定められました。

食品廃棄物のうち、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことを「食品ロス」とい、国内では年間612万トンにのぼると推計されています(農林水産省及び環境省「平成29(2017)年度推計」)。これは、国民1人1日当たりにすると約132g(およそ茶碗1杯のご飯の量)、1年当たり約48kg(およそ年間1人当たりの米の消費量約54kg)に相当します。

本県では、食品ロスを削減するため、平成30(2018)年度から県民の食品ロスに対する「食べきり」意識の高揚を図り、その実践を促進することを目的として、「ぎふ食べきり運動」を推進し、宴会時の開始30分間と終了前10分間は料理を楽しむ時間を作るよう呼びかける「30・10(さんまる・いちまる)運動」などの取組を進めています。また、食品ロスの削減に取り組む店舗及び企業等の事業所を「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業として登録し、その取組を広く紹介するなど、食品ロス削減に向けた普及啓発に努めています。



【岐阜県公式 Instagram】

「ぎふ食べきり運動」



基本施策 3 美しく豊かな環境との共生

取組内容

(1) 地域循環共生圏の創出支援



(地域循環共生圏の取組の推進)

- 環境・経済・社会の統合的向上のため、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完しあう地域循環共生圏のモデルとなる事業を支援します。

(2) 自然環境の保全及び活用



(環境影響評価制度の的確な運用)

- 大規模な開発を行う事業について、事業者に対してより適切な環境保全の取組を促すように環境影響評価制度の的確な運用を行います。

(自然と共生した川づくり)

- 河川が本来持つ自然環境を保全するため、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施します。

(自然公園の保全及び活用)

- 貴重な動植物や優れた山岳景観を有する中部山岳国立公園への国内外からの誘客を図るため、貴重な自然環境を保全しつつ、魅力の磨き上げや受入環境の整備などによるエコツーリズムの推進やジオパーク構想の実現に向け、高山市や関係団体と設置した協議会を中心に取組を推進します。
- 自然公園の優れた風致景観を保護するため、法令に基づき県民や事業者が行う各種行為の規制を行うとともに、自然保護員を配置し、各圏域の保護体制の確保を図ります。また、自然公園が安全かつ快適に利用できるよう歩道や防護柵などの計画的な整備・補修に努めます。

(自然とふれあう機会の充実・サステイナブル・ツーリズムの推進)

- 近年の田園回帰志向の拡大や外国人観光客の増加によるグリーン・ツーリズムに対するニーズの多様化に対応するため、「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会と連携してグリーン・ツーリズムを推進します。
- 温泉地を核に、食・自然・文化・歴史など地域資源を活かした地域活性化と誘客に

つなげる取組であるONSEN・ガストロノミーウォーキングの普及・定着を図ります。

- 仕事と余暇の両立を志向する、新たなライフスタイルとして進展が期待され、また関係人口の創出にも寄与するワーケーションについて、関係団体等と連携して県内の自然公園、温泉地及び棚田地域等での実現可能性に關し調査・検討を進めます。

(長良川システムの保全・活用・継承)

- 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の持続的な発展を図るため、清流のシンボルである鮎資源の増大に向けた取組や、鮎のブランド価値の国内外への発信と販路拡大、「清流長良川あゆパーク」を核とした体験プログラムの提供など、若い世代に長良川システムの価値を伝える活動等を推進します。

(持続可能な農業の推進)

- 環境に配慮した持続的な農業や農産物の安全確保につながるGAP（農業生産工程管理）の取組の推進を図るため、「ぎふ清流GAP評価制度」を創設し、農業者へ広く普及推進します。

(棚田を核とした地域振興)

- 棚田地域振興法の制定を契機とし、県土の保全や水源のかん養といった多面的機能を有する棚田を核とした地域振興を行うため、指定棚田地域の活動計画認定を支援します。
- 田舎体験を望む都市住民の方々などに「ぎふの田舎応援隊」として、農村地域の維持活動などに参加いただく取組を強化し、地元住民との交流により、農村の維持保全を図るとともに、関係人口の創出や移住・定住を推進します。
- NPOや旅行会社等との関係団体が連携して、棚田地域での自然体験活動を通じ、棚田地域の魅力や保全の必要性を学ぶ機会を創出します。

(林業の担い手確保)

- 林業の就業相談から技術習得までを一貫して支援する「森のジョブステーションぎふ」を中心に、林業の担い手確保・育成を図るほか、県外からの林業就業者に対する移住支援金の給付や外国人材の活用に向けた検討を行うなど、新たな担い手確保を推進します。
- UIJターンによる林業への就業促進や外国人材の活用に向けた講習会の開催などによる担い手の確保や林業の機械化及びICTの導入を支援し、生産性や労働環境の向上を図るスマート林業を推進します。

(3) 生物多様性の保全



(生物多様性ぎふ戦略の推進)

- 生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向け、本県の特徴的な自然環境と生態系や地域特性を踏まえつつ「生物多様性ぎふ戦略」の改定を行い、希少野生生物の保護や生物多様性保全のための施策を明らかにし、その推進を図ります。

(外来生物の防除)

- アルゼンチンアリ、セアカゴケグモ、オオキンケイギクなど生態系や人身に被害を及ぼす特定外来生物の防除を推進します。

(希少野生生物の保護)

- 絶滅のおそれのある野生生物の分布や保全状況の実態を把握し、岐阜県レッドデータブックの改訂を進めるとともに、適切に保護区の指定を行います。
- ハリヨなどの岐阜県とその付近にのみ生息する固有種について、保全の必要性に関する普及啓発を実施するとともに、保護された傷病希少動物の治療、リハビリ、放野を実施します。

(農地・里地里山の保全)

- 遊休農地の発生を防止し、豊かな農村環境を維持するため、荒廃した農地を解消し営農を再開する活動や、農地や農村環境を守るための地域共同活動を支援します。
- 野生鳥獣による被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、里山林の整備を支援し、環境を重視した里山づくりを推進します。

(環境保全林の整備)

- 森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林に対し、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、間伐等の支援を実施します。

(野生鳥獣による被害防止)

- ツキノワグマによる被害を踏まえ、コア生息地、緩衝地帯、排除地域という3つの目的別に区画したゾーニングを設定することで、人的及び農林業への被害の軽減を図りながら、人と野生生物が共生する地域づくりを推進します。
- ニホンジカやイノシシなどの第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲や個体数の管理を計画的に行うため個体数や生息域の調査を行うとともに、野生鳥獣管理に関する講習会等を実施し、県民の鳥獣被害対策に関する理解を深めます。
- 捕獲したニホンジカやイノシシは、ジビエ料理フェアや調理講習会の開催など新た

- な販路開拓に向けた支援を行い、安全・安心なジビエとして利活用を推進します。
- 県民が狩猟について知る機会を設けるほか、狩猟免許取得に関心のある方を対象とした講習会の開催や学生に対する免許試験手数料の減額を通じて、新たな狩猟者の確保に努めます。また、経験の浅い狩猟登録者には、ベテランから捕獲のノウハウやテクニックを学ぶ研修等を実施することで、技術の向上及び安全な狩猟の推進を図ります。
 - 野生鳥獣による農産物、水産物への被害の早期軽減を図るため、防護柵の整備と被害防止捕獲の一体的な推進やカワウ対策の強化に取り組みます。

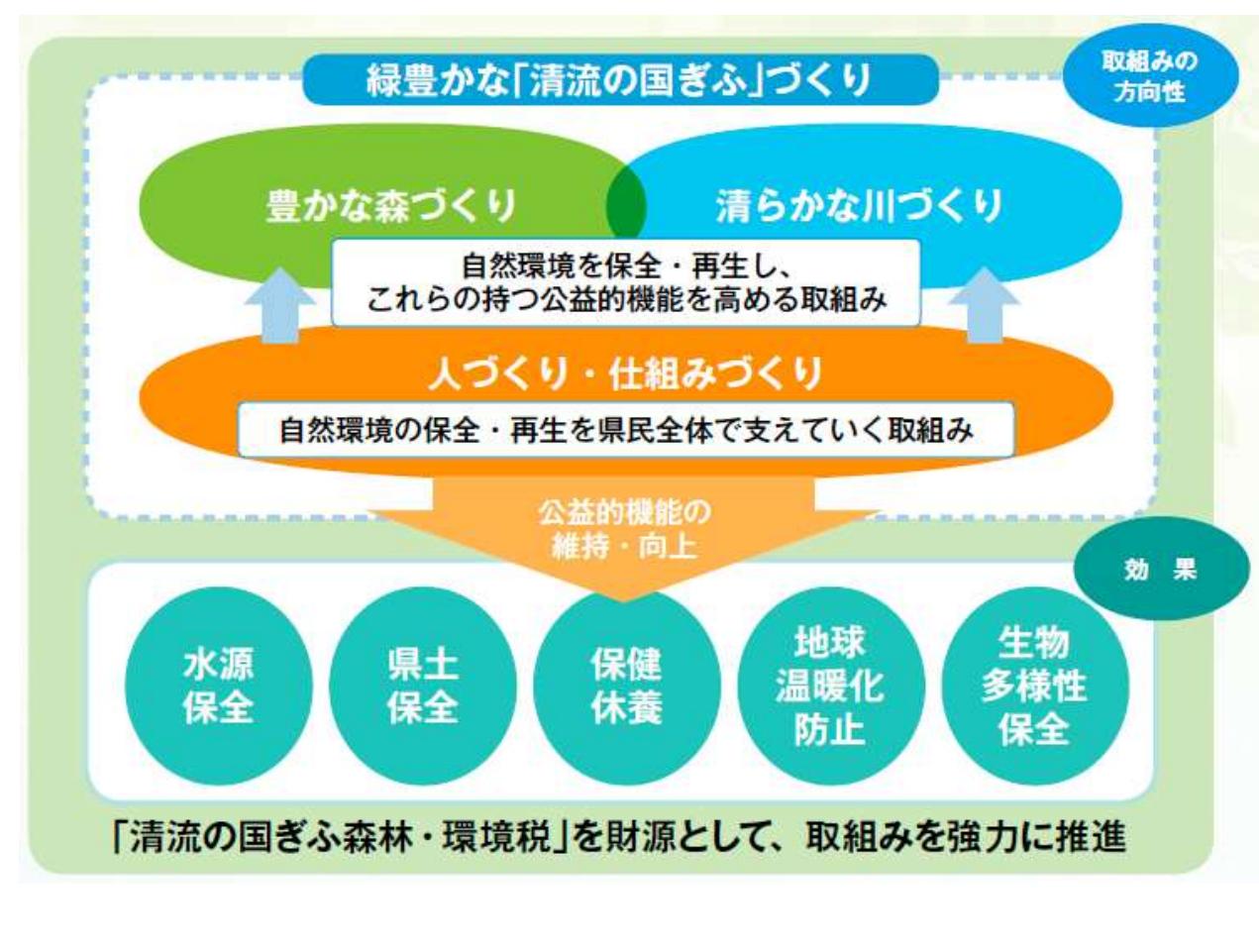
達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 | 備考 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|---|
| 地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数(累計) | 2団体 (2019) | 20団体 (2025) | 県内における地域循環共生圏のモデルとなる事業を推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| 自然公園利用者数 | 793万人 (2018) | 800万人 (2025) | 自然公園の優れた景観保護と安全かつ快適な利用を推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| 新規林業就業者数(累計) | 249人 (2019) | 400人 (2023) | 森林整備の担い手の確保・育成を推進する指標として設定 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略に定める目標数値をもとに設定】 |
| 農地維持活動に集落で取り組む協定面積 | 28,918ha (2019) | 28,900ha (2025) | 豊かな農村環境を維持し、農業や農村の持つ多面的機能を発揮させる活動の基礎となる取組であるため設定 【新たなぎふ農業・農村基本計画で定める目標数値をもとに設定】 【※農地面積そのものが減少している現状を踏まえ、現状維持を目標とする】 |

コラム 11 清流の国ぎふ森林・環境税

岐阜県では、豊かな森林や清らかな河川は県民の共有財産であるという認識のもと、これらの有する県土の保全や地球温暖化の防止、生物多様性の保全といった公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく仕組みとして、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24(2012)年度に導入しました(第1期:平成24(2012)年度～平成28(2016)年度、第2期:平成29(2017)年度～令和3(2021)年度)。

現在の第2期清流の国ぎふ森林・環境税では、水源林・里山林の整備といった森林づくり、自然生態系の保全と再生、ぎふ木育をはじめとした人づくり・仕組みづくり等に取り組み、自然環境の保全と再生を着実に進めています。



コラム 12 サステイナブル・ツーリズム

「サステイナブル・ツーリズム(持続可能な観光)」とは、訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適応しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光のことです。

岐阜県の強み(魅力)は、先人から受け継がれた「自然」「伝統・文化」「匠の技」(白川郷、長良川鵜飼、中山道、地歌舞伎、刃物、美濃和紙、陶磁器、木工等)などが長い時を超えて、先人から受け継がれ、日々の暮らしの中で今も息づいています。これらの岐阜県ならではとも言える観光資源・地域資源は、観光用に作られたものではなく、“日本の源流”を感じることができる資源として「SDGs(持続可能な開発目標)」の理念に沿うものであり、サステイナブル(持続可能)な観光といった新たな旅行スタイルの提案を進めています。

例えば、「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」では、日本特有の文化である「温泉(ONSEN)」を中心として、その地域ならではの魅力ある自然や文化が体感できるウォーキングコースを散策しながら、その土地の気候風土・食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しむことができます。また、イベント実施には開催地域の地元住民による協力も必要不可欠となるため、地域外の参加者にとっては地元住民との交流も魅力の一つとなっています。県内においても、平成30(2018)年5月に開催された奥飛騨温泉郷平湯温泉を皮切りに様々な地域での開催を推進していますが、今後は食事の提供時におけるプラスチックごみを削減するなど、地域資源の活用と環境負荷の低減を両立したイベントとしての実施を試行していきます。

このような自然や文化などの強みを生かした「サステイナブル・ツーリズム」を展開し、世界から選ばれる旅先を目指すことで地域の経済や社会の発展につなげ、地域住民が観光による恩恵を実感し、先人たちが守ってきた地域の価値を次世代に受け継いでいきます。



コラム 13 長良川システム

長良川は流域の人々のくらしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育ち、清流と鮎は地域の経済や歴史文化と深く結びついています。長良川におけるその循環は、人の生活、水環境、漁業資源が相互に連携している世界に誇るべき里川のシステムであり、いわば「長良川システム」と呼べるものです。

「長良川システム」は、次の3つの要素が循環システムとして機能していることに大きな重要性があります。

- ① くらしや経済活動の中で、水を守る・水源林を育てる取組みが行われ、都市を流れる河川でありながら、高い水準で、水質、生物多様性が維持されていること
- ② 水環境の保全と伝統的漁法の継承・資源確保の取組により鮎等回遊魚を対象とした内水面漁業が盛んで、かつ、農林水産業の生産力が維持されていること
- ③ 清流と地域の農林産物によって発展してきた歴史文化・産業があること

<里川とは>

里川は、手つかずの自然の中で環境が保たれている自然河川ではなく、森林管理や水防施設、清掃管理など人が適正に関与することにより、生活領域の中を流れつつ、生活水源・漁場・農業用水等の経済的な価値、及びレジャー・景観・歴史文化等の精神的な価値を有し、かつ、生物多様性を保持しています。いわば里山に発し里地を流れる川であり、長良川はまさに「里川」です。



世界農業遺産
清流長良川の鮎



コラム 14 クマのゾーニング管理

岐阜県に生息するツキノワグマは、県の東西で、北アルプス地域個体群と白山・奥美濃地域個体群に分かれて分布しています。岐阜県では、こうした個体群の保全、分布域の連続性を担保しながら、農林業や人身被害などのツキノワグマによる人間への軋轢を軽減することを目的に、第二種特定鳥獣管理計画を策定してツキノワグマの保護管理を行っています。

この計画では、その対策の一つとして「ツキノワグマを保護する地域(コア生息地)」、「人間活動を優先する地域(排除地域)」、「これらの地域の中間に位置する地域(緩衝地帯)」として、人とツキノワグマの棲み分け(ゾーニング)を行い、各エリアにおいて「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」を複合的に取り組むこととしています。

たとえば、排除地域では、ツキノワグマの誘引物となる放置果樹や廃棄農作物などを除去したり、ツキノワグマの侵入路や隠れ場所となる林縁部の草地や耕作放棄地などの刈払いを見通しを良くしたりすることで、ツキノワグマの出没を防止する環境の整備を地域とともに進めています。



基本施策 4 安全・安心な生活環境の確保

取組内容

(1) 水及び土壤の汚染防止



(水環境の保全)

- 良好的な水環境を保全するため、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を毎年作成の上、公共用水域及び地下水の水質測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めます。
- 公共用水域の水質保全のため、汚水処理施設の整備を促進します。
- 油や有害物質等による流出事故を防止するため、注意喚起のためのパンフレットを作成、配布するなど普及啓発を行います。
- 農業者のGAP（農業生産工程管理）の取組を促進し、農薬と化学肥料を適正に使用し水環境を保全する農業の普及推進を図ります。
- 愛知県・三重県等と協働し、伊勢湾の再生と保全に取り組みます。
- 流域内の環境保全団体等との連携による河川清掃活動に取り組むことにより、県民の河川環境保全意識の向上を図ります。

(水源のかん養)

- 人工林の水源かん養機能の向上を図るため、適切な間伐を進めるとともに、荒廃した森林の復旧に努めます。
- 地下水の水源かん養機能を有する森林、扇状地の河川及び水田の保全を推進します。

(土壤汚染の防止)

- 土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び崩落等の災害の発生を未然に防止します。
- 土壤汚染対策法に基づき、水質汚濁防止法に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際等には、土壤汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底します。また、土壤汚染対策法に規定される届出が適切に行われるよう、関係機関に対し土壤汚染対策法の周知徹底を図ります。
- 農業者のGAP（農業生産工程管理）の取組を促進し、農薬と化学肥料を適正に使用し土壤汚染の防止に配慮した農業の普及推進を図ります。

(地盤沈下の防止)

- 地盤沈下の現状を把握するための各種調査を実施します。また、地下水利用対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地盤沈下の防止に努めます。

(危機管理体制の強化)

- 河川や土壤、地下水の汚染事故に対して迅速に対応するため、危機管理体制の強化を推進します。

(2) 大気環境の保全



(大気汚染の防止)

- 安全で快適な大気環境を保全するため、大気汚染の監視体制の充実や、ばい煙・粉じん・水銀等を排出する工場・事業場への立入検査など適正な指導を行います。
- 光化学オキシダント濃度の低減を図るため、原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出削減対策や光化学スモッグなど緊急時の対応を強化します。
- 今後増加が見込まれるアスベストを使用した建築物の解体等工事におけるアスベストの飛散防止措置が徹底されるよう、立入検査や周辺大気環境調査等による監視指導に努めます。

(騒音・振動・悪臭の防止)

- 発生源に対する立入調査や土地利用の適正化の指導などにより、騒音・振動の防止を図ります。
- 事業活動に伴い発生する悪臭に関する各種規制により、悪臭の防止を図ります。また、畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、畜産農家を巡回して指導を行います。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 | 備考 |
|---------------------------|-----------------|----------------|---|
| 河川環境基準達成率 ※BOD75%値 | 98.6% (2019) | 100% (2025) | 水域類型を指定している水域の環境基準達成状況を把握する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| 大気環境基準達成率 ※光化学オキシダント除く | 100% (2019) | 100% (2025) | 大気汚染物質の環境基準達成状況を把握する指標として設定 【現状の実績を維持】 |

基本施策 5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

取組内容

(1) 多様な主体間の連携による人づくり



(環境学習支援の機能強化)

- 県民による主体的な環境学習を支援するため、環境関連情報のデータベース、企業・環境関連団体・県・市町村が行う出前講座や体験プログラム、教材及び指導人材などの情報を一元的に集約・管理し、ワンストップでアクセスできる環境学習用のポータルサイトを新たに構築します。
- 新たに構築する予定の環境学習用のポータルサイトにおいて、環境副読本の説明等を動画やアニメーションなどデジタル技術を用いて楽しく・分かりやすく提供するとともに、環境保全活動や環境教育活動への参加申込ができるような仕組みを検討し、環境保全活動への参加を促進します。

(各主体間の連携強化)

- 企業等の各主体が有する環境学習のリソースを最大限活用し、学校での環境学習や県民の主体的な学びを支援する役割を担う「環境学習コーディネーター（仮称）」を新たに設置します。
- 環境学習に関わる各主体の指導人材を登録するとともに、実践的研修を開催して資質向上を行います。
- 水環境の保全が上流域から下流域、海洋まで一体として取り組む必要があるように、市町村や県域を越えた一体的な環境保全対策に取り組みます。

(次代の環境活動を担う人材の育成)

- 岐阜大学の次世代地域リーダー育成プログラムに環境教育の講座を開設し、環境学習の担い手を育成するとともに、若者の意識啓発、行動変容を促します。
- 幅広い世代を対象に、森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター（morinos）」を核とし、森林に誇りと愛着をもち、森林を守り育てる人材を育む「ぎふ木育」を推進します。

(SDGsに関する普及啓発活動の推進)

- 県内の企業や団体、個人など多様な主体が連携する「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」を活用し、SDGsに関する様々な情報提供やマッチングなど、会員の活動を支援するほか、県民や企業等のSDGsへの理解を醸成するため、フォーラムやセミナーの開催などの普及啓発を展開します。

- 住民や企業等のSDGsへの理解を醸成するための普及啓発事業や、SDGsの理念により、経済・社会・環境の三側面における新たな価値を創出し、持続可能な地域づくりに寄与する事業を行う市町村を支援します。

(体験を重視した環境教育の充実)

- 木曽三川（木曽川・長良川・揖斐川）をはじめとする本県を流れる河川の特徴や魅力を活かした自然体験プログラムを通じて、子どもたちが森・里・川・海のつながりに理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識の醸成を図ります。

(2) 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容



(知識を実践に変える県民運動の展開)

- 地球規模での環境課題を俯瞰しつつ、身近な環境の保全や地域資源の循環のための実践活動につなげていくため、SNSなどを効果的に活用し、県民、企業、環境関連団体、学校、行政など多様な主体を巻き込んだ県民運動を展開します。
- 学校や家庭、企業で行うことのできる環境に配慮した行動を説明した副読本を配布するなど、自主的な行動を促す情報を積極的に発信します。その際には、環境にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする行動科学的手法（ナッジ）を用いて無理のない行動変容を促進します。
- 県内で合法的に伐採された木材である「ぎふ証明材」や、「ぎふ清流GAP評価制度」の認証を取得した商品等の消費に向けて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」や、「エシカル消費」といわれる人・社会・環境に配慮した良識的な消費行動の普及啓発活動を促進します。
- 市町村等の関係機関とも連携しながら、食品ロス削減の必要性やその手法について理解を深めるための消費者への普及啓発を実施します。また、食品ロス削減に向けて消費者の行動変容を促す具体的な施策について検討します。

(新しいライフスタイルへの移行促進)

- コロナ禍を教訓とした持続可能な社会への転換に向けて、温室効果ガスの削減につながるテレワークやオンライン会議に加え、地域の活性化にもつながるワーケーションや二拠点居住など、新しいライフスタイルへの移行を促進するための取組を進めます。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 | 備考 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|--|
| 環境学習用のポータルサイト閲覧回数 | — (2019) | 20万回 (2025) | 県民各層による主体的な環境学習の取組を推進する指標として設定 【県HPの閲覧回数を参考に設定】 |
| 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員数 | — (2019) | 700会員 (2022) | 県内におけるSDGs達成に向けた取組を推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| 副読本等を活用し環境問題を探究した小学校の割合 | 97.1% (2019) | 100% (2025) | 小学校における環境学習の実施を推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |

コラム 15 環境学習のコーディネート

平成24(2012)年に施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」では、環境教育を「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義しています。

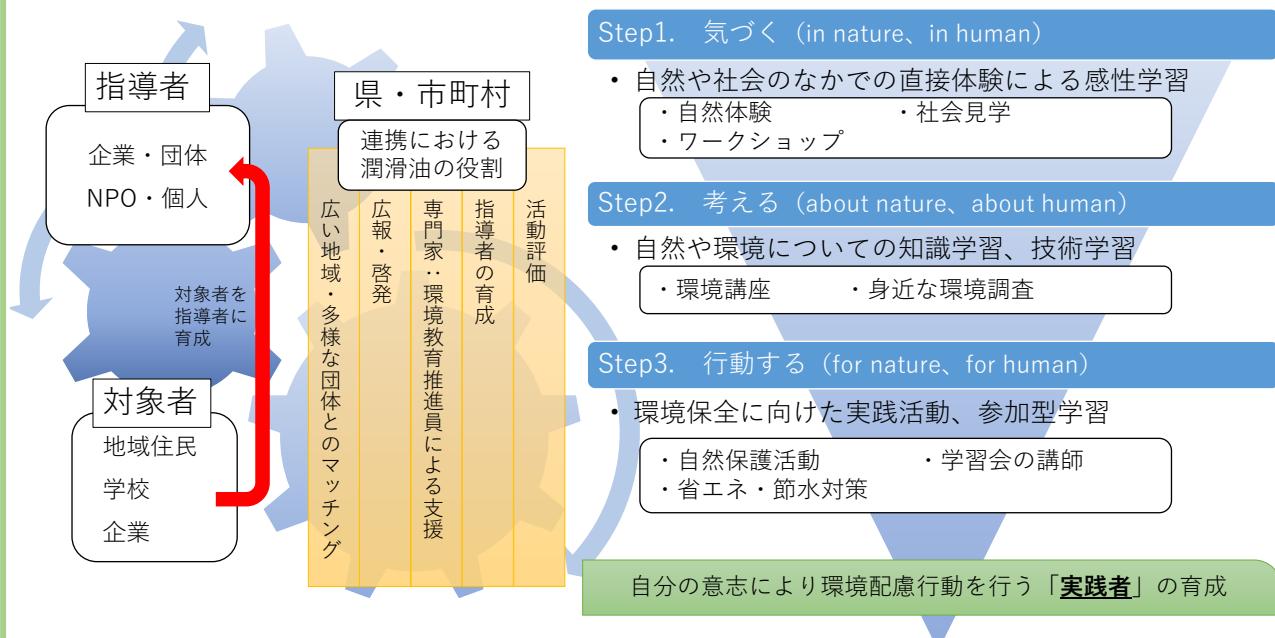
これは、環境教育が、これまでの自然や生活環境の保全に留まらず、環境・社会・文化・経済のつながりから、持続可能な社会の構築にアプローチする ESD(Education for Sustainable Development:持続可能な開発のための教育)のベースとなる教育としての役割を求められることとなります。

また、学習指導要領においても、「多様な人々と協働しながらさまざまな社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められている。…よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、…社会との連携及び協働によりその実現を図っていく」と示されるなど、教育現場においても、持続可能な社会の実現に向け、社会に開かれた教育の実現が求められています。

ESDの実現に向けては、環境・経済・社会の関係性を理解するため、多様なステークホルダーとの連携が必要不可欠とされており、国の環境基本計画においても、学校や企業、**団体、NPO**など、それぞれが各自の役割を意識して連携を図ることが重要とされています。

このため、今計画においては、環境学習というテーマにおいて、インターネットを通して連携に参画しやすいシステムを構築することで、各主体が連携する機会を設けるとともに、環境学習コーディネーターを配置し、コーディネート機能を強化していきます。

環境学習と多様な主体との連携



コラム 16 「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター morinos(モリノス)」

県土の約8割を森林が占める岐阜県では、豊かな自然を背景とした森と木からの学びを「ぎふ木育」と定義し、ぎふ木育を通じて、子どもをはじめとするすべての人々が森林(自然)に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動をとることができる人材となることを目指し、平成24(2012)年度に「ぎふ木育30年ビジョン」を策定しました。

このビジョンの実現に向け、令和2(2020)年7月には、幅広い世代を対象に、森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる拠点として県が整備を進めた「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター(愛称:morinos)」がオープンしました。

「ぎふ木遊館」は、木に触れ、森を感じ、その恵みである木のおもちゃでの遊びを通して、次代を担う子どもたちを育む木育の総合拠点として、ぎふ木育を伝える指導員等が常駐し、木育プログラムの実施や指導者の育成を行っています。

「morinos」は、すべての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと、森林文化の豊かさを、子どもから大人まで段階的に伝える森林教育の総合拠点として、自然のフィールドを生かしながら、森林について楽しく学べるプログラムの実施や、自然体験活動を行う指導者や民間団体の育成を行っています。

この2つの拠点を核として、県内全域にぎふ木育を推進しています。



コラム 17 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク

持続可能な地域づくりを進めるにあたっては、国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組が、幅広い分野や地域で展開されることが重要です。このため、県内の企業や団体、NPO、個人など多様な主体が連携し、SDGsを原動力とした地方創生の実現を目指す「オール岐阜」による組織として、「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」を設置しています。



令和2(2020)年12月末時点で会員数は530を超え、会員の達成したいSDGs目標や解決したい課題に対して、他の会員から提案を募集することにより会員間の連携を促すマッチング支援体制を整えるなど、幅広い分野や地域におけるSDGs達成に向けた自律的循環を図る取組を推進しています。

コラム 18 環境にやさしいライフスタイル

私たちは日々の生活の中で、移動手段、住居とエネルギー、食べ物、レジャーなど、様々なモノやサービスについて、自らのニーズを満たすものを利便性、入手可能性、価格、ブランド、デザイン等の観点から選んでいます。しかし、製品の製造や加工から、流通やサービスの提供、ごみ処理までの過程においても、CO₂などの温室効果ガスは排出されているため、それらのモノやサービスが、どのような過程を経て生産・提供され、消費や廃棄段階でどのような環境や地域への影響を与えるのかを考慮して選んでいくことができれば、環境負荷のより少ない経済活動や持続可能な地域づくりを促すことも可能となります。令和2(2020)年3月に閣議決定された消費者基本計画においても、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」として、「エシカル消費」の促進が求められ、一人ひとりが環境や人、社会に配慮した商品・サービスを積極的に選択することで、環境問題や社会的課題の解決に貢献できます。

また、コロナ禍を契機として、人々の物理的接触を減少させるため、様々なオンラインサービスの充実、テレワークの浸透など、社会のデジタルトランスフォーメーション(DX)も急速に進んでいます。これらの取組がさらに浸透していくことで、人の移動に係るエネルギー消費を抑制する効果が期待されるだけでなく、モノづくりやサービス等の多様なビジネスが、地域の枠を超えて都会と地方との交流を通じて持続可能な地域づくりにもつながっていきます。

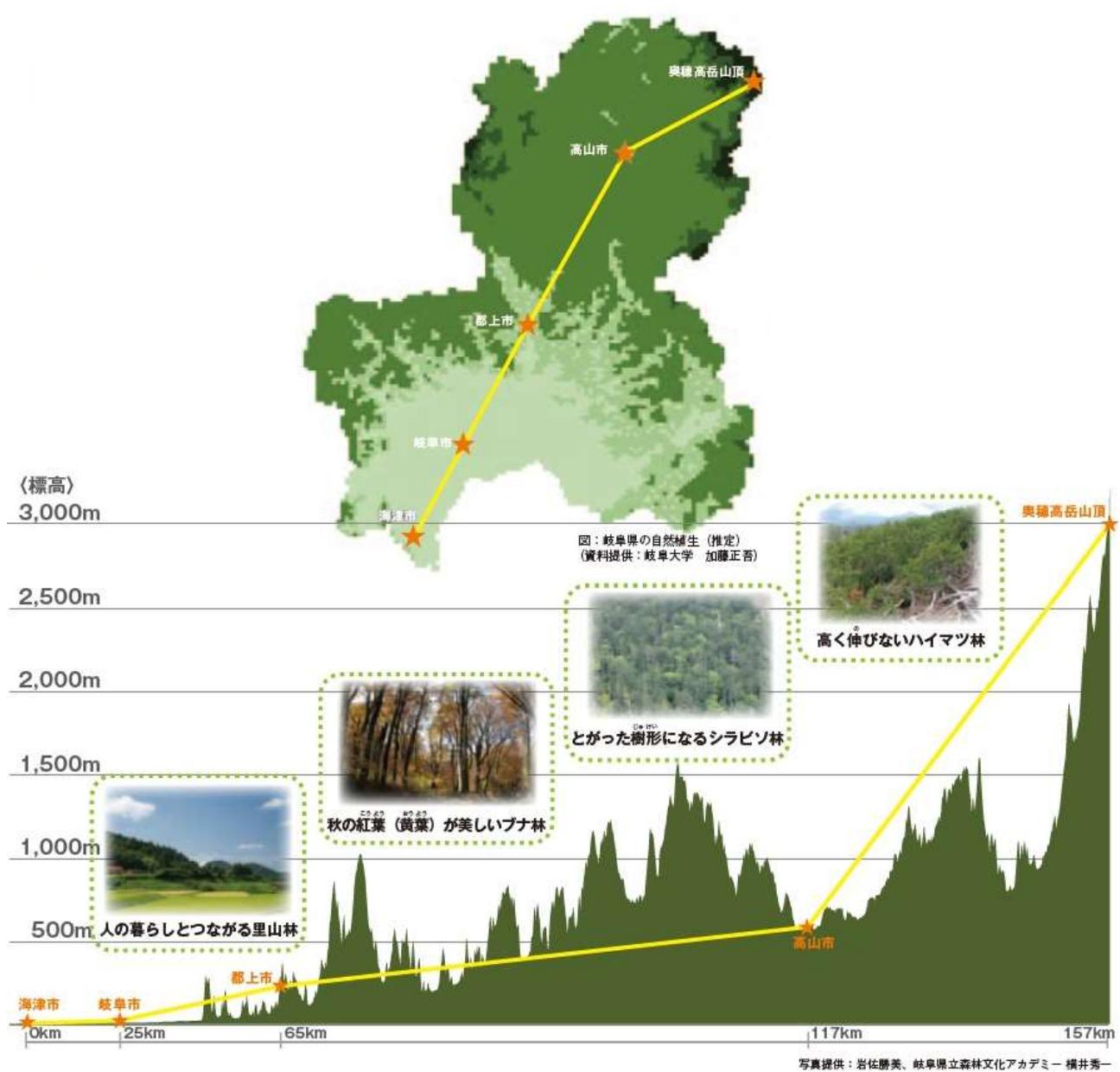
個人が環境とのつながりを意識した選択や行動をとっていくライフスタイルの変革と、モノづくりやサービス等の地域の多様なビジネスの動きが互いに協調することで、脱炭素社会や地域循環共生圏を構築していくことができます。



出典：環境省「令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

6 地域の特性を踏まえた取組の推進

- 本県は全国で7番目に広い県土を有し、また海拔ゼロメートルの水郷地帯から海拔3千メートルの飛騨山脈まで高低差が大きく複雑な地形で、気候も変化に富んでいます。
- こうした「日本の縮図」ともいえる本県の地域特性を踏まえ、取組を推進します。



市街地

- 建築物の屋根での太陽光発電の普及や、建物の省エネルギー対策、公共交通の利用促進等を通じ、都市活動による環境への負荷が小さいまちづくりに取り組みます。
 - 太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用した温室効果ガス排出係数が小さい電力への転換の推進
 - ZEH・ZEB、BEMS、スマートメーターなど温室効果ガス排出削減に資する設備の導入支援
 - 次世代自動車の導入や、バス・電車などの公共交通機関の積極的利用及びカーシェアリングなどのサービスサイジングの活用の推進
- 飲食店などと連携した食品ロスの削減や、プラスチックごみの削減を進め、更なるごみ減量に取り組みます。
 - 生活や事業活動で排出される廃棄物の資源やエネルギーとしての再利用
 - 海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止の啓発や、環境美化運動を推進
- 水質や大気環境等の維持・改善に取り組み、県民の生活環境の保全を図ります。
 - 油や有害物質の流出事故を防ぐため、注意喚起と普及啓発を実施
 - アスベスト飛散防止措置のほか、経済活動により排出される有害化学物質などの大気汚染物質削減を推進
- 新型コロナウイルス感染症により顕在化した過密都市のリスクを軽減するため、ライフスタイルの転換に向けた取組を推進します。
 - 環境負荷の軽減にもつながるテレワークやワーケーションの推進



中山間地域

- 農地の適切な管理、森林資源の循環利用や森林の適切な整備、野生鳥獣被害への対応などにより、集落を維持し、農山村や森林が持つ多面的機能を維持・発揮させるとともに、美しい里山景観の保全・創出を図ります。
 - 不法投棄等の不適正処理の未然防止

- 美しい農山村の景観の維持や豊かな生態系の維持に向けた里地里山の管理
- ツキノワグマのゾーニング管理
- 有機農業をはじめとする環境保全型農業や、魚道の設置など生物多様性に配慮した生産基盤の整備
- 地域内に存在する豊富な水資源や森林資源を活用した再生可能エネルギーの利用拡大に取り組みます。
 - バイオマス・小水力発電など地域特性に応じた再生可能エネルギーを活用し、地域内で循環が生まれる地産地消の取組を推進
- 水源地帯の適切な維持管理を通じ、水源のかん養に取り組みます。
- 豊かな自然環境を活かした体験学習などを通じ、県民の環境意識の向上を図ります。
 - サステイナブル・ツーリズムなど交流人口の増加に向けた豊かな自然環境の活用を推進
- 豊かな自然を活用した体験型環境学習の実施



山岳地域

- 原生的な自然や優れた自然環境を行為規制等により適正に保全するとともに、生息する野生生物の保護や外来種対策などにより、生物多様性の保全に取り組みます。
- 保全とのバランスを考慮した適正な利用を基本としつつ、登山道の整備など地域の観光振興に資するよう国内外の利用者の受け入れ環境の整備やサステイナブル・ツーリズムの推進に取り組みます。



7 各主体に期待する取組

- 本計画の目指す将来像（ぎふエコビジョン2030）を実現するためには、県民・事業者の方々をはじめ、全ての方が持続可能な社会の実現に貢献する生活や事業活動を自主的に実践していただく必要があります。
- ここでは、県民及び事業者のみなさんに積極的な実践が求められる取組を示します。

県民のみなさんに期待する取組

- ひとつひとつは小さなことでも、続けることで大きな成果につながります。
- 自分に合ったできることをみつけて、続けて、広げてみましょう！

1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

- エアコンを始めとする大型家電や電球などを買い替える際には、省エネ家電やLED電球など省エネ性能の高い製品を選択しましょう。
- 太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した温室効果ガス排出係数の小さい電力を積極的に利用しましょう。
- 新築や引越しの際には、省エネ住宅やZEHを積極的に選択しましょう。
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。また、自動車を運転する時は、アイドリングストップやゆっくり発進など、エコドライブを実践しましょう。
- 車を購入する際には、次世代自動車を選択しましょう。
- 災害に備え、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の準備、避難所や避難経路の確認等を行いましょう。

2 資源循環型社会の形成

- マイバッグの持参や簡易包装への協力など、ごみの発生抑制に努めましょう。
- びん・缶・ペットボトル・雑誌など、お住いの地域のルールを守ってきちんと分別し、ごみを減量しましょう。
- 買いすぎない・作りすぎない・注文しすぎない・残さず食べかる。食品ロスを減らしましょう。
- 詰め替え製品やリサイクル製品など、環境にやさしい製品を積極的に利用しましょう。
- 壊れても修理して使う、自分で使わなくなても必要としている人に譲るなど、モノを長く大事に使いましょう。

- ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の仕様を控え、バイオプラスチックや紙等の再生可能素材を使用している製品を選択し使用しましょう。
- 海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止や、環境美化運動を実践しましょう。

3 美しく豊かな環境との共生

- ペット（外来種等）の野外への放出、外来魚の違法放流、国内の他地域から持ち込んだ野生生物の放出を行わないようにしましょう。
- 森林整備や森林環境教育に積極的に参加しましょう。
- 地域の河川や海岸などの維持管理活動や保全活動に積極的に参加しましょう。
- 身近な生きものを観察したり、山や海に出かけて自然とふれあってみましょう。

4 安全・安心な生活環境の確保

- 日常生活における騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。
- 下水道への加入や、合併処理浄化槽の設置・適正管理を行うなど、家庭から出る生活排水の浄化に努めましょう。

5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

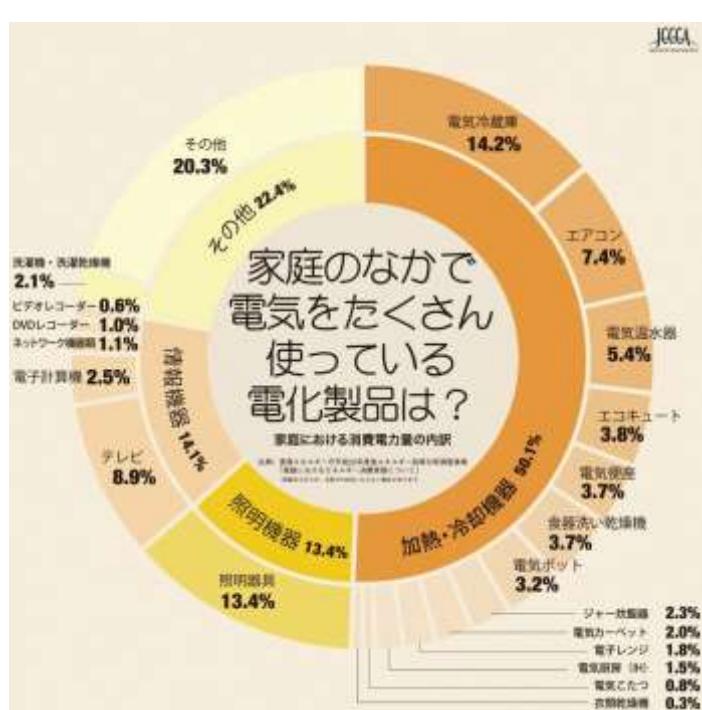
- 環境問題を自身の問題と捉え、自発的に日々の暮らしや仕事を見直し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図りましょう。
- 県民、NPO、事業者、学校、行政機関など、あらゆる主体が実施する環境保全に向けた活動や学習の場に、積極的に参加しましょう。
- テレワークやオンライン会議、ワーケーションや二拠点居住など、環境負荷の軽減や地域活性化につながるライフスタイルを実践しましょう。

コラム 19 県民のみなさんに期待する取組1 省エネ

地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素(CO₂)排出量削減に向けて、「省エネルギー」の必要性が一層高まっています。一方、家庭では、日常生活に欠かすことのできない電気やガスなどのエネルギーを消費して、エアコンなどの空調機器、冷蔵庫や洗濯機などを動かすための動力や照明器具、テレビなど様々な機器を使用しています。平成29(2017)年度に岐阜県内で排出された温室効果ガスのうち、家庭部門で排出された割合は約19%となっており、家庭において一人ひとりが問題意識を持って省エネを実践していくことが求められています。

例えば、エアコンを使用する際に、夏の冷房設定温度を27℃から28℃、冬の暖房設定温度を21℃から20℃にした上で、使用時間を1日1時間短縮する、フィルターを月に1、2回清掃する、といったことを1年間実践することで、電力消費量を約22%抑えることができます。また、電球形LEDランプは長寿命、省電力、点滅に強い、点灯直後にすぐ明るい、赤外放射、紫外放射をほとんど含まないといった多くのメリットを持っており、従来の蛍光ランプなどと比較して省エネ効果が大きいため、電球型蛍光灯を電球形LEDランプに交換するだけで、今までと同様の使い方をしていても約63%の電力消費量を削減することができます。

本計画では、令和7(2025)年度までに「家庭1世帯あたりのエネルギー消費量の削減率」を9.7%(平成29(2017)年度比)削減するという「達成目標」を掲げていますが、これは家庭1世帯あたりのCO₂排出量に置き換えると691kg-CO₂削減することを意味しています。仮に、例として挙げたエアコンとLEDランプの取組を家庭1世帯で実践した場合、「達成目標」のうち約13%(89.7kg-CO₂)相当が達成できる計算となります。



近年では家電製品や照明器具、自動車などのエネルギー効率は大幅に向上しており、省エネ性能の高い製品を選択して購入するなど、「ぎふ清流COOL CHOICE」(コラム5参照)を実践することでも、エネルギー消費量を大幅に抑制することができます。一人ひとりの取組では効果が少ないよう思えますが、家族みんなで実践すれば効果も大きくなり、さらに全世帯で実践することができれば、「達成目標」により近づくことができます。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

資源エネルギー庁平成22年度省エネルギー政策分析調査事業「家庭におけるエネルギー消費実態について」

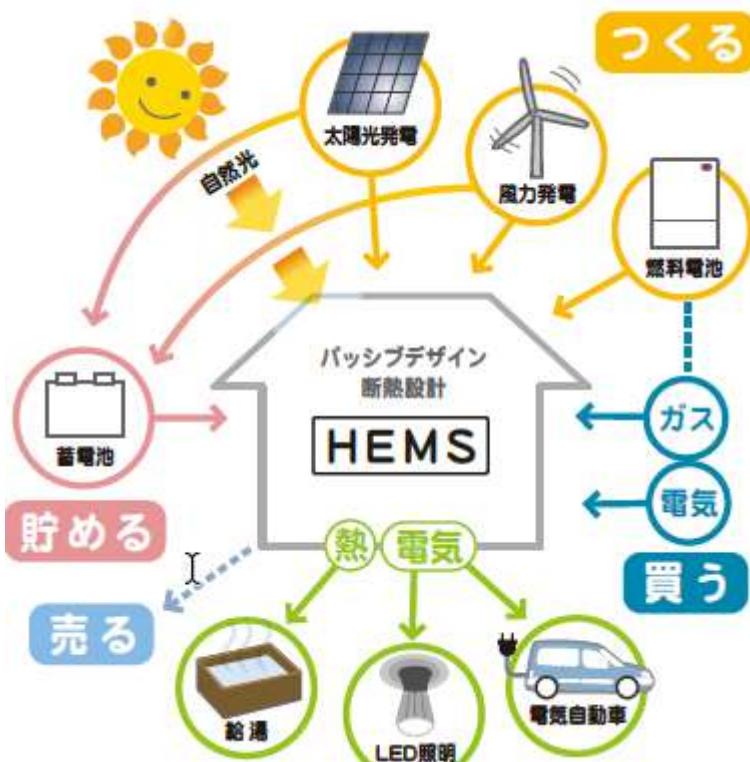
コラム 20 県民のみなさんに期待する取組2 再生可能エネルギーの利用

太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇せず、また温室効果ガスを排出しないエネルギーと言われており、令和2年10月の首相所信表明演説の中でも最大限導入する旨が表明されました。

このような状況の中、一般家庭においては、太陽光発電設備や蓄電設備を設置し、発電した電力を自家消費する取組が推奨されています。また、電力小売事業者から購入する場合でも、再生可能エネルギー由来の電力を選択して購入することが可能となっています。このような選択をすることで、再生可能エネルギーの需要が高まり、さらなる普及拡大につながります。

自家消費の活用方法として、例えば、太陽光発電設備によって得られた電力を電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHV)などの充放電に使用し、電力の自家消費量と蓄電量を増やすことも選択肢の1つです。EV・PHVを蓄電池と同様の役割で活用する事が可能となるため、平常時は住宅の太陽光発電による電気を充放電することで車両として使用しながら、災害などによる停電時にもEV・PHVからの電気を利用できるなど、災害に強いライフスタイルの実現も可能となります。

再生可能エネルギーは、環境にやさしく持続可能性が高いエネルギーとして、今後も重要性はさらに増していきます。再生可能エネルギー設備の積極的設置や、温室効果ガス排出係数の小さい電力への転換など、県民のみなさんが新たな価値観を共有し、新しいライフスタイルへ転換することが期待されます。



コラム 21 県民のみなさんに期待する取組3 ごみの減量

私たちは生活や事業活動を営むことによって、資源の使用や廃棄物発生など環境への負荷を生じさせています。環境の負荷を可能な限り低減し、資源が循環される社会を築くためには、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等を最大限に利用し適正な処理を行った後、最終処分量を最小限にする「3R(ごみ発生抑制・再使用・再生利用)」を基調とした資源循環の取組を推進することが必要です。

従来は、「3R」の中でも「リサイクル(再生利用)」に関する取組が注目されてきましたが、使用後に回収された資源を新たな製品として加工する過程では、多くのエネルギーを利用する必要があります、このエネルギー消費にかかる環境負荷も低減していく必要があります。そのため、「リデュース(発生抑制)」や「リユース(再使用)」の取組を率先して実践することで、「リサイクル(再生利用)」と比較して、より環境負荷の低減につなげることができます。

平成30(2018)年度における、岐阜県全体の一般廃棄物排出量(民間等における資源回収量を除く)は、約652千tとなっており、これは岐阜県庁本庁舎の約14個分※に相当します。一般廃棄物には、一般家庭から排出されるごみのほか、飲食店から出る生ごみや事業所から出る紙ごみなども含まれていますが、県民1人1日あたりの排出量を試算すると、毎日約891gのごみを排出している計算となります。本計画では、一般廃棄物排出量を令和7年(2025)年度までに608千tとする達成目標を掲げていますが、これは県民1人1日あたりの排出量を60g(卵1個分程度)削減することができれば、達成できる目標となっています。例えば、ごみになりにくいものや長く使えるものを率先して購入するといった「賢い選択」を実行する「ぎふ清流COOL CHOICE」(コラム6参照)や、食品ロスの削減に向けた取組として「ぎふ食べきり運動」(コラム10参照)など、「リデュース(発生抑制)」に向けた県民運動を実践することでも、資源が循環される社会を築くための第一歩となります。



事業者のみなさんに期待する取組

- 経営の中核に環境配慮を取り入れ、SDGsとの関連性を明確化し事業を展開することは、社会的価値を高め、地域社会に貢献し、ひいては県民に選ばれる事業者につながります。

1 脱炭素社会ぎふの実現と気候変動への適応

- 自らの事業活動による温室効果ガス排出量を把握し、削減に努めましょう。
- 建物の断熱化や省エネ化を図るとともに、温室効果ガス排出量の少ない省エネ設備を導入しましょう。
- 太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった、再生可能エネルギーによって発電された電力への切り替えを図りましょう。
- 車を購入する際には、次世代自動車を選択しましょう。
- カーボン・オフセット制度の活用など、温室効果ガス排出削減に寄与する取組を推進しましょう。
- 自然災害などの緊急事態に備え、平常時から事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画（B C P）の策定に努めましょう。

2 資源循環型社会の形成

- 環境にやさしい製品やサービスを積極的に提供・利用しましょう。

【排出事業者】

- 事業活動から排出される廃棄物の減量化及び地域資源の適正な循環利用に努めましょう。
- 廃棄物が少なく、リサイクルしやすい製品や環境にやさしい製品の開発、提供及び利用に努めましょう。
- 食品ロスの削減や、プラスチックごみの削減を進め、更なるごみ減量に努めるとともに、環境美化運動を実践しましょう。

【処理業者】

- 廃棄物処理施設の安定的確保や維持管理の徹底、処理体制の整備に努め、廃棄物を適正に処理しましょう。
- 廃棄物の最終処分量の減量や、再生利用に努めましょう。
- ごみ焼却により発生する余熱を発電に利用するなど、有効活用しましょう。

【木材を利用・供給する企業等】

- 木材製品の品質・耐久性能等の向上や、木材を利用した環境配慮型製品の開発・提供等により、利用拡大に努めましょう。

3 美しく豊かな環境との共生

- 開発事業等の実施に当たっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮するとともに、地域で取り組む野生生物の保全活動（狩猟、ゾーニングなど）へ積極的に協力しましょう。
- 適地適木による更新、適切な間伐の実施など、森林の適正管理に努めましょう。
- 地域の河川や海岸などの維持管理活動や保全活動に積極的に参加しましょう。
- 自然とのふれあいの場やエコツーリズムなどの機会を提供しましょう。

4 安全・安心な生活環境の確保

- 工場・事業場の排水処理設備を適正に管理し、事業活動に伴う油や有害物質の流出事故防止に努めましょう。
- ばい煙・揮発性有機化合物（VOC）等の大気汚染物質の削減や、工場・事業場からの騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。
- アスベストが使用された建築物の解体等作業時におけるアスベストの飛散防止の徹底に努めましょう。
- 事業活動で使用する化学物質の適正管理に努めるとともに、化学物質の情報公開や、情報交換（リスクコミュニケーション）に努めましょう。

5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

- 自らの事業を含めたサプライチェーン全体を環境にやさしい持続可能なものにしていくとともに、顧客のライフスタイルの変容にもつながるようにしていきましょう。
- 実践している環境にやさしい取組を、県民や他の事業者などに情報発信し、環境学習として学ぶことができる場を提供しましょう。
- テレワークやオンライン会議、ワーケーションや二拠点居住など、環境負荷の軽減や地域活性化につながるライフスタイルを実践しましょう。
- モノや空間、移動手段、スキルを相互に共有し、有効活用に努めましょう。

コラム 22 事業者のみなさんに期待する取組 1 二酸化炭素排出量の削減

平成29(2017)年度における県内の産業部門から排出された二酸化炭素排出量は604万t-CO₂となっており、これは県内全体の約35.2%と最も高い割合を占めています。

このため、事業者のみなさんは省エネルギー性能の高い設備・機器を導入すること等により、エネルギー消費量を削減することが求められています。また、再生可能エネルギーの導入を推進し電力由来の二酸化炭素排出量を削減していくとともに、電力以外のエネルギーをより二酸化炭素排出量が少ないエネルギーに転換していくことも重要です。

脱炭素社会の実現に向けて積極的に取り組んでいる代表的な企業として、例えば、リコーグループでは2050年にバリューチェーン全体の温室効果ガス排出ゼロを目指す「リコーグループ環境目標」を設定し、徹底した省エネ活動の推進に取り組むほか、事業に必要な電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブである「RE100」に日本企業で初めて参加しています。この取組の一環として、リコージャパン株式会社岐阜支社では、太陽光発電や蓄電装置の導入による再生可能エネルギーの創出や活用の促進、照明・空調制御システムや断熱建材・断熱ガラスなどの採用、さらにEV(電気自動車)の導入による温室効果ガス排出量削減と災害時のBCP対策となる非常用電源としての活用など、快適性と徹底した省エネルギーの両立を実現した事業所を平成30(2019)年3月にオープンしました。この事業所はおおむね75%以上の省エネルギーを達成し、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)で定める「Nearly ZEB」の第三者認証を岐阜県内の民間企業として初めて取得しました。太陽光発電によって創出されたエネルギーを事業活動に活用するだけでなく、蓄電装置とEV(電気自動車)に余剰電力として蓄電することにより、天候や災害に影響されない安定した電力供給を実現しています。

そしてこれら実践で培ったノウハウを、社内に展開するだけでなくLiveOffice空間「ViCreA(ヴィクレア)岐阜」として顧客や地域住民にも提供していくことで、地域における脱炭素社会の実現やSDGsへの貢献を目指しています。

このような取組が広がれば、地域の多様な資源を活用し、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションが創出され、「地域循環共生圏」の創造につなげることも可能となります。



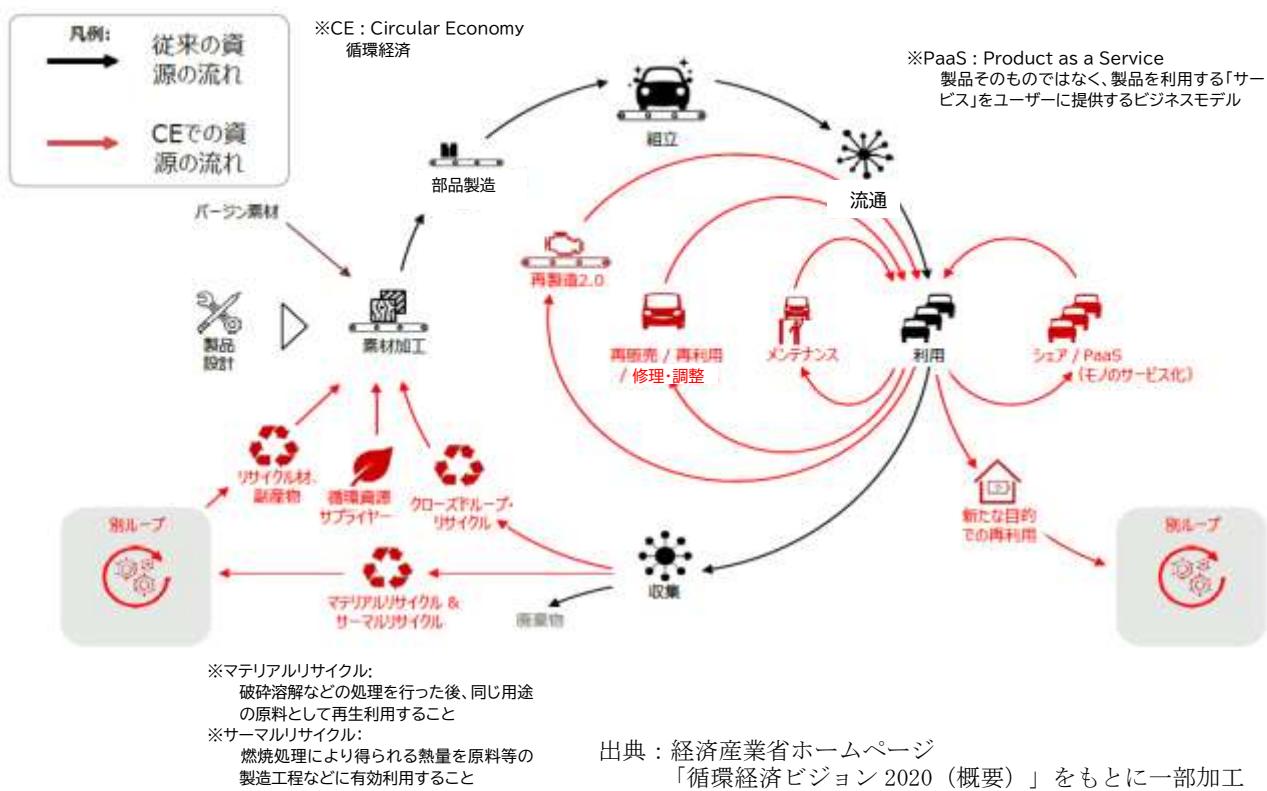
出典：リコージャパン株式会社岐阜支社
「人と環境にやさしい“SDGs実践事業所”としての取り組み」

コラム 23 事業者のみなさんに期待する取組2 資源循環

近年、事業者が経済・社会活動を行っていく上で、環境配慮要請が急速に高まっており、企業行動の変革を強く促しています。また、環境配慮の取組は事業者の社会的評価を高めることにもつながっています。SDGsにも、ゴール12として「持続可能な生産と消費(つくる責任、つかう責任)」が明確に示されており、これを認識しないまま事業活動を行うことはグローバル社会から受け入れられなくなっているのが現状です。

このような状況などを踏まえ、令和2(2020)年5月には経済産業省が「循環経済ビジョン2020」をとりまとめました。このビジョンでは、調達・生産・消費・廃棄といった流れが一方向となっている「線形経済」から、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る「循環経済」への転換を目指し、実現に向けた基本的な方向性を提示しています。これまでも、あらゆる産業が廃棄物・環境対策として3Rに取り組んできましたが、社会の環境配慮に対する要請はさらに高まりを見せており、これを新たなビジネスチャンスと捉え、循環性の高いビジネスモデルへの転換を図ることが必要です。

例えば、環境負荷の低減に資する製品の開発や生産に取り組むなど、環境に配慮した事業活動を行っていることを社会に向けてアピールすることができれば、新たな付加価値の提供も可能となり、中長期的な競争力の確保につながることが期待されます。こうした取組が、様々な産業・分野で広がりをみせることによって、資源が効率的・循環的に活用され、事業者、消費者、環境にとって有益となる事業活動が展開されていくため、社会的利益としての「環境への貢献」と、市場における付加価値としての「産業競争力の強化」が両立した、「環境と成長の好循環」を生み出すことができます。



8 関連指標一覧

達成目標

(再掲) ◆基本施策ごとに代表的な指標を目標として設定し、計画の進捗管理を図ります。

| 基本施策 | 指標名 | 現状 | 目標 | 備考 |
|-----------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応 | 温室効果ガスの排出量 | 1,685万t-CO ₂ (2017) | 1,474万t-CO ₂ (2025) | 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた中期的な指標として設定 【中期目標(令和12(2030)年に平成25(2013)年比33%減)をもとに算定】 |
| | 家庭1世帯あたりエネルギー消費量の削減率 | — (2019) | 2017比9.7%減 (2025) | 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた中期的な指標として設定 【中期目標(令和12(2030)年に平成29(2017)年比15.7%減)をもとに算定】 |
| | 再生可能エネルギー比率 ※最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー創出量の割合 | 6.5% (2017) | 7.8% (2025) | ※国の第5次エネルギー基本計画の見直し等を踏まえ、あらためて目標値を設定するため、平成28年3月に策定された「岐阜県次世代エネルギー・ビジョン」の目標数値を暫定的に設定。 |
| | 立地適正化計画策定市町村数(累計) | 5市町村 (2019) | 10市町村 (2023) | 持続可能なまちづくりへの取組を推進する指標として設定 【各市町のまちづくりの状況に応じて設定】 |
| 資源循環型社会の形成 | 一般廃棄物排出量 | 69.6万t (2018) | 60.8万t (2025) | 一般廃棄物の減量化を推進する指標として設定 【国が示す目標をもとに算定】 |
| | 一般廃棄物再生利用率 | 23.3% (16.2万t) (2018) | 28.0% (17.0万t) (2025) | 一般廃棄物の再生利用を推進する指標として設定 【国が示す目標をもとに算定】 |
| | 産業廃棄物排出量 | 367.7万t (2018) | 367.7万t (2025) | 産業廃棄物の減量化を推進する指標として設定 【国が示す目標をもとに算定】 |
| | 産業廃棄物再生利用率 | 40.7% (149.6万t) (2018) | 56.0% (205.9万t) (2025) | 産業廃棄物の再生利用を推進する指標として設定 【国が示す目標をもとに算定】 |
| 美しく豊かな環境との共生 | 地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数(累計) | 2団体 (2019) | 20団体 (2025) | 県内における地域循環共生圏のモデルとなる事業を推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | 自然公園利用者数 | 793万人 (2018) | 800万人 (2025) | 自然公園の優れた景観保護と安全かつ快適な利用を推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | 新規林業就業者数(累計) | 249人 (2019) | 400人 (2023) | 森林整備の担い手の確保・育成を推進する指標として設定 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略に定める目標数値をもとに設定】 |

| | | | | |
|-----------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|---|
| | 農地維持活動に集落で取り組む協定面積 | 28,918ha (2019) | 28,900ha (2025) | 豊かな農村環境を維持し、農業や農村の持つ多面的機能を発揮させる活動の基礎となる取組であるため設定 【新たなぎふ農業・農村基本計画で定める目標数値をもとに設定】 【※農地面積そのものが減少している現状を踏まえ、現状維持を目標とする】 |
| 安全・安心な生活環境の確保 | 河川環境基準達成率 ※BOD75%値 | 98.6% (2019) | 100% (2025) | 水域類型を指定している水域の環境基準達成状況を把握する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | 大気環境基準達成率 ※光化学オキシダント除く | 100% (2019) | 100% (2025) | 大気汚染物質の環境基準達成状況を把握する指標として設定 【現状の実績を設定】 |
| 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容 | 環境学習用のポータルサイト閲覧回数 | — (2019) | 20万回 (2025) | 県民各層による主体的な環境学習の取組を推進する指標として設定 【県HPの閲覧回数を参考に設定】 |
| | 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員数 | — (2019) | 700会員 (2022) | 県内におけるSDGs達成に向けた取組を推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | 副読本等を活用し環境問題を探究した小学校の割合 | 97.1% (2019) | 100% (2025) | 小学校における環境学習の実施を推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |

管理指標

◆取組内容の進捗状況を把握するため管理指標を設定し、計画の進捗管理を図ります。

| 基本施策 | 指標名 | 現状 | 目標 | 備考 |
|-----------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|---|
| 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応 | 次世代自動車の普及台数 ※EV・PHV・FCV | 6,723台 (2019) | 37,407台 (2025) | 温室効果ガスの排出を抑制し、環境・エネルギー性能に優れた次世代自動車を普及促進する指標として設定 【現状値と国目標をもとに算定】 |
| | 木質バイオマス利用量 | 93千m ³ (2019) | 197千m ³ (2023) | 未利用となっている森林資源の有効活用を推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | ぎふ清流COOL CHOICE 賛同者数 | 25,024人 (2019) | 4万人 (2025) | ライフスタイルの変容を促す COOL CHOICEを推進する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | 間伐実施面積 | 7,913ha (2019) | 9,800ha (2025) | 森林吸収源対策のための適切な森林整備を推進する指標として設定 【第3期岐阜県森林づくり基本計画(平成29(2017)年度から令和3(2021)年度)で定める目標数値を準用】 |
| | 洪水ハザードマップ改定市町数 | 18市町 (2019) | 35市町 (2021) | 改定が必要な全市町において改定を推進する指標として設定 【改定が必要な全市町数】 |
| 資源循環型社会の形成 | 1人1日当たり生活系ごみ排出量 | 679g/人/日 (2018) | 629g/人/日 (2025) | 県民の一般廃棄物減量化の取組状況を把握する指標として設定 【一般廃棄物排出量目標数値をもとに算定】 |
| | 事業者当たりのごみ削減率 | — (2019) | 2018比5%減 (2025) | 事業者の一般廃棄物減量化の取組状況を把握する指標として設定 【一般廃棄物排出量目標数値をもとに算定】 |
| | 「ぎふ食べきり運動」協力事業者・協力店舗数 | 147店舗 (2019) | 800店舗 (2025) | 食品ロス削減の取組状況を把握する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録事業者・店舗数 | 28社、 540店舗 (2019) | 100社、 1,500店舗 (2025) | プラスチックごみ使用量削減の取組状況を把握する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| 美しく豊かな環境との共生 | 「清流長良川あゆパーク」における体験プログラム参加者数(累計) | 47,025人 (2019) | 10万人 (2023) | 若い世代に長良川システムの価値を伝える活動等の成果を示す指標として設定 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略で定める目標数値をもとに設定】 |
| | 生物多様性に関する講習等参加者数 | 137人 (2019) | 300人 (2025) | 希少野生生物の保護や生物多様性の保全の普及啓発状況を把握する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |

| | | | | |
|-----------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|--|
| | ニホンジカの捕獲頭数 | 11,151頭 (2019) | 15,000頭 (2025) | ※令和3年3月に策定するニホンジカの「第二種特定鳥獣管理計画(第3期)」においてあらためて目標数値を設定するため、同計画(第2期)の目標数値を暫定的に設定。 |
| | 狩猟免許保持者数 | 4,980人 (2019) | 5,500人 (2025) | 狩猟者の確保状況を把握する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | ぎふ清流GAP実践率 | — (2019) | 35% (2025) | 持続可能な農業であるGAPの進捗を管理するために設定 【新たなぎふ農業・農村基本計画で定める目標数値をもとに設定】 |
| | 指定棚田地域活動計画認定棚田数 | — (2019) | 50箇所 (2025) | 農村機能の維持・振興に向けた活動を推進する指標として設定 【新たなぎふ農業・農村基本計画で定める目標数値をもとに設定】 |
| 安全・安心な生活環境の確保 | 汚水処理人口普及率 | 92.9% (2019) | 95% (2025) | 県内全体で汚水処理施設を早期に整備する指標として設定 【事業主体である市町村の計画をもとに設定】 |
| | 光化学オキシダントの環境基準非適合率 | 20.1% (2019) | 19.3% (2025) | 1時間値が0.06ppmを超える日数の割合を把握する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | 騒音の環境基準達成率 | 94.7% (2018) | 100% (2025) | 騒音に係る取組を進捗管理する指標として騒音規制地域の環境基準達成率を設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容 | 環境学習コーディネート数 | — (2019) | 100回 (2025) | 企業やNPOが参画する環境学習の実施状況を把握する指標として設定 【現状の環境出前授業の実績をもとに設定】 |
| | 次世代地域リーダー(環境)育成者数 | — (2019) | 200人 (2025) | 環境問題に取り組む大学生の養成者数を把握する指標として設定 【講座の定員数をもとに設定】 |
| | 環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 全世代 | 98.4% (2019) | 100% (2025) | 若年者の環境配慮意識の醸成状況を把握する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |
| | 環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 20代 | 94.1% (2019) | 100% (2025) | 若年者の環境配慮意識の醸成状況を把握する指標として設定 【現状の実績をもとに設定】 |

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

- 計画を着実に推進するため、県民、企業、各種団体及び市町村などあらゆる主体に対し計画に基づく取組を呼びかけるとともに、持続可能な「清流の国ぎふ」を担う多様な人材の育成に努めます。
- 県の環境施策や県民・事業者の方に期待する取組などを、SNSなど様々な情報媒体を活用して情報発信します。
- 環境・経済・社会の好循環により地域に魅力と活力を生み出す、全庁的な取組を開するとともに、各種研修などを通じ職員の資質向上を図ります。

2 進捗管理と評価

- 本計画に記載した目指すべき将来像の実現に向けた施策を確実に進めるため、達成目標及び管理指標に対する評価を毎年度実施し、その結果を踏まえ施策の見直しや改善などを行います。
- 施策の進捗状況について、岐阜県環境審議会へ報告するとともに、毎年度「環境白書」を作成・公表します。

3 計画の見直し

- 新型コロナウイルス感染症の状況を含め、社会情勢や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても随時見直しを実施します。

参考資料

1 用語解説

あ

アスベスト(p67,75ほか) ※3か所目から「ほか」表記に変更。以下同じ。←後日削除

石綿ともいわれる天然の纖維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキ部品等に使われてきたが、発がん性があることから、現在その使用は特殊な用途を除いて禁止されている。しかし、古い建築物の解体工事に伴う粉塵が問題となっている。

い

一般廃棄物(p25,52ほか)

産業廃棄物以外の廃棄物。主に家庭から出るごみや、事業所から出る紙ごみなどがある。

う

ウォームシェア(p21)

一人ひとりが暖房を使うのではなく、家族やご近所で一つの部屋に集まったり、外出してみんなであたたかいところに集まったり、運動や温泉で体の中から暖めたりして、エネルギー消費を削減する取組。

え

エコツーリズム(p27,58ほか)

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

エコドライブ(p21,77)

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用に関する取組。穏やかな発進、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングはやめるなど、燃料消費の少ない運転を心がけることで、自動車から発生する温室効果ガスを削減するもの。

エシカル消費(p69,73)

地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動。

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

エボラ出血熱(p9)

主として患者の体液等(血液、分泌物、吐物・排泄物)に触れることにより感染する疾病。

症状は発熱、倦怠感、食欲低下、頭痛など。その後嘔吐、下痢、腹痛などの消化器症状が見られる。重症例では神経症状、出血症状、血圧低下などが見られ死亡することがある。その致死率はウイルスによっても異なるが、高いものだと80~90%と報告されている。

お

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン(p8)

G20大阪サミットで共有された共通の世界のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すこと。

温室効果ガス(p6,9ほか)

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加傾向にある。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六ふつ化硫黄・三ふつ化窒素の7物質が温室効果ガスと定められた。

オンデマンド交通(p44)

利用者が事前に予約することでその都度、それに合わせて運行する地域の公共交通のこと。予約があるときにだけ運行する。

か

外部電源供給システム(p44)

エコカーの代表であるハイブリッドカー(HV)の一部車種及びプラグインハイブリッドカー(PHV)、燃料電池自動車(FCV)に設定が可能で、屋外で電力の供給がなくても、車に搭載されたバッテリーからの電力供給で、TVやPC、炊飯器やドライヤーなどの電化製品を動かすことができる。例えばプリウスPHVの場合、フル充電・ガソリン満タンの状態であれば、非常時には一般家庭約4日分の電力を使用することが可能。

渴水対応タイムライン(p46)

渴水関係機関の連携のもと作成する、渴水の深刻度の進展と影響・被害を想定した「渴水シナリオ」と、渴水による被害の軽減と最小化のための対策等を時系列で整理した「行動計画」で構成するもの。

カーボン・オフセット(p21,82)

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収量で埋め合わせすること。

カーボンニュートラル(p6)

カーボン・オフセットの取組を更に深化させ、事業者等の事業活動等から排出される温室効果ガス排出量の全部を、他の場所での排出削減や吸収量で埋め合わせすること。

き

揮発性有機化合物(VOC)(p67, 83)

VOCは揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds)の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質。大気中の光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の一つとされる。

ぎふエコ宣言(p21,22ほか)

岐阜県が推奨している身边に実践することができる地球温暖化防止の取組。マイカー使用自粛、環境にやさしいはし、マイはし使用、マイバッグ使用、マイカップ使用、マイボトル使用、クールビズ・ウォームビズなど10の取組からなる。

岐阜県気候変動適応センター(p45,50ほか)

令和2(2020)年4月1日、県と岐阜大学が気候変動への適応を推進するため同大学内に共同設置。

センターでは、県内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供や、地域ニーズに基づく共同研究、気候変動の適応に向けた人材育成、普及啓発等を実施している。

岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム(p44)

大学などの研究機関が有するシーズと企業の技術をマッチングさせ、产学研官連携による技術の開発・製品化を促進し、次世代エネルギー産業の創出を目指すことを目的に設立された団体。

ぎふ清流GAP評価制度(p59,69)

令和2(2020)年にスタートした岐阜県の新たなGAP制度のことで、GAPに取り組む農業者の支援強化を図るとともに、安全・安心な農産物の県民への提供体制を整えることを目的としている。

ぎふ食べきり運動(p18,24ほか)

食品廃棄物のうち食品ロス(本来なら食べられるにもかかわらず捨てられる食品)を削減するため、平成30(2018)年度から推進する食品をおいしく食べきる運動。

「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会(p58)

岐阜県内のグリーン・ツーリズムの実践者が中心となって、近年のグリーン・ツーリズムに対する多様なニーズに対応した「ぎふらしい」「ぎふならでは」のグリーン・ツーリズムを実現するため設立された協議会。

ぎふプラごみ削減モデルショップ(p52,56ほか)

使い捨てプラスチックの使用量を削減するため、県内で飲食物を提供する飲食店、小売店、企業等の食堂や、環境にやさしい飲食関係の容器等を製造する事業所として登録された団体。

ぎふ木育(p62,68ほか)

岐阜県の豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」のこと。子どもから大人まですべての人々が森林(自然)に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動をとることができる人材の育成を目指している。

く

グリーンインフラ(p45)

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。

グリーン購入(p24,25ほか)

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、できる限り環境への負荷が小さいものを優先的に購入すること。

グリーン・ツーリズム(p27,58)

農村地域において、自然・文化・人との交流を楽しむ余暇活動のこと。

グリーン・リカバリー(緑の復興)(p9)

新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興にあたり、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、むしろこの機会をきっかけに脱炭素に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性の保全を通じて災害や感染症などに対してもより柔軟性のある社会・経済モデルへと移行していくという考え方。

クールシェア(p21)

夏の暑い日、家庭での電気使用量の半分以上はエアコンの使用であるため、そこで一人一台のエアコン使用をやめ、家庭や地域の涼しい場所をみんなでシェア(共有)する取組。

こ

光化学オキシダント(p32,33ほか)

工事・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。

強い酸化作用を持ち、高濃度では目の痛みや吐き気、頭痛などを引き起す。

光化学スモッグ(p32,67)

光化学反応で生成した酸化性物質(光化学オキシダント)の濃度が上昇して、大気中に漂いモヤのようなスモッグ状態になること。

さ

再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)(p22)

再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。

サステイナブル・ツーリズム(p15,58ほか)

「持続可能な観光」のこと。現在と未来の環境、経済、社会への影響を十分に考慮し、訪問客、企業、環境、受け入れ側の地域のニーズに対応した観光のこと。

サービサイジング(p75)

単なるモノの提供ではなく製品の機能を提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用量の適正化によって環境負荷を低減することを狙いとしている。

産業廃棄物 (p25,26ほか)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物。

し

ジオパーク(p58)

科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園。地質遺産保全と地球環境科学普及に利用し、地質遺産を管区の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指すユネスコの正式プログラム。

事業継続計画(BCP)(p46,82)

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

資源循環型社会(p36,52ほか)

社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

持続可能な開発目標(SDGs)(p1,3ほか)

平成27(2015)年9月、ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択された開発目標。2030年を期限とする17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)で構成され、格差の問題や持続可能な消費・生産、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的な目標となっている。地球上の「誰一人取り残されない」ことを誓っており、全てのステークホルダー(政府、企業、NGO、有識者等)による取組が求められている。

持続可能な開発のための2030アジェンダ(p1,3ほか)

SDGs(持続可能な開発目標)を中心とし、平成27(2015)年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際社会共通の目標。

ジビエ(p60, 61)

「天然の野生鳥獣の食肉」を意味するフランス語。日本でもぼたん(イノシシ肉)や、もみじ(シカ肉)と呼ばれ、古くから親しまれてきた歴史がある。

小水力(p21,22ほか)

一般的に出力1,000kW以下の水力発電とされている。この規模の水力発電設備は、河川の水を貯めることなくそのまま利用する方式が採用されていることが多い。

食品ロス(p8,24ほか)

製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りや、飲食店や家庭での作り過ぎ、食べ残しなど、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品。

新型コロナウイルス感染症(p1,9ほか)

新種のコロナウイルスによって引き起こされる感染症。主に飛沫感染、接触感染で感染する。発熱・空咳・倦怠感などがあもな症状として見られる。

森林総合教育センター(morinos)(p68,72)

「すべての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていく」をコンセプトに、子どもから大人までが森林に親しみ、森林とのつながりを体験できる森林教育の拠点。

す

スマートメーター(p43,75)

毎月の検針業務の自動化や電気使用状況の見える化を可能にする電力量計。導入により、電気料金メニューの多様化や省エネへの寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待されている。

スマート林業(p59)

地理空間情報やICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする林業。

せ

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク(p40,68ほか)

岐阜県内の企業や団体、NPO、個人など多様な主体が連携し、SDGsを原動力とした地方創生の実現を目指す「オール岐阜」による組織。様々な情報提供や会員のマッチング支援等を行っている。

世界保健機関(WHO)(p1,9)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として設立された国連の専門機関。

政府間パネル(IPCC)(p6)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

そ

ゾーニング管理(p30, 65ほか)

クマ類を保護するエリア、人間活動を優先させるエリア、その間に緩衝地帯としてのエリアを設定し、それぞれのエリアごとに設定した管理目標を達成するため施策を実施していくこと。

た

脱炭素社会(p6, 9ほか)

化石燃料の消費等に伴い発生する温室効果ガスの排出を可能な限り削減し、その排出量と自然界の温室効果ガスの吸収量との均衡を図ることにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるとともに、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会をいう。

つ

使い捨てプラスチック(p24, 26ほか)

一度使用したら再資源化又は廃棄してしまうプラスチック類。例えば、テイクアウト用の飲料カップやストロー、シャンプーなどのプラスチック製容器、商品を包んでいるビニール製の包装、レジ袋、ペットボトルなど。

て

適応復興(p36, 45ほか)

地域を災害前の元の姿に戻すという原形復旧発想に捉われず、自然の性質を活かして災害をいなしてきた古来の知恵にも学びつつ、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める発想。

テレワーク(p9, 38ほか)

情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語。

な

長良川システム(p13,17ほか)

長良川は流域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育ち、清流と鮎は地域の経済や歴史、食・文化と深く結びついている。こうした人の生活、水環境、漁業資源が相互に密接に関わる里川全体のシステムのことを「長良川システム」と呼ぶ。

ナッジ(p69)

人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法。

ね

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)(p43)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)(p43,48)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできないが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにする。

燃料電池自動車(FCV)(p21,44)

車載の水素と空気中の酸素を反応させて、水に変化する過程で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。

は

ばい煙(p67,83)

物の燃焼等に伴って発生する煙とす。

大気汚染防止法では、「物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質で政令で定めるもの」のことをばい煙と定義し、粉塵や自動車排出ガスとともに規制している。

バイオマス(p21,36ほか)

再生可能エネルギーの一つで、動植物由来の再利用可能な有機性の資源(化石燃料を除く)。木くず、家畜の糞尿、食品廃棄物などがある。

パリ協定(p1,6ほか)

2020年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みを定めた協定。2015年12月にフランスで開催されたCOP21(国際気候変動枠組条約第21回締約国会議)において採択された。「世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」を世界共通の長期目標とした。京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みであり、条約加盟196カ国全てが参加する枠組みとしては世界初。

ひ

微小粒子状物質(PM2.5)(p32)

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の直径が $2.5\text{ }\mu\text{m}$ ($1\text{ }\mu\text{m}=1\text{ mm}$ の千分の1)以下の非常に小さな粒子。物の燃焼などによって直接排出されたものと、環境大気中での化学反応により生成されたものがある。

非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念される。

ふ

浮遊粒子状物質(SPM)(p31, 32)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の直径が $10\text{ }\mu\text{m}$ ($1\text{ }\mu\text{m}=1\text{ mm}$ の千分の1)以下の粒子。

微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

へ

平成30年7月豪雨災害(p1,12)

平成30(2018)年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で降った記録的な大雨による災害。特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上1位を更新。

死者263名、行方不明者8名、家屋の全半壊等22,218棟、家屋浸水28,582棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

岐阜県においては、6月27日から7月1日及び7月3日から7月8日の期間で大雨となり、死者1名、家屋の全半壊等255棟、家屋浸水492棟の被害を被った。

(被害状況の数値は平成31(2019)年4月1日時点)

も

森のジョブステーションぎふ(p59)

平成30(2018)年に開所された、林業の就業相談から技術習得、定着までを一貫して支援し、担い手の確保・育成、事業者の就労環境の改善強化の取組を行う組織。

り

リスクコミュニケーション(p83)

環境リスクなどの物質に関する情報を県民、事業者、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいう。化学物質による環境リスクを減らす取組などを進めるための基礎となるもの。

流域治水(p36,51)

どのような洪水にあっても、人命が失われることを避け、生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて、川の外の対策を総合的に進めていくこと。

れ

令和2年7月豪雨災害(p1,12ほか)

令和2(2020)年7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、全国各地に多くの人的被害や物的被害をもたらした記録的な大雨による災害。

死者84名、行方不明者2名、家屋の全半壊等9,628棟、家屋浸水6,971棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

岐阜県においては、重軽傷者2名、家屋の全半壊等127棟、家屋浸水335棟の被害を被った。

(被害状況の数値は令和3(2021)年1月7日時点)

レジリエンス(p5,40ほか)

国土や経済、暮らしや、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

わ

ワーケーション(p9,38ほか)

「Work(仕事)」と「vacation(休暇)」を組み合わせた造語。

テレワークを活用しつつ、リゾート地・温泉地等で余暇を楽しみつつ仕事を行う。

アルファベット

AIDS(p9)

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)が原因の感染症。3~10年ほどの間に免疫機能が徐々に低下し、後天性免疫不全症候群(AIDS)を発症する。免疫機能の低下に伴い、日和見感染症にかかりやすくなる。中でも、結核が最大の死因となっている。感染者の血液や体液に接触することで感染する。

抗レトロウイルス薬(ARV)の多剤併用でHIVの増殖を抑え、免疫機能の急激な低下を抑えことができる。また、ARVを使用することで、他者へ感染させる可能性が劇的に低減する。

BEMS(p43,75)

「Building Environment and Energy Management System(ビル・エネルギー管理システム)」の略。

ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うこと。

BOD(生物化学的酸素要求量) (p32,67ほか)

生物化学的酸素要求量。水中の汚染物質を分解するために、微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しく、主に河川の汚染指標として使用される。

CSR(p3)

「Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)」の略。

企業活動を社会的公正性や環境保全等の観点から、利益の追求だけでなく、様々な社会的側面、環境的側面においても公益や成果を高め、利害関係者に対して責任を果たすべきとする理念。

CSV(p3)

「Creating Shared Value(共有価値の創造)」の略。

市場経済のメカニズムを生かし、ビジネスの力で社会問題や環境問題などに関わる社会的課題に取り組み、社会価値と企業価値を両立させるという考え方。

Eco-DRR(p45)

「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction(生態系を活用した防災・減災)」の略。

生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策。

ESG投資(p3,44)

①環境(environment)-地球温暖化対策や生物多様性の保護活動、②社会(social)-人権への対応や地域貢献活動、③企業統治(governance)-法令順守、情報開示等に配慮している企業を重視して行う投資のこと。それぞれの頭文字を合わせた言葉。

FCV(p21,44ほか)

「Fuel Cell Vehicle(燃料電池自動車)」の略。「燃料電池自動車」の欄参照。

GAP(農業生産工程管理)(p59,66ほか)

Good(良い)Agricultural(農業の)Practice(実施)の略で、「農業生産工程管理」と訳される。食品安全、環境保全、労働安全などの観点から農業生産の工程に潜むリスクを管理して、持続的に農業を行うための取組。

HEMS(p43, 80)

「Home Energy Management System(ホーム・エネルギー管理システム)」の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を自動制御する。

ICT(p59)

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を意味する。クラウド型生産管理システムなど、インターネットを利用して情報を共有する技術などがある。

IPCC(P6)

「Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)」の略。「気候変動に関する政府間パネル」の欄参照。

ISO14001(p24,122)

国際標準化機構が発行している環境マネジメントシステムの国際認証規格。企業、各種団体など組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、さらにそのシステムを継続的に改善するPDCAサイクルを構築することを要求している。

ONSEN・ガストロノミーウォーキング(p28,59ほか)

欧米を中心に世界各国で取り組まれているガストロノミーツーリズムをモデルとした取組。ガストロノミーツーリズムとは、その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的としたツーリズムで、そこに日本特有の文化である「温泉(ONSEN)」を加えたものが「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」である。

岐阜県では平成30・31(2018・2019)年に奥飛騨の平湯温泉、平成31(2019)年に中津川市蛭川で開催された。

PCB廃棄物(p54)

「ポリ塩化ビフェニル」廃棄物。

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの。

ポリ塩化ビフェニルは絶縁性、不燃性などの特性により、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、その毒性から健康被害が発生し、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

PM2.5(p32,34)

「微小粒子状物質」の欄参照。

SARS(p9)

「重症急性呼吸器症候群」のこと。中国広東省に端を発し、平成15(2003)年に世界中で大きな問題となった感染症。

主な症状としては、38℃以上の発熱、咳、息切れ、呼吸困難などの呼吸器症状のほか、頭痛、悪寒戦慄、食欲不振、全身倦怠感、意識混濁などの症状が見られることもある。

SDGs(p1,3ほか)

「持続可能な開発目標」の欄参照。

SPM(p31, 32)

「浮遊粒子状物質」の欄参照。

UIJターン(p59)

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称で、Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地近くの地方都市に移住する形態のこと。

VOC(p67, 83)

「揮発性有機化合物」の欄参照。

ZEB(p21,43ほか)

「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の欄参照。

ZEH(p43,75ほか)

「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の欄参照。

数字

1.5°C特別報告書(p6)

平成30(2018)年10月に韓国で開かれたIPCC第48回総会において、2040年頃に世界の平均気温が工業化前に比べて1.5°C上昇すると予測した報告書。

温暖化の影響は1.5度の上昇でも大きいが2度になるとさらに深刻になり、わずか0.5度の気温上昇の差で温暖化の影響は大きく異なると警告し、1.5度未満の抑制が必要であると訴えている。

3県1市グリーン購入キャンペーン(p25,26)

グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政が協働して消費者に対する啓発キャンペーン。

構成員は愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワーク、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局。ポスター、POP等の啓発物品の掲示や実行委員会、協力店舗によるキャンペーンイベントを実施している。

3R(p36,81ほか)

廃棄物等の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3つの取組を指し、それぞれの頭文字を取ったもの。

2 環境に関する県民等意識調査結果(概要)

1. 調査概要

1-1 調査目的

県民、環境関連団体及び企業の環境に関する一般的な意識を把握・分析・検討し、岐阜県環境基本計画の改定版を検討する資料とする。

1-2 調査項目

- ・環境に対する関心や行動について
- ・環境に関する情報について
- ・県が実施する環境施策について

1-3 調査地域、調査対象、調査方法

(1) 共通事項

調査地域：岐阜県全域

調査地域：郵送法

実施期間：令和元年11月29日（金）～12月16日（月）

調査主体：岐阜県 環境生活部 環境企画課

調査実施機関：株式会社東京商工リサーチ 岐阜支店

(2) 一般県民を対象とする調査

調査対象：20歳以上の男女

標本数：2,000人

抽出方法：選挙人名簿、層化二段無作為抽出法

(3) 環境関連団体を対象とする調査

調査対象：発注者が別途指定する団体

標本数：138団体

(4) 企業を対象とする調査

調査対象：県内に本店を有し従業員数50名以上の企業

標本数：200社

1-4 回収結果

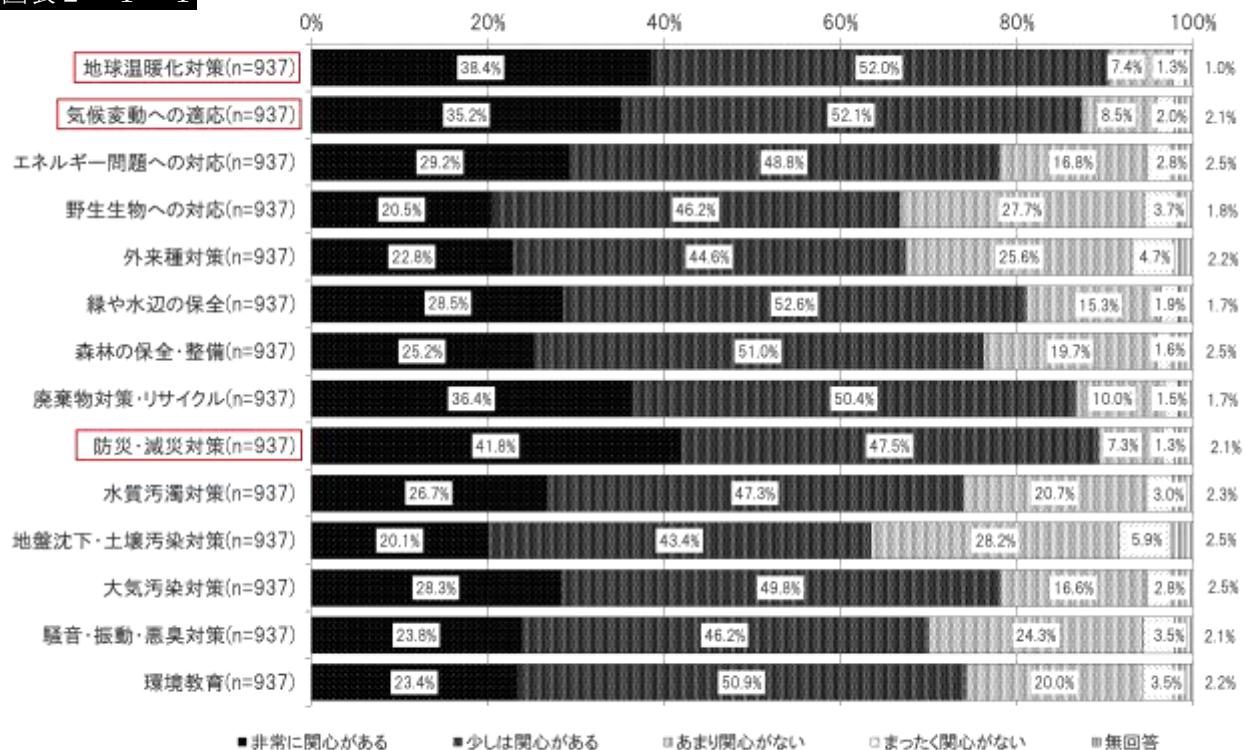
- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 一般県民を対象とする調査 | 937人（回収率46.9%） |
| (2) 環境関連団体を対象とする調査 | 71団体（回収率51.4%） |
| (3) 企業を対象とする調査 | 93社（回収率46.5%） |

2. 一般県民を対象とする調査結果

2-1-1 関心がある環境問題

全体でみると、「非常に関心がある」と「少しある」の合計について、「地球温暖化対策」が90.4%と最も高く、次いで「防災・減災対策」(89.3%)、「気候変動への対応」(87.3%)の順となっています。

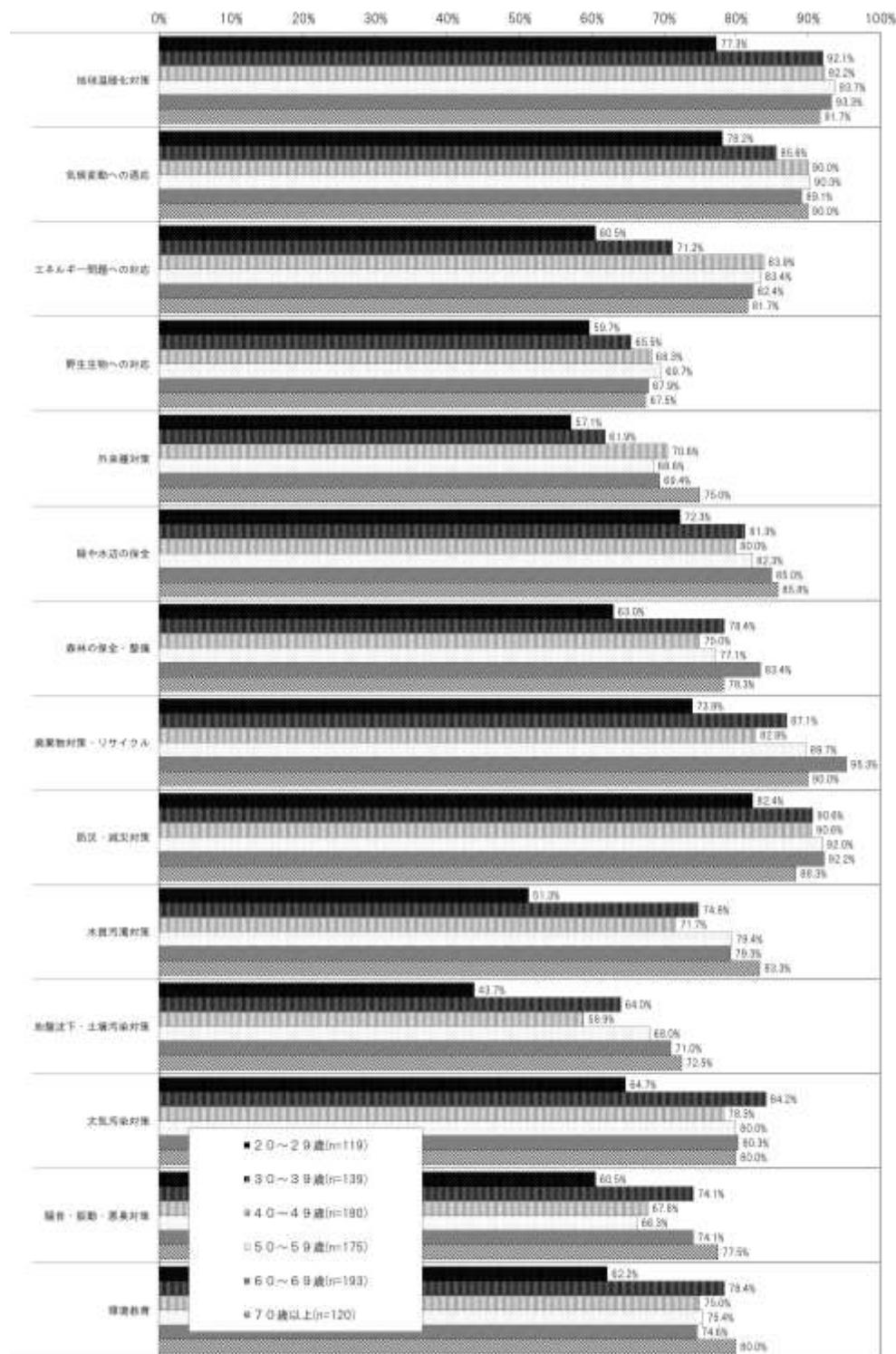
図表2-1-1



2-1-2 関心がある環境問題（年齢別）

年齢別でみると、「非常に関心がある」と「少しあは関心がある」の合計について、すべての項目で20～29歳が低くなっています。

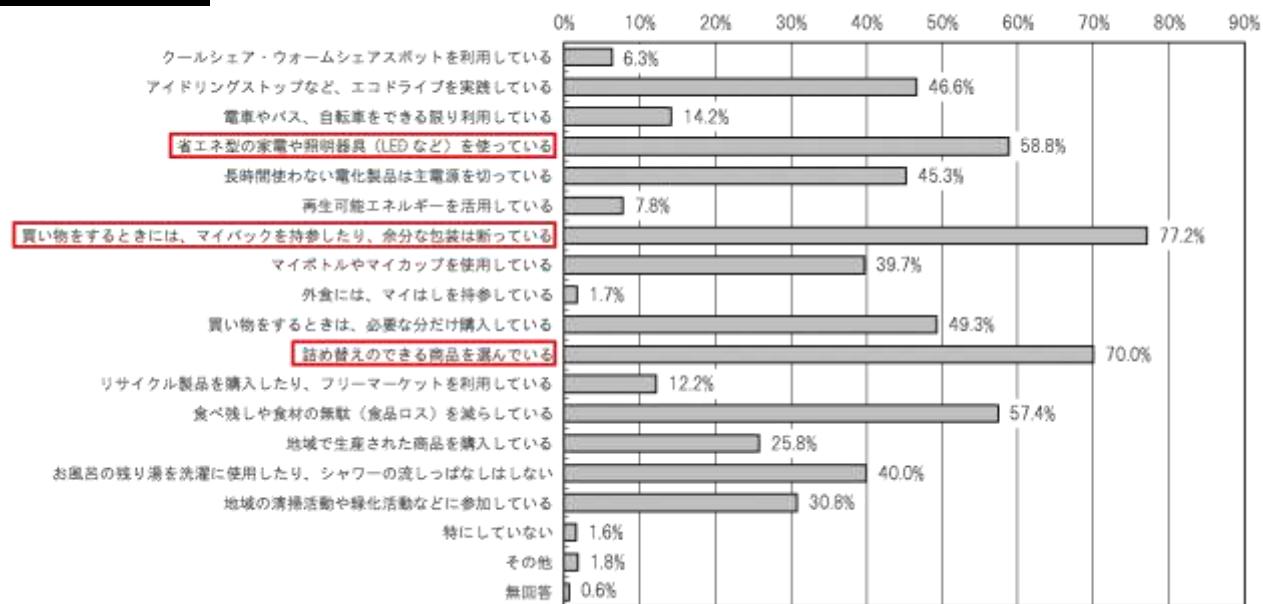
図表2-1-2



2-2-1 環境にやさしい行動として取り組んでいること

全体でみると、「買い物をするときには、マイバックを持参したり、余分な包装は断っている」が77.2%と最も高く、次いで「詰め替えのできる商品を選んでいる」(70.0%)、「省エネ型の家電や照明器具(LEDなど)を使っている」(58.8%)の順となっています。

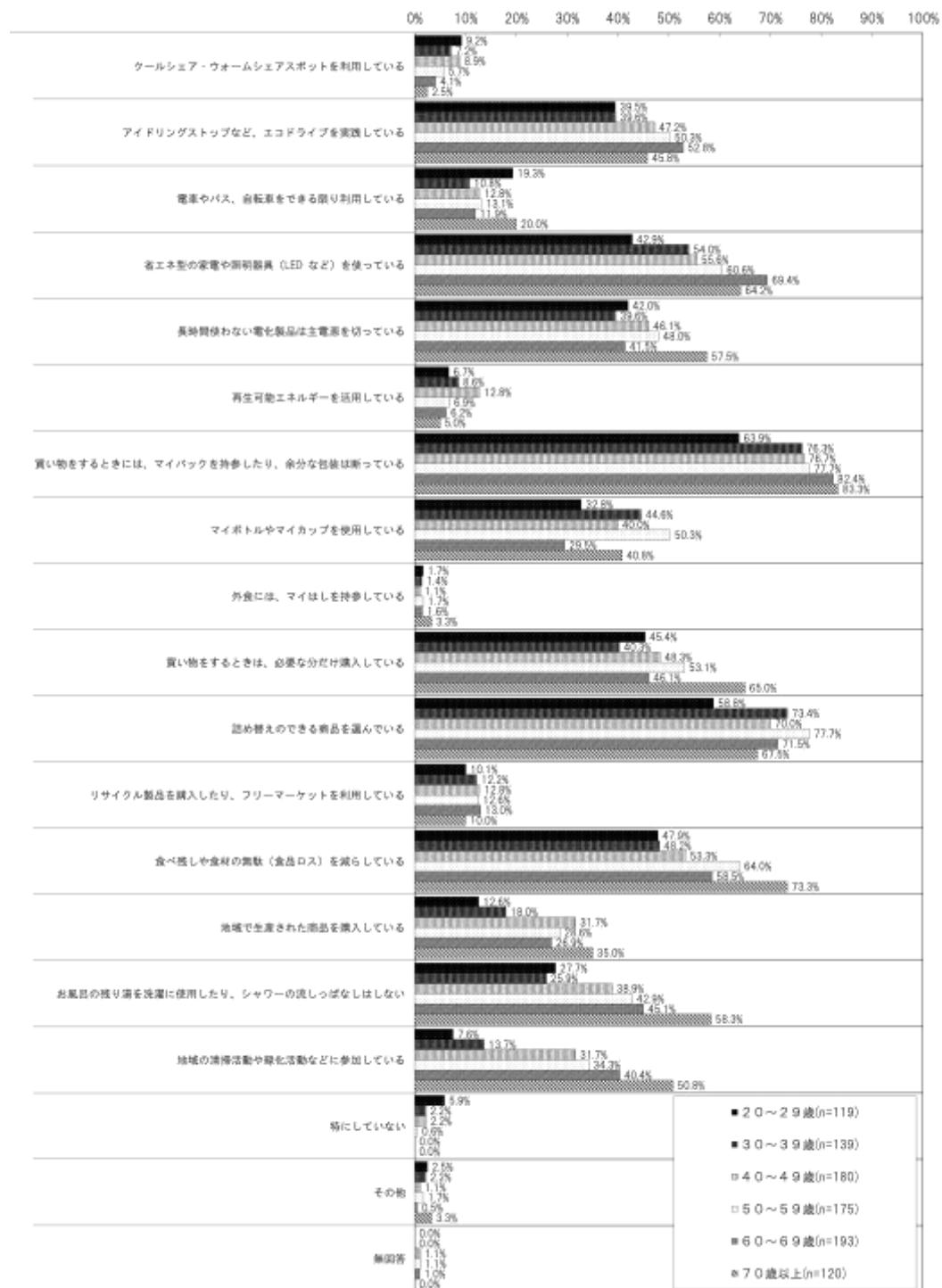
図表2-2-1



2-2-2 環境にやさしい行動として取り組んでいること（年齢別）

年齢別でみると、すべての年代において「買い物をするときには、マイバックを持参したり、余分な包装は断っている」が高くなっているものの、20～29歳では他の年齢区分より低くなっています。

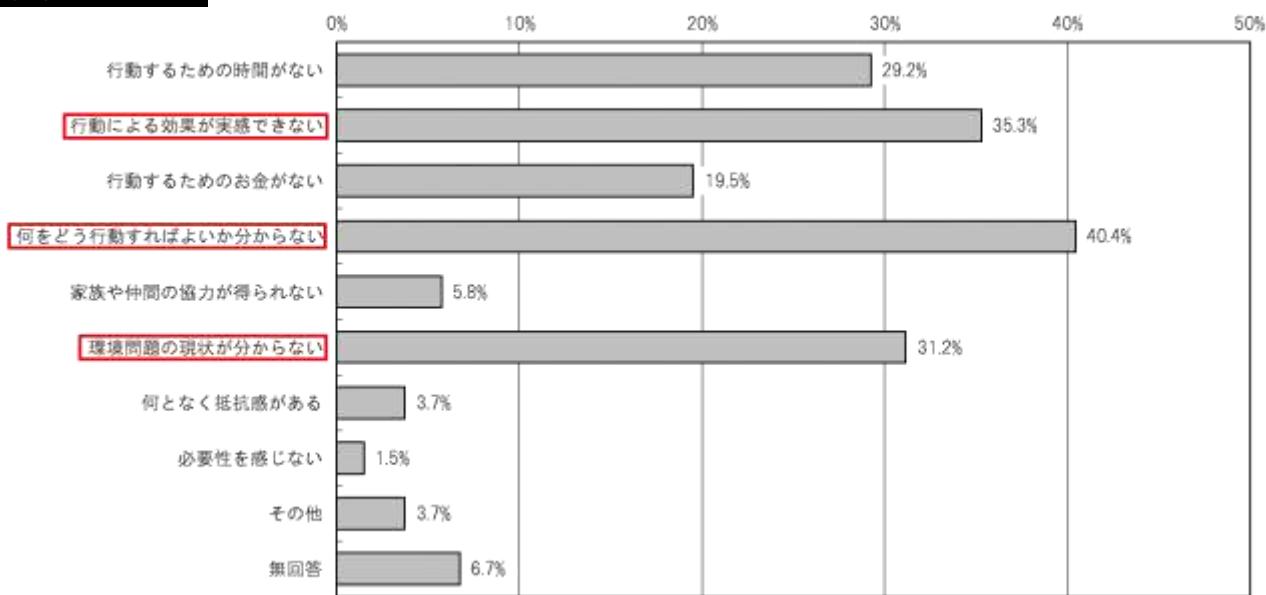
図表2－2－2



2-3-1 環境にやさしい行動を実践する上での困難

全体でみると、「何をどう行動すればよいか分からない」が 40.4%と最も高く、次いで「行動による効果が実感できない」（35.3%）、「環境問題の現状が分からない」（31.2%）の順となっています。

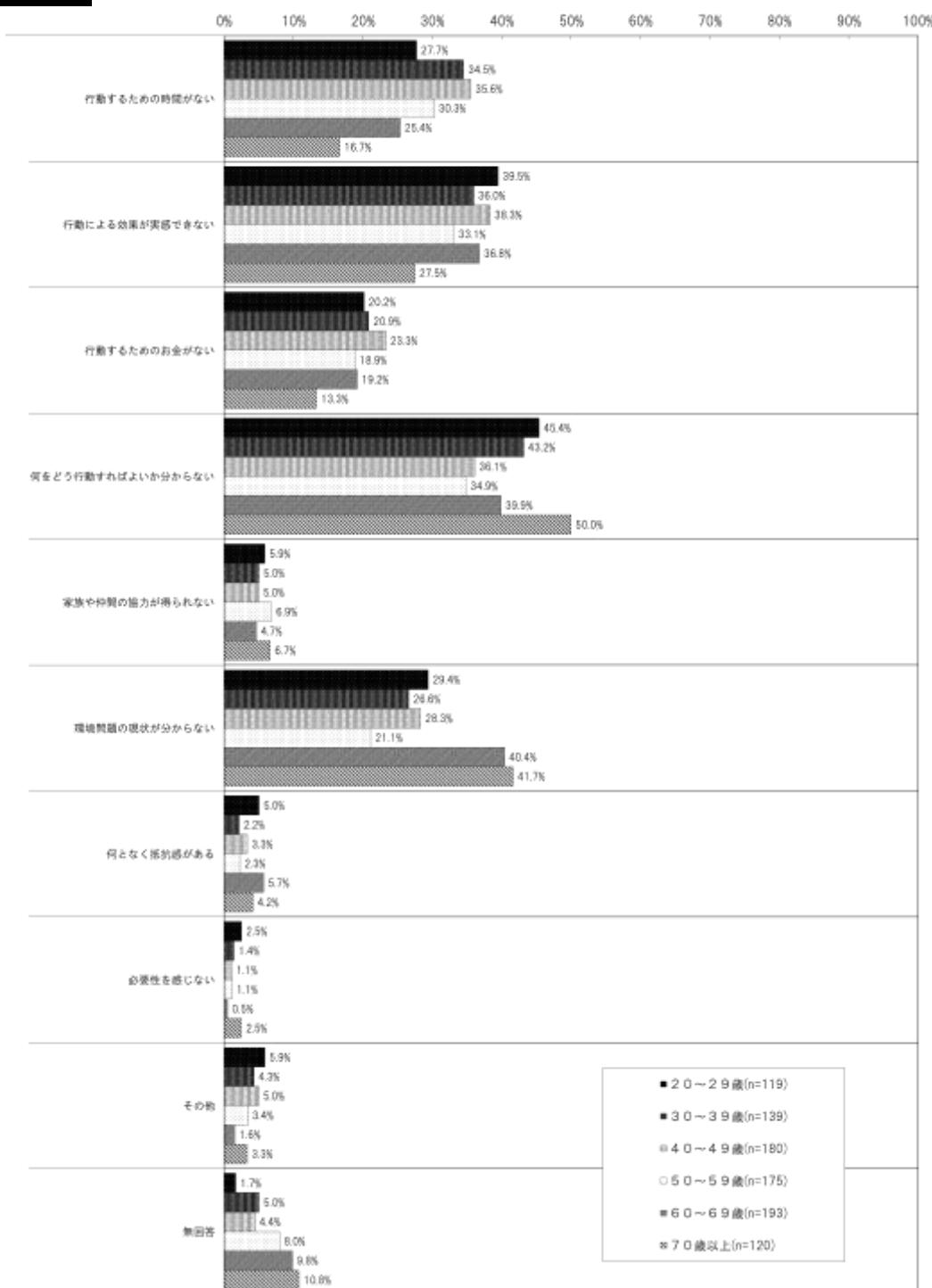
図表 2-3-1



2-3-2 環境にやさしい行動を実践する上での困難（年齢別）

年齢別でみると、20～29歳、70歳以上では「何をどう行動すればよいか分からない」が他の年齢区分と比べて高くなっています。

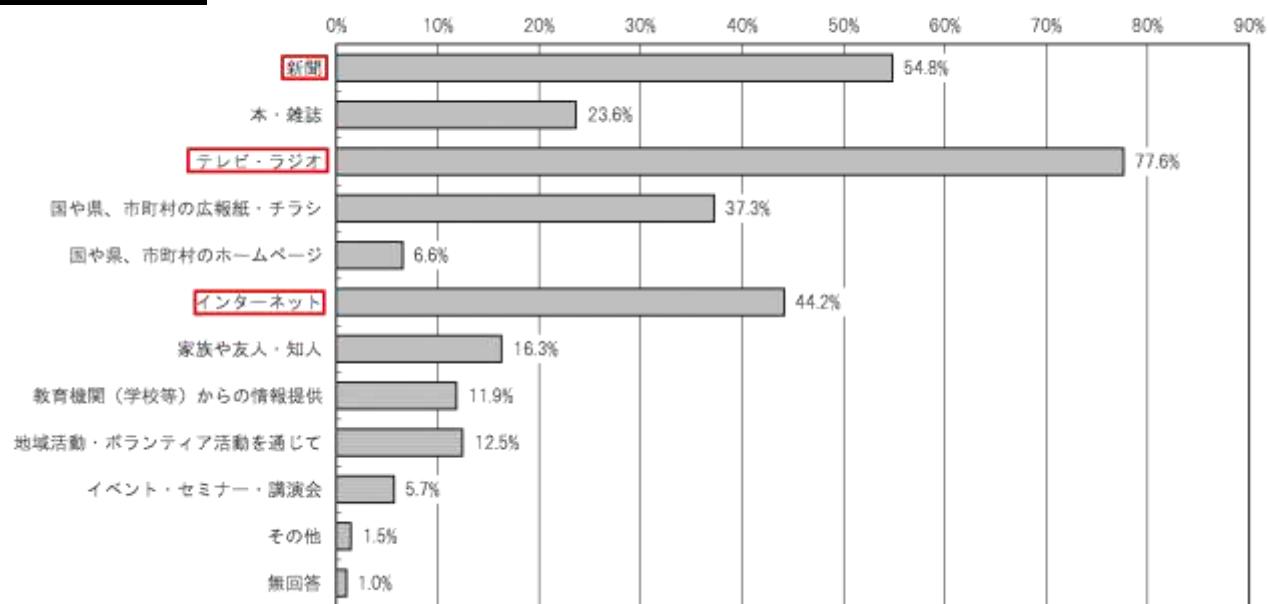
図表2-3-2



2-4-1 環境に関する情報収集の手段

全体でみると、「テレビ・ラジオ」が 77.6%と最も高く、次いで「新聞」（54.8%）、「インターネット」（44.2%）の順となっています。

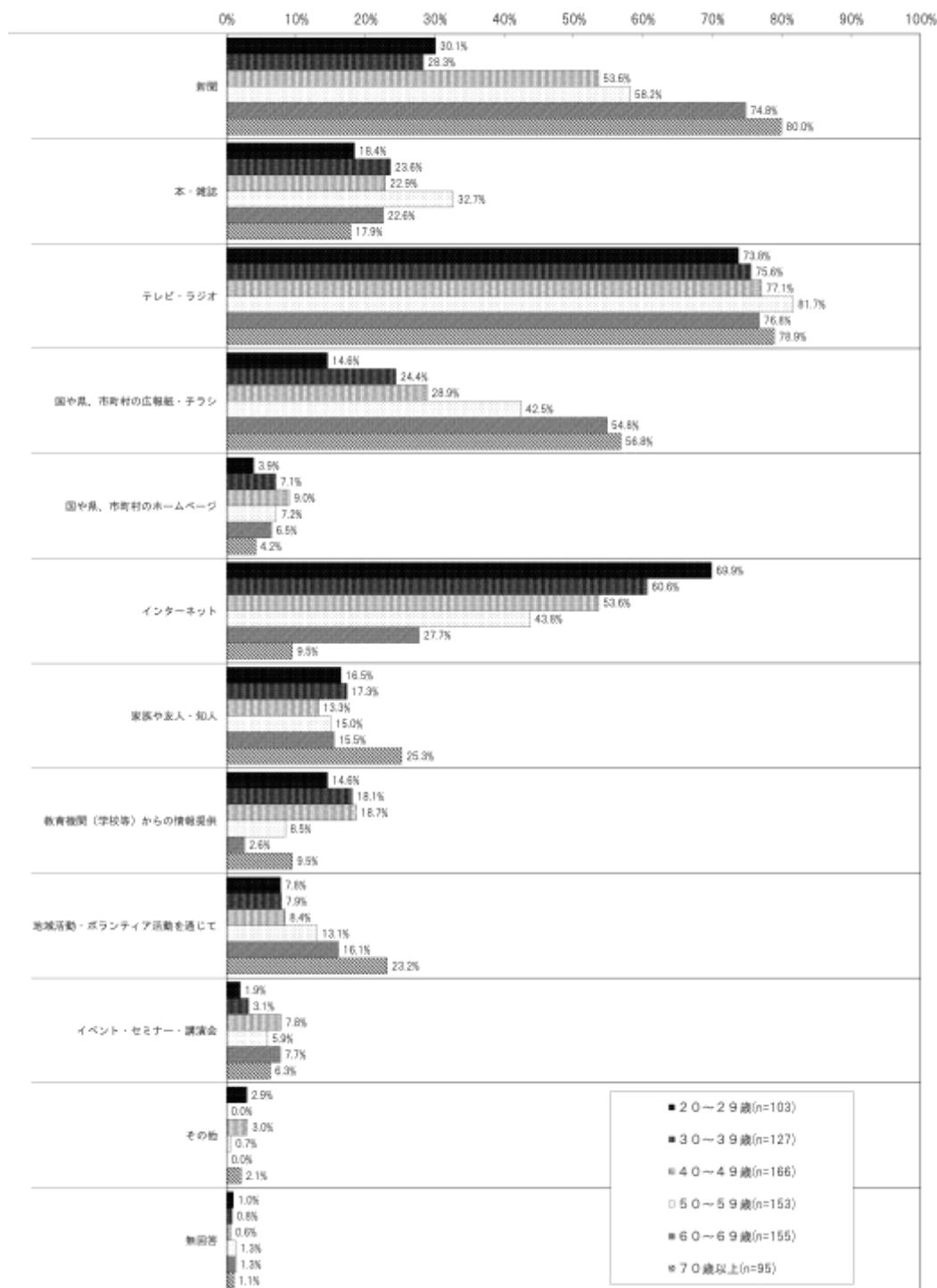
図表 2-4-1



2-4-2 環境に関する情報収集の手段（年齢別）

年齢別でみると、「インターネット」は年齢区分が低くなるにつれて高くなっています、「国や県、市町村の広報紙・チラシ」は年齢区分が高くなるにつれて高くなっています。

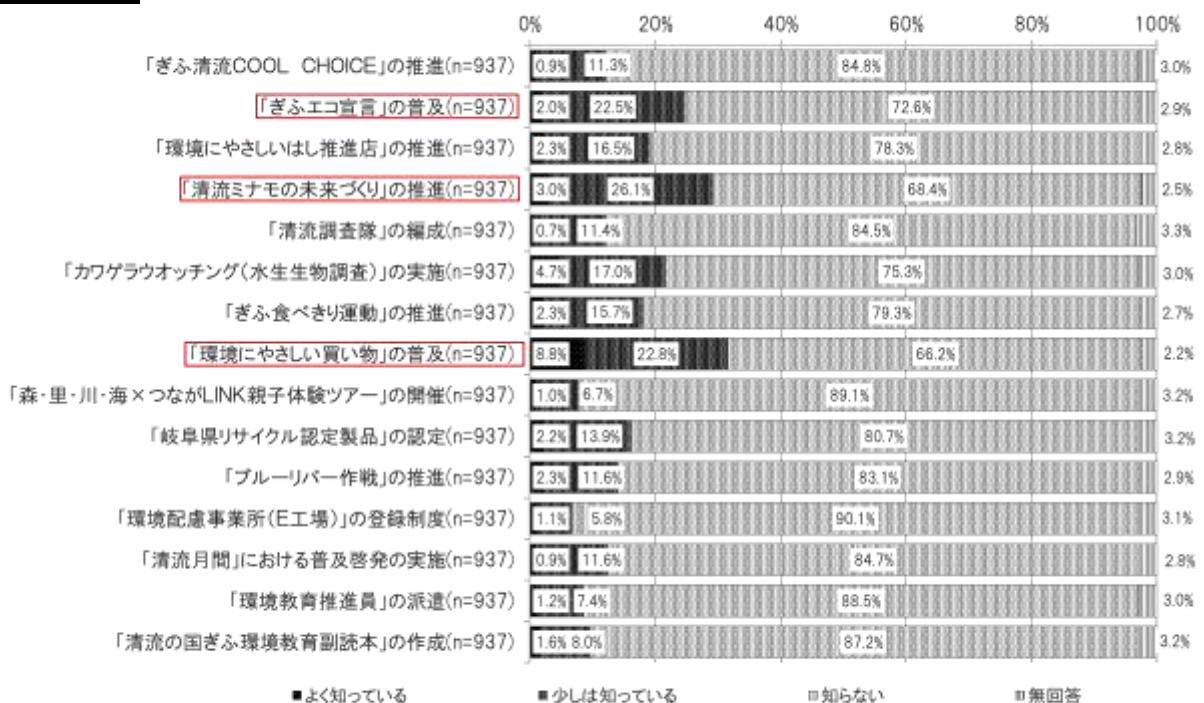
図表2-4-2



2-5-1 県が実施する環境施策の認知

全体でみると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、「『環境にやさしい買い物』の普及」が 31.6%と最も高く、次いで「『清流ミナモの未来づくり』の推進」（29.1%）、「『ぎふエコ宣言』の普及」（24.5%）の順となっています。

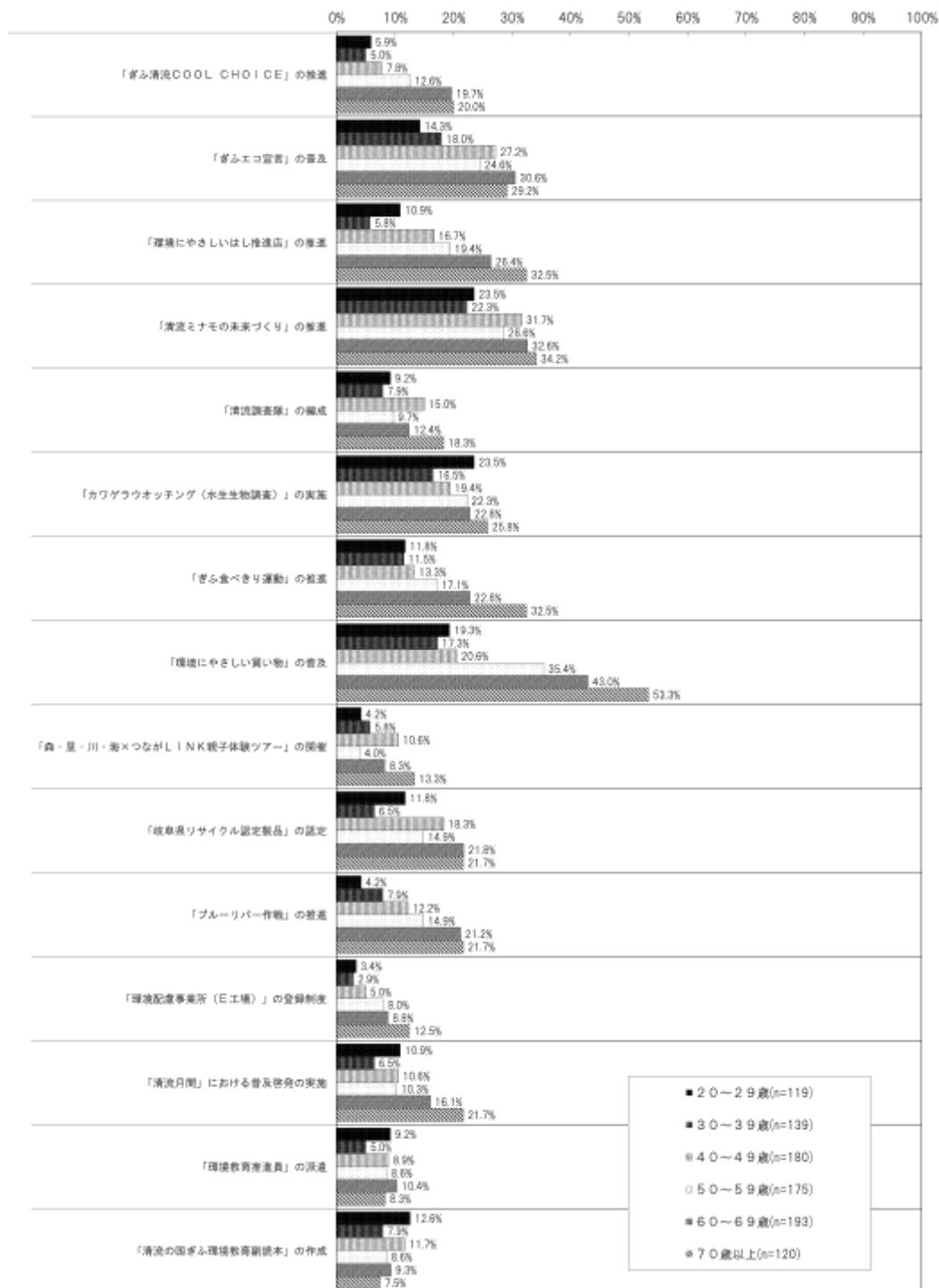
図表 2－5－1



2-5-2 県が実施する環境施策の認知（年齢別）

年齢別でみると、「よく知っている」と「少しあは知っている」の合計について、「『環境にやさしい買い物』の普及」は最も高かった70歳以上と最も低かった30～39歳とでは35ポイント以上の差があります。

図表2-5-2

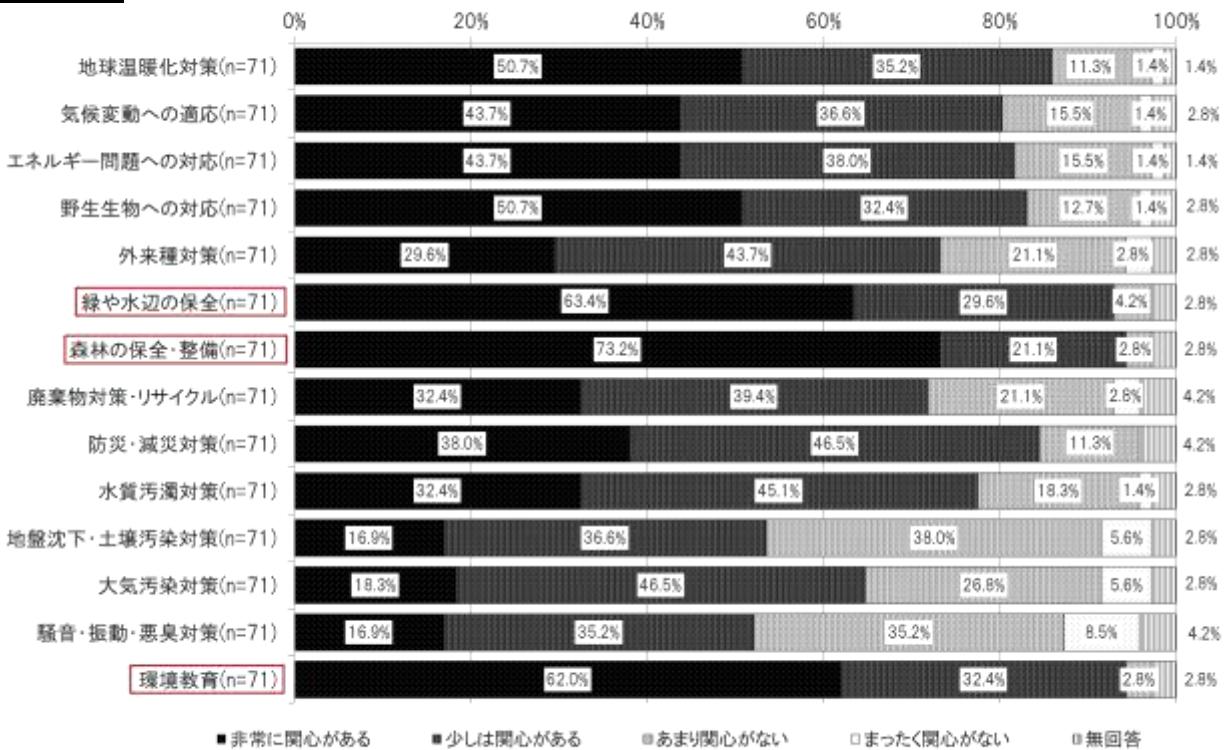


3. 環境関連団体を対象とする調査結果

3-1 関心がある環境問題

全体でみると、「非常に関心がある」と「少しある」の合計について、「環境教育」が94.4%と最も高く、次いで「森林の保全・整備」(94.3%)、「緑や水辺の保全」(93.0%)の順となっています。

図表3-1

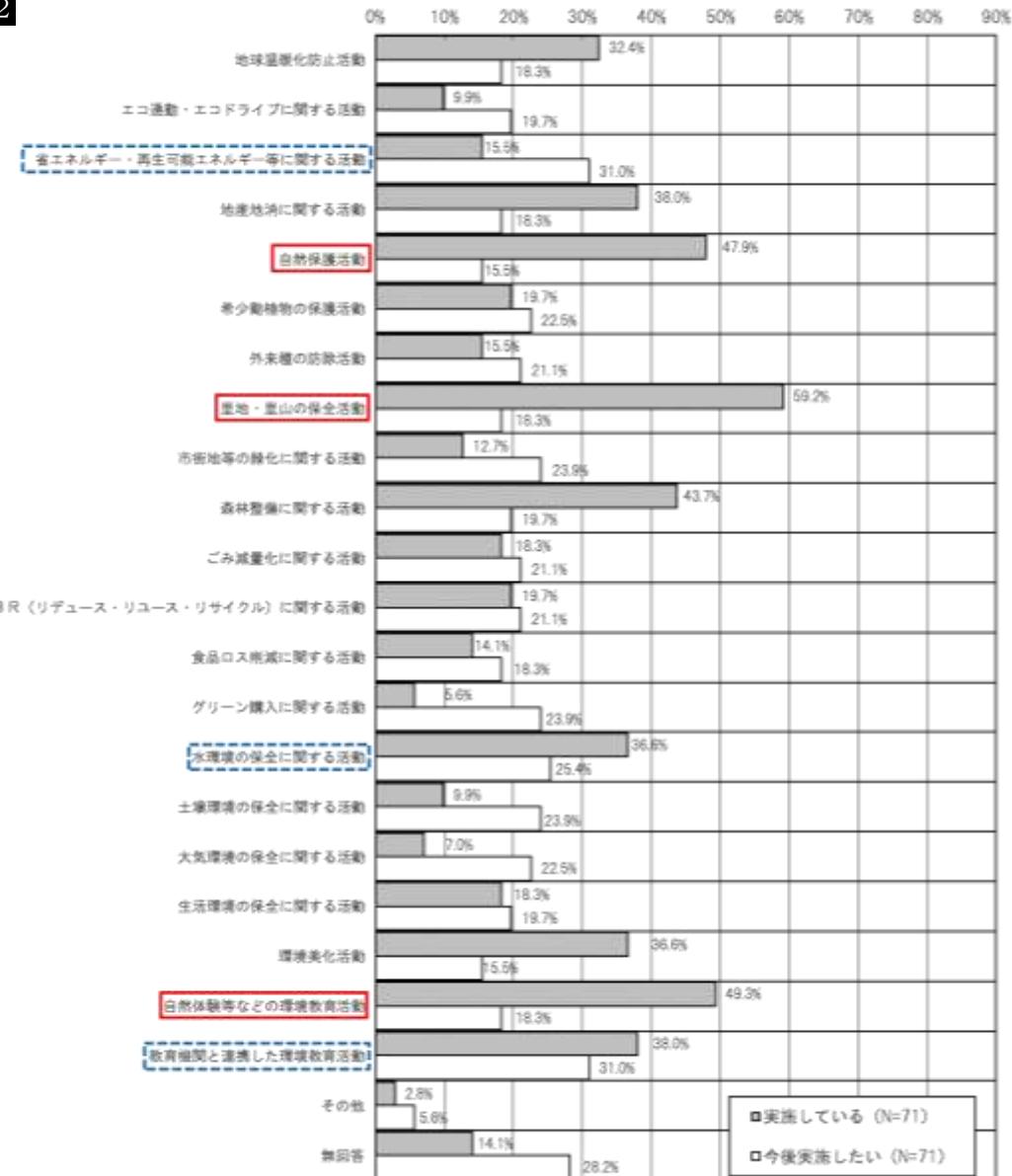


3-2 実施している、今後実施したい環境活動

全体でみると、「現在実施している」について、「里地・里山の保全活動」が 59.2%と最も高く、次いで「自然体験等などの環境教育活動」(49.3%)、「自然保護活動」(47.9%)の順となっています。

また、「今後実施したい」について、「省エネルギー・再生可能エネルギー等に関する活動」と「教育機関と連携した環境教育活動」がともに 31.0%と最も高く、次いで「水環境の保全に関する活動」(25.4%)の順となっています。

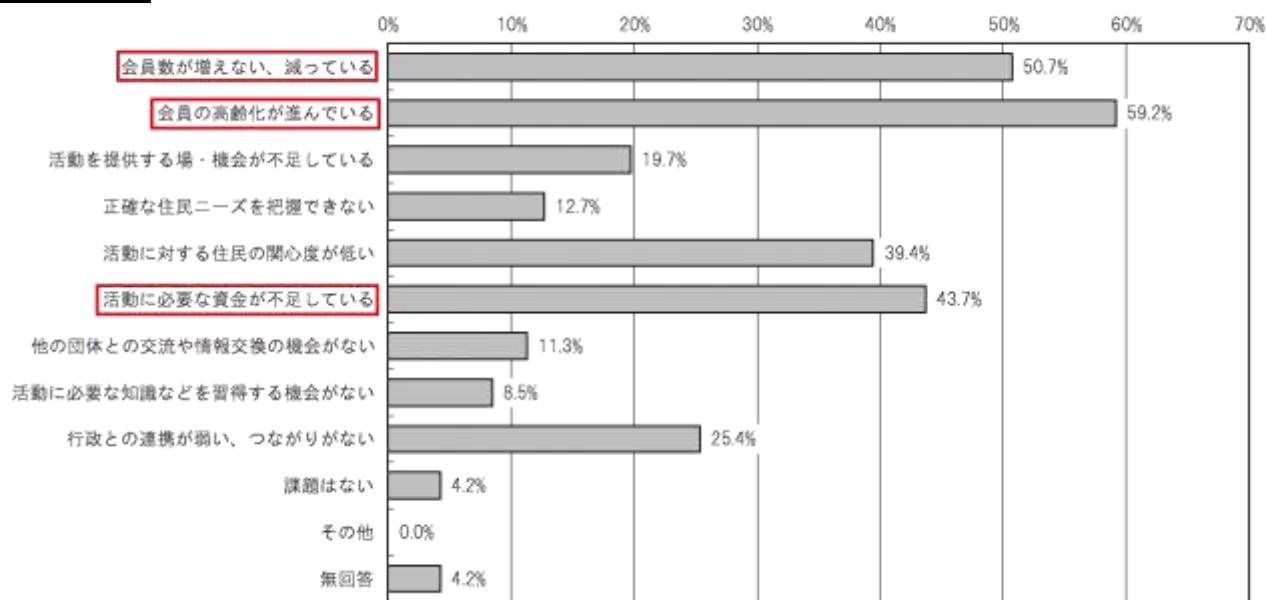
図表 3-2



3-3 環境活動を進める上での課題

全体でみると、「会員の高齢化が進んでいる」が 59.2%と最も高く、次いで「会員数が増えない、減っている」（50.7%）、「活動に必要な資金が不足している」（43.7%）の順となっています。

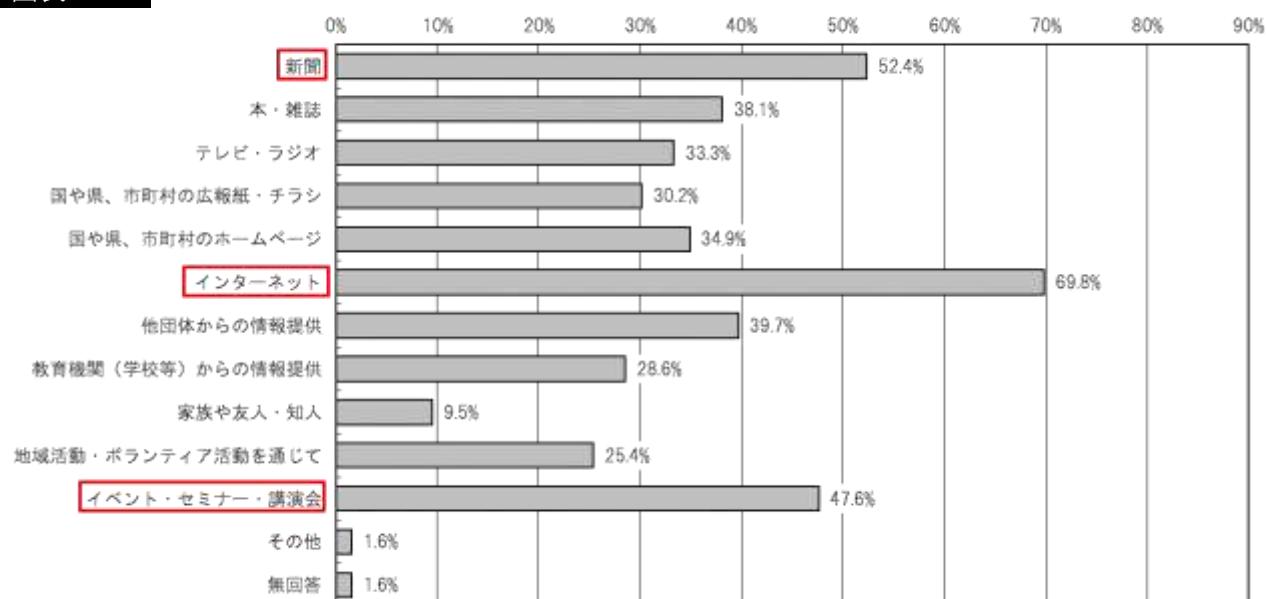
図表3－3



3-4 環境に関する情報収集の手段

全体でみると、「インターネット」が 69.8%と最も高く、次いで「新聞」（52.4%）、「イベント・セミナー・講演会」（47.6%）の順となっています。

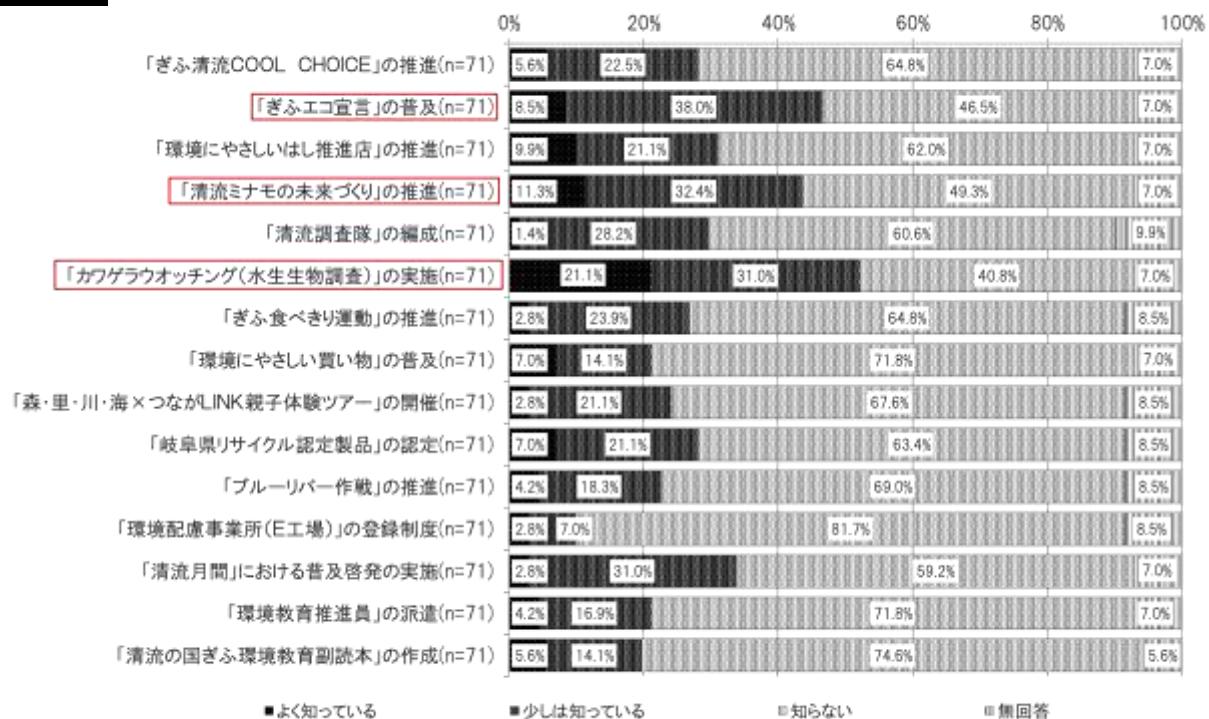
図表3－4



3-5 県が実施する環境施策の認知

全体でみると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、「『カワゲラウォッキング（水生生物調査）』の実施」が 52.1%と最も高く、次いで「『ぎふエコ宣言』の普及」（46.5%）、「『清流ミナモの未来づくり』の推進」（43.7%）の順となっています。

図表3-5

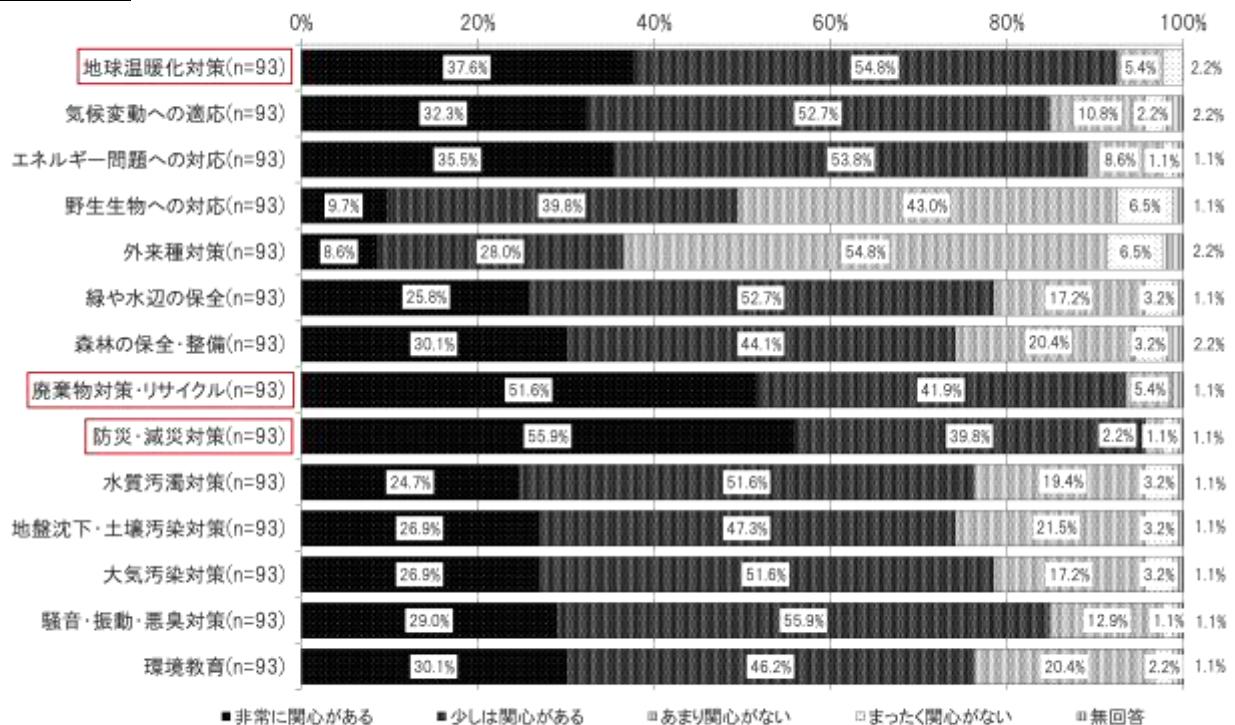


4. 企業を対象とする調査結果

4-1 関心がある環境問題

全体でみると、「非常に関心がある」と「少しある」の合計について、「防災・減災対策」が95.7%と最も高く、次いで「廃棄物対策・リサイクル」(93.5%)、「地球温暖化対策」(92.4%)の順となっています。

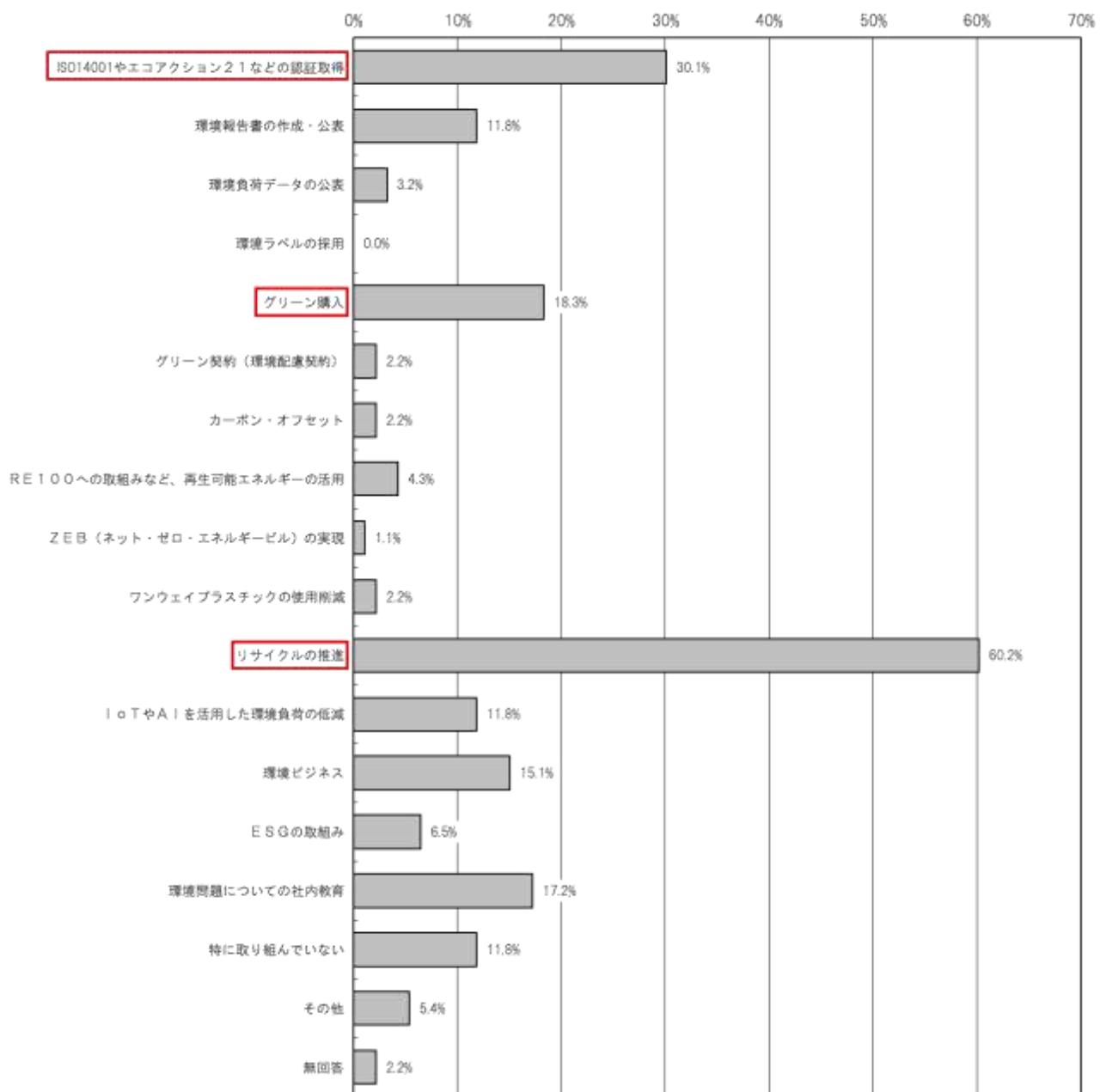
図表4-1



4-2 事業活動における環境保全の取組

全体でみると、「リサイクルの推進」が 60.2%と最も高く、次いで「IS014001 やエコアクション 21などの認証取得」（30.1%）、「グリーン購入」（18.3%）の順となっています。

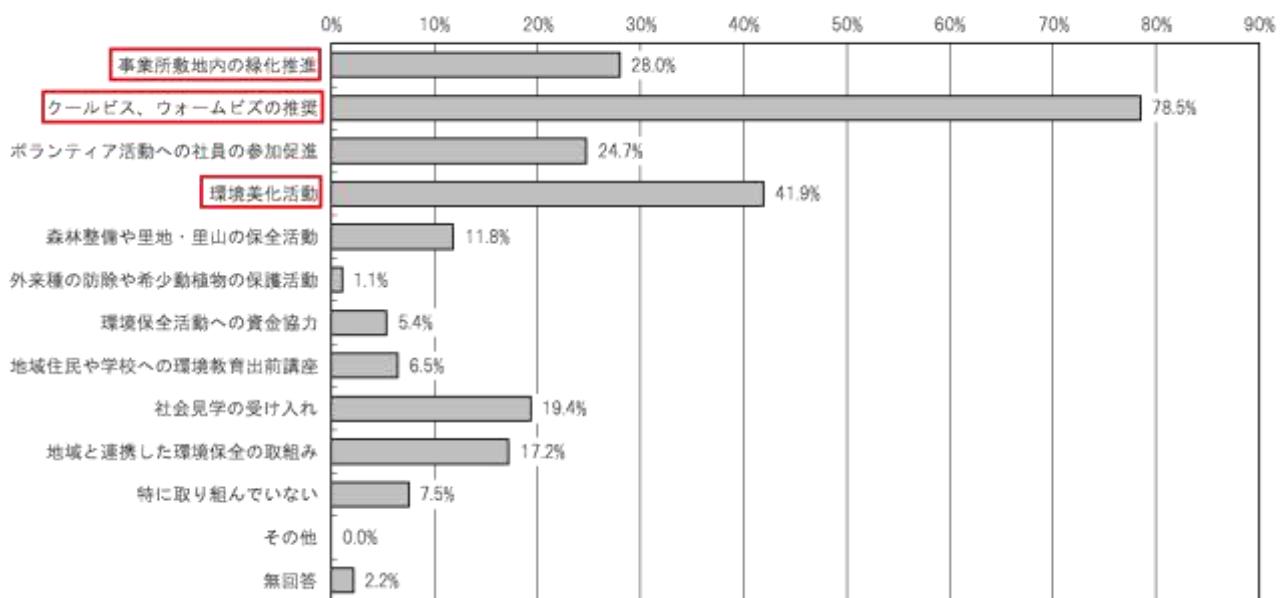
図表4－2



4-3 事業活動以外での環境保全の取組

全体でみると、「クールビズ、ウォームビズの推奨」が 78.5%と最も高く、次いで「環境美化活動」(41.9%)、「事業所敷地内の緑化推進」(28.0%)の順となっています。

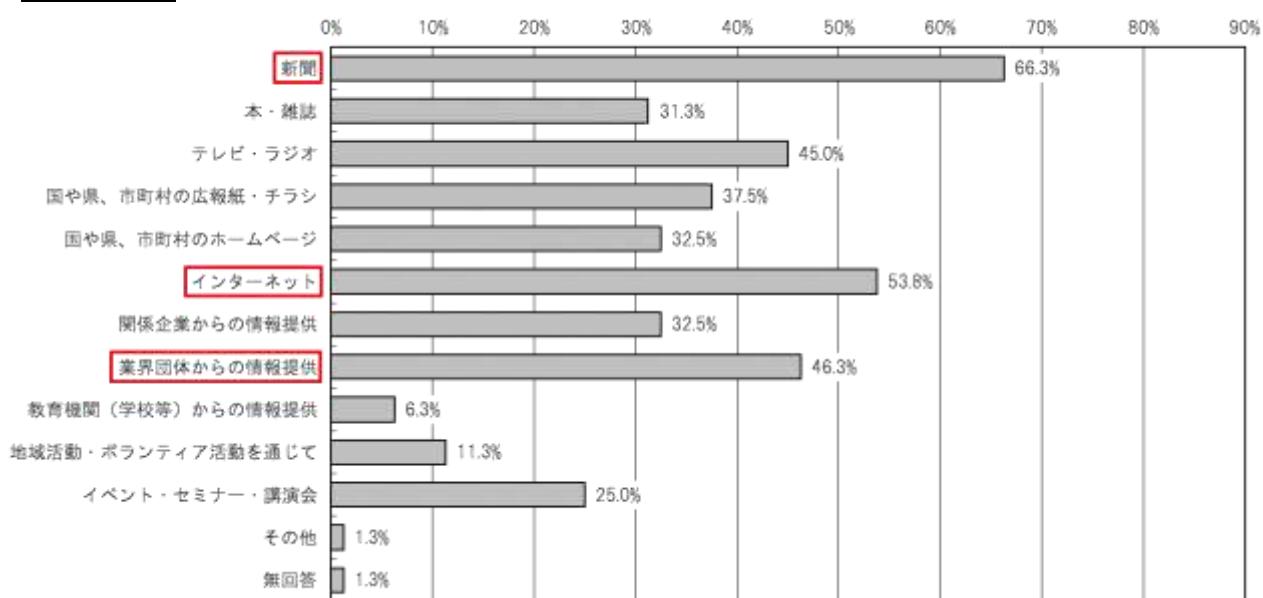
図表4-3



4-4 環境に関する情報収集の手段

全体でみると、「新聞」が 66.3%と最も高く、次いで「インターネット」(53.8%)、「業界団体からの情報提供」(46.3%)の順となっています。

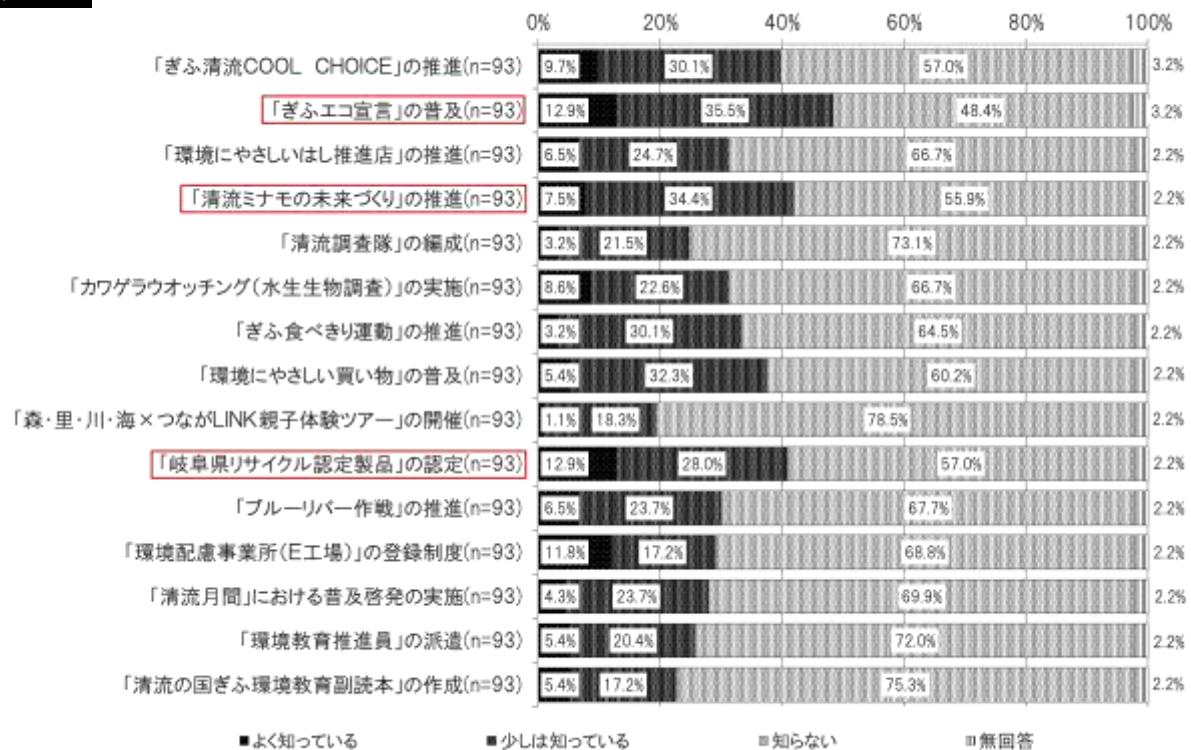
図表4-4



4-5 県が実施する環境施策の認知

全体でみると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、「『ぎふエコ宣言』の普及」が48.4%と最も高く、次いで「『清流ミナモの未来づくり』の推進」(41.9%)、「『岐阜県リサイクル認定製品』の認定」(40.9%)の順となっています。

図表4-5

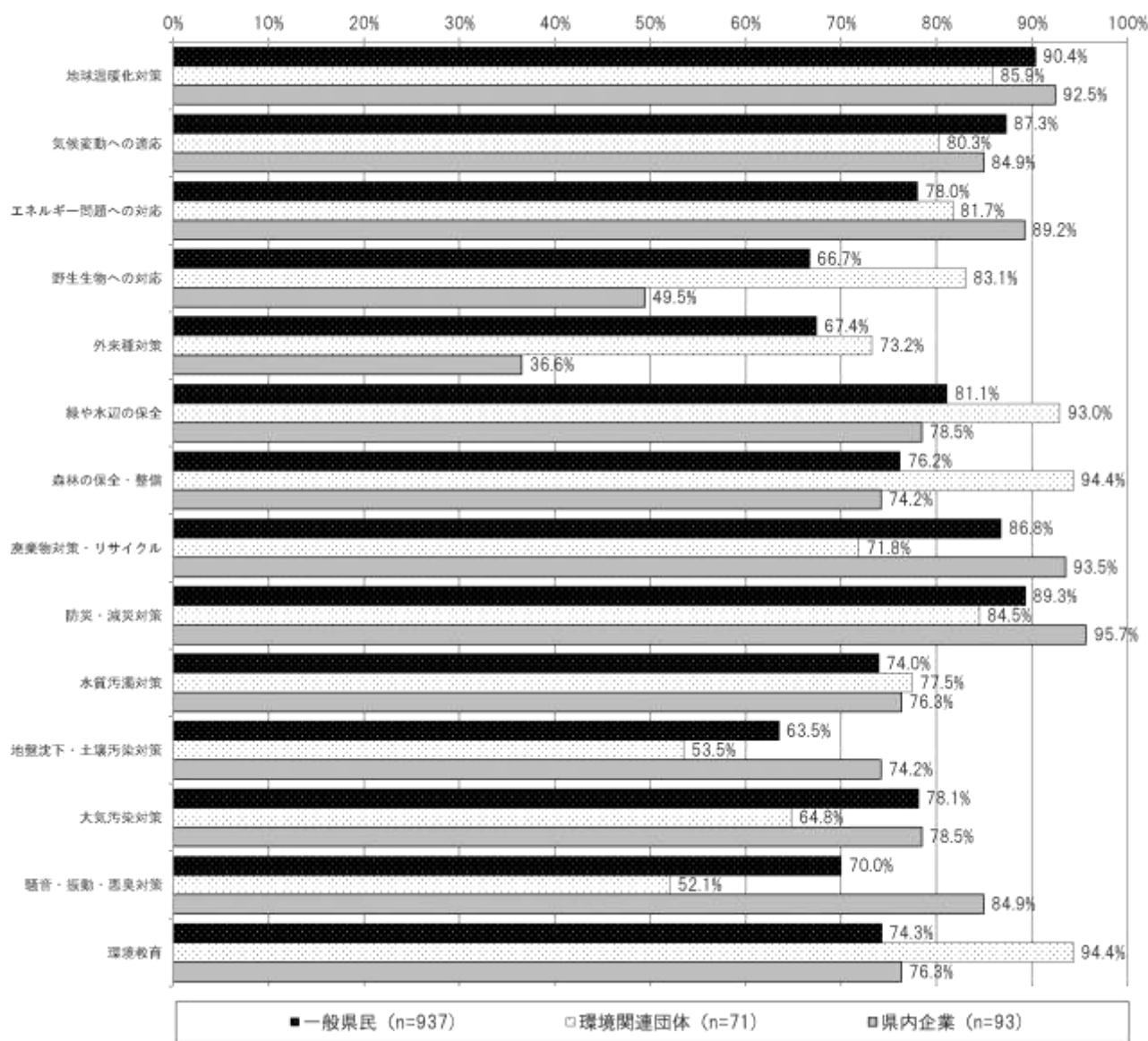


5. 一般県民調査と環境関連団体調査、企業調査の比較結果

5-1 関心がある環境問題

各調査を比較すると、県民は「気候変動への対応」で他の調査より高くなっています。団体では「野生生物への対応」、「外来種対策」、「緑や水辺の保全」、「森林の保全・整備」、「水質汚濁対策」、「環境教育」の6つの項目で他の調査より高くなっています。その他の項目については企業が他の調査より高くなっています。

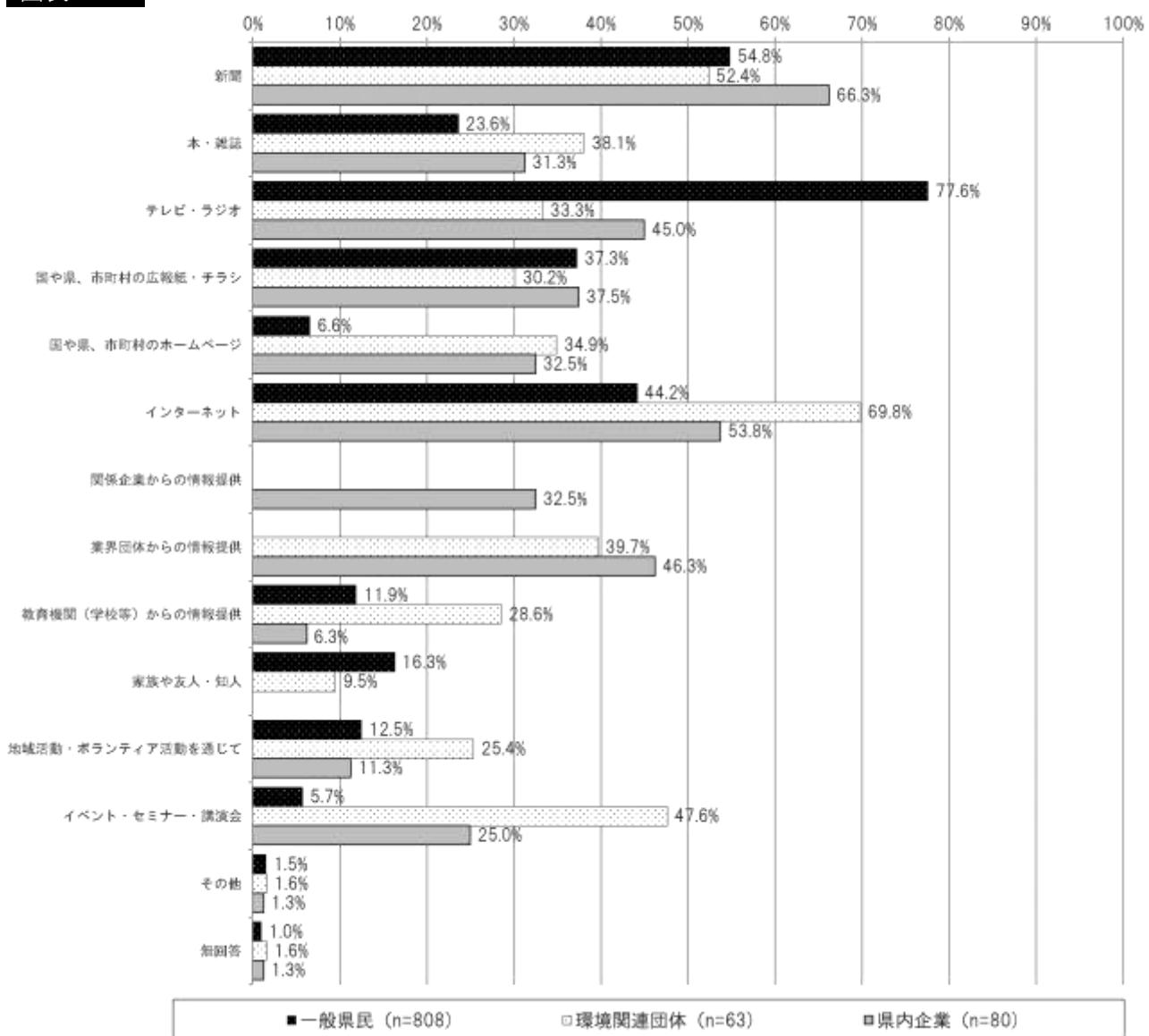
図表5-1



5-2 環境に関する情報収集の手段

各調査を比較すると、県民は「テレビ・ラジオ」が30ポイント以上、他の調査より高くなっています。団体では「イベント・セミナー・講演会」が20ポイント以上、「インターネット」や「教育機関（学校等）からの情報提供」が15ポイント以上、「地域活動・ボランティア活動を通じて」が10ポイント以上、他の調査より高くなっています。企業では「新聞」が10ポイント以上、他の調査より高くなっています。

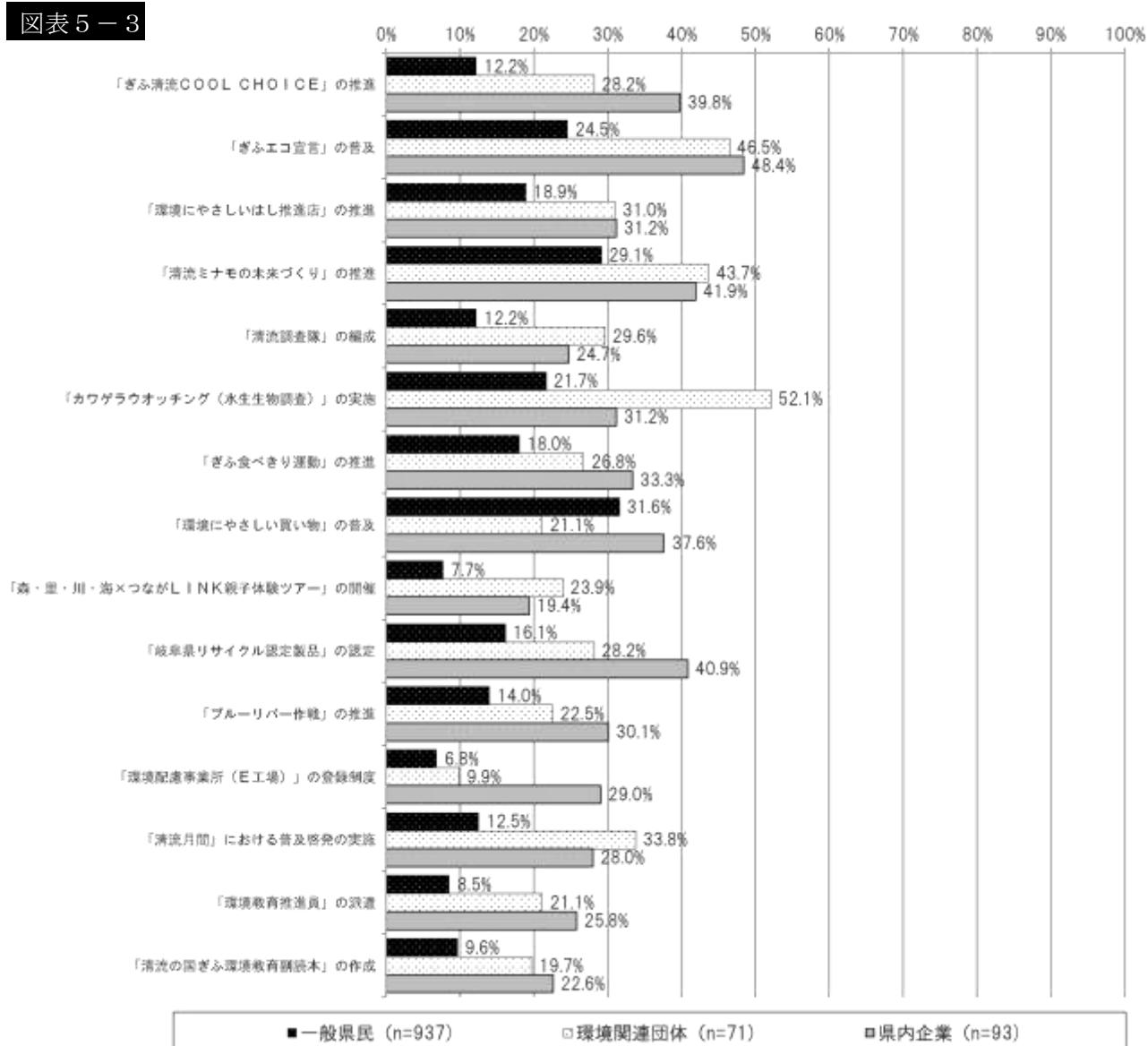
図表5－2



5-3 県が実施する環境施策の認知

各調査を比較すると、県民は「『環境にやさしい買い物』の普及」を除く、すべての項目で他の調査より低くなっています。団体では「『カワゲラウォッチング（水生生物調査）』の実施」と「『清流月間』における普及啓発の実施」の2つの項目で他の調査より高くなっています、その他の項目については企業が他の調査より高くなっています。

図表5-3



3 岐阜県環境基本条例(平成7年岐阜県条例第9号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策（第10条－第29条）

第3章 地球環境の保全の推進等（第30条・第31条）

附則

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、過去から現在へ永い年月の間、自然と共生しながら、生活の歴史を刻み、個性ある文化をつくり出してきた。

しかし、今日、物質的な豊かさを求める人間生活や、エネルギー及び資源を大量に消費する社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしている。そして人類の生命活動にも危害をもたらしつつある。

地球全体も私たちのふるさと岐阜県も、将来の世代まで、豊かで、快適で、健康に良い環境を保持しなければならない。

このため、私たちは、あらためて自然のもたらす恵みに深く思いをめぐらすとともに、環境が、大気、水、土壤など自然系の均衡と循環で成り立っていることを認識し、従来以上に環境の保全に努力するのみならず、さらに豊かで快適な環境を積極的につくり出すという新たな決意の下に、県民、事業者及び行政が一体となって、優れた自然環境を誇る岐阜県らしい人間と自然の共生を実現できる社会を築いていかなければならない。

ここに、すべての県民の参加と協働により、健康に良い豊かで快適な環境を保全し、さらに創出し、将来の世代まで継承するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条** 豊かで快適な環境の保全及び創出は、大気、水、土壤等からなる環境を良好な状態に保持することにより、県民の健康を確保することを目的として行われなければならない。
- 2 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において県民が良好な環境の恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 3 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

- 第4条** 県民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の

製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

- 第6条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 一 公害の防止に関する事項
 - 二 大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、県民の健康を保護し、及び増進するための環境の確保に関する事項
 - 三 野生生物の保護その他の生物の多様性の確保に関する事項
 - 四 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出に関する事項
 - 五 個性豊かで良好な景観の保全及び創出並びに歴史的文化的資産の保全に関する事項
 - 六 環境の美化その他良好な生活環境の確保に関する事項
 - 七 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事項
 - 八 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び再利用に関する事項
 - 九 地球環境の保全に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する事項

(市町村との連携等)

第7条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行うその区域における自然的・社会的条件に応じた豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

(県民環境の日)

第8条 県民及び事業者の間に、豊かで快適な環境の保全及び創出についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、県民環境の日を設ける。

2 県民環境の日は、毎月第二土曜日とする。

(清流月間)

第8条の2 豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で森林から生み出される清流が果たす役割の重要性に鑑み、清流についての関心と理解を深めるとともに、清流の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、清流月間を設ける。

2 清流月間は、毎年七月とする。

3 県は、清流の保全についての関心と理解を深めるための啓発活動その他清流月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(年次報告等)

第9条 知事は、毎年、県議会に環境の状況並びに県が豊かで快適な環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を、毎年、公表しなければならない。

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第10条 知事は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標
- 二 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の方向
- 三 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する配慮の方針
- 四 前3号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する重要事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県環境審議会及び市町村長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県民の意見の反映)

第11条 県は、環境基本計画の策定及び変更並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県の施策と環境基本計画との整合等)

第12条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について総合的に調整し、及び推進するためには必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の建設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創出について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への配慮の促進)

第14条 県は、開発事業者が、その事業の実施に当たり、環境への配慮が必要と認められる事業について開発事業者が配慮すべきものとして県が定める事項に即し、自ら積極的に環境を保全し、及び創出することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第15条 県は、豊かで快適な環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に關し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第16条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境総括責任者の設置の促進)

第17条 知事は、事業者が、事業活動を行うこと

に伴う環境への負荷を低減すること並びに事業活動を豊かで快適な環境の保全及び創出に資するものとすることに関する業務を総括管理する責任者を設置することを促進するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第18条 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するものとする。

(良好な景観の保全等)

第19条 県は、地域の特性を活かした良好な景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的環境その他の快適な環境の保全及び創出を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第20条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民、事業者及び市町村による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物処理対策の促進)

第21条 県は、生活環境の保全を図るため、県民、事業者及び市町村と協働して、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の安全な処理、廃棄物の再利用そ

の他の廃棄物の適正な処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の推進等)

第22条 県は、県民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の豊かで快適な環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲が増進されるようするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第23条 県は、県民、事業者又はこれらの者で構成する団体（以下「県民等」という。）による県土を魅力あるものとするための活動その他豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった県民等を顕彰するものとする。

(環境に関する情報の提供)

第24条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第25条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全及び創出、地球環境の保全その他環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第26条 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等との協力)

第28条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(豊かで快適な環境の保全及び創出のための推進体制の整備)

第29条 県は、県民、事業者、市町村及び県が協働し、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

第30条 県は、地球環境の保全が県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国等及びその他の関係機関と協力し、地球環境の保全に関する調査及び研究、環境の状況の監視、観測及び測定、海外の地域等への環境の保全に関する技術の提供等に

より、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する行動計画の策定等)

第 31 条 県は、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 から 4 まで 略

附 則 (平成 12 年岐阜県条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年岐阜県条例第 13 号)

この条例は、公布の日 (平成 23 年 3 月 23 日) から施行する。

4 計画の策定経過

令和元年度

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 令和元年 11 月 29 日 | 環境に関する県民等意識調査（12 月 16 日まで） |
| 令和 2 年 3 月 19 日 | 岐阜県環境審議会（諮問・企画政策部会に付託） |

令和 2 年度

| | |
|------------------|---|
| 令和 2 年 7 月 21 日 | 岐阜県環境審議会企画政策部会 (現行計画に基づく取組の検証及び計画骨子案の審議) |
| 令和 2 年 9 月 14 日 | 岐阜県環境審議会（計画骨子案の審議） |
| 令和 2 年 9 月 18 日 | 岐阜県議会が開催する説明会（計画骨子案を説明） |
| 令和 2 年 10 月 5 日 | 岐阜県議会厚生環境委員会（計画骨子案を説明） |
| 令和 2 年 10 月 26 日 | 岐阜県環境審議会企画政策部会（計画素案の審議） |
| 令和 2 年 11 月 30 日 | 岐阜県環境審議会企画政策部会（計画素案の審議） |
| 令和 2 年 12 月 10 日 | 計画案に対する市町村長への意見照会（令和 3 年 1 月 7 日まで） |
| 令和 2 年 12 月 14 日 | 岐阜県議会厚生環境委員会（計画案を説明） |
| 令和 2 年 12 月 14 日 | 計画案に対するパブリック・コメント（令和 3 年 1 月 12 日まで） |
| 令和 3 年 1 月 28 日 | 岐阜県環境審議会企画政策部会（計画案の審議・部会報告の決定） |
| 令和 3 年 2 月 3 日 | 岐阜県環境審議会（部会報告を受けて審議・答申） |
| 令和 3 年 2 月 ● 日 | 令和 3 年第 1 回定例県議会開会（議案の提出） |
| 令和 3 年 2 月 ● 日 | 岐阜県議会が開催する説明会（計画案を説明） |
| 令和 3 年 3 月 ● 日 | 岐阜県議会厚生環境委員会（議案の審議） |
| 令和 3 年 3 月 ● 日 | 令和 3 年第 1 回定例県議会閉会（議決） |

5 岐阜県環境審議会委員名簿

(敬称略・区分毎に50音順に記載)

| | | |
|-------|---------------------|----------------------|
| 議会 | ひろ 広 せ 瀬 おさむ 修 | 岐阜県議会厚生環境委員会委員長 |
| 学識経験者 | あさ 朝 だ 田 けん 憲 すけ 祐 | 中日新聞社岐阜支社報道部長 |
| | いけ 池 だ 田 なお 尚 み 美 | 長良・自然とくらし楽校 |
| | いた 板 づ のり 徳 つぐ 次 | 県町村会副会長（富加町長） |
| | い 伊 とう 藤 り 理 さ 佐 | 生活協同組合コープぎふ理事 |
| | おお 大 ば 場 しん 伸 や 也 | 岐阜大学応用生物科学部教授 |
| | おく 奥 むら むら よし 佳 こ 子 | 県商工会女性部連合会理事 |
| | か 加 藤 とう じゅん じ 司 | 県市長会（土岐市長） |
| | かみ 神 や 谷 こう 浩 じ 二 | 岐阜大学工学部教授 |
| | かわ 河 だ 田 けん 賢 じ 次 | 県工業会専務理事 |
| | くに 國 しま ま き | ぎふ農業委員会女性ネットワーク副会長 |
| | こ 小 林 ばやし ゆ き こ 子 | 公募委員 |
| | こ 小 森 もり たか 稔 美 | 岐阜新聞社統合編集局報道部副部長 |
| | さ 佐治木 じ き ひろ なお 弘 尚 | 岐阜薬科大学教授 |
| | さわ 澤 ひで 秀 じ 俊 | 公募委員 |
| | た 田 中 なか つゆ 露 み 美 | 県生活学校連絡協議会副会長 |
| | デュアーユ 貴 たか こ 子 | 東海学院大学健康福祉学部教授 |
| | なか 中 むら さち 幸 こ 子 | (株)野生鳥獣対策連携センター事業部長 |
| 国行政機関 | にい 新 川 かわ み 美 紀 | 岐阜薬科大学客員共同研究員 |
| | ひろ 廣 岡 おか か や こ 子 | 岐阜大学流域圏科学研究センター准教授 |
| | ひろ 廣 中 なか けん 健 太 | 公募委員 |
| | べつ 別 みや 宮 り 理 え 恵 | 日本労働組合総連合会岐阜県連合会執行委員 |
| | もり 守 富 とみ ひろし 寛 | 守富環境工学総合研究所所長 |
| | や 矢 の ちぐさ | グリーンエコごうど代表 |
| | やま 山 だ 田 なお 直 み 実 | 弁護士 |
| | いな 稲 葉 やす まさ 恭 正 | 東海農政局生産部長 |
| | かわ 川 嶋 しま とおる 徹 | 岐阜地方気象台長 |
| | しん 新 藤 どう きみ 公 と 人 | 中部経済産業局資源エネルギー環境部長 |
| | はやし 林 まさ みち 正 道 | 中部地方整備局企画部長 |
| | ひで 秀 田 とも ひこ 智 彦 | 中部地方環境事務所長 |

6 関連計画

- 環境に関わる分野において、本計画と整合を図る計画

環境関係の個別計画

| |
|---------------------|
| 岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画 |
| 岐阜県庁環境配慮率先実行計画 |
| 岐阜県廃棄物処理計画 |
| 岐阜県災害廃棄物処理計画 |
| 生物多様性ぎふ戦略 |
| 鳥獣保護管理事業計画 |
| など |

県政各分野における個別計画

| |
|------------------------|
| 岐阜県地域防災計画 |
| 岐阜県強靭化計画 |
| 岐阜県地震防災行動計画 |
| 岐阜県成長・雇用戦略 |
| 岐阜県次世代エネルギービジョン |
| ぎふ農業・農村基本計画 |
| 岐阜県森林づくり基本計画 |
| 岐阜県公共施設等総合管理基本方針 |
| 県土整備ビジョン |
| 都市計画区域マスターplan |
| 国土利用計画（岐阜県計画） |
| <u>新岐阜県営水道ビジョン</u> |
| 岐阜県住生活基本計画 |
| 岐阜県教育ビジョン（岐阜県教育振興基本計画） |
| 岐阜県生涯学習振興指針 |
| など |

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鵜飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

第6次岐阜県環境基本計画
(令和3年度～令和7年度)

発行年月：令和3年3月

発 行 者：岐阜県環境生活部環境企画課

〒500-8570

岐阜市薮田南 2-1-1

TEL 058-272-1111(代表) 内線 2696

FAX 058-278-2610

